

第四十六回国会 大蔵委員会 議 録 第七号

昭和三十一年二月十四日(金曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事 白井 莊二君 理事 原田 憲君

理事 坊 秀男君 理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

天野 公義君 伊東 正義君

岩動 道行君 宇都宮徳馬君

大泉 寛三君 大久保武雄君

奥野 誠亮君 押谷 富三君

金子 一平君 木村 剛輔君

木村武千代君 小山 省二君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

濱田 幸雄君 福田 繁芳君

卜部 政巳君 小松 幹君

佐藤觀次郎君 田中 武夫君

只松 祐治君 野原 覺君

日野 吉夫君 平林 剛君

松平 忠久君 春日 一幸君

竹本 孫一君

出席國務大臣 福田 一君

出席政府委員 通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員 内閣官房長官 黒金 泰美君

出席政府委員 内閣法制局参事 吉國 一郎君

出席政府委員 (第三部長) 西山 昭君

出席政府委員 (經濟協力局長) 西山 昭君

出席政府委員 大蔵政務次官 細瀨 彌三君

大蔵事務官 高橋 俊英君
(銀行局長)
通商産業事務官 山本 重信君
(通商局長)

委員外の出席者

總理府事務官 庭山慶一郎君

(經濟企画庁調 整局参事官)

大蔵事務官 鈴木 秀雄君

(大臣官房財務 調査官)

日本輸出入銀行 森永貞一郎君

總裁 齋藤 正年君

日本輸出入銀行 理事 齋藤 正年君

專門 員 板井 光三君

二月十二日

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五号)

揮発油税法及び地方道路税法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一七

号)

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三六号)

自動車検査登録特別会計法案(内閣

提出第六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三六号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五号)

揮発油税法及び地方道路税法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一七
号)

自動車検査登録特別会計法案(内閣

提出第六六号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第五一号)

○山中委員長 これより会議を開きま

す。

所得税法の一部を改正する法律案、

法人税法の一部を改正する法律案、揮

発油税法及び地方道路税法の一部を改

正する法律案及び自動車検査登録特別

会計法案の四案を一括して議題といた

します。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和二十二年法律第二

十七号)の一部を次のように改正す

る。

第一条第三項第三号中「生命保険

契約(郵便年金契約を含む。以下同

じ。)」を「生命保険契約その他これ

に類する契約(郵便年金法第二条の

二に規定する郵便年金契約を含む。

以下生命保険契約等という。)」に改

め、同項第五号中「生命保険契約」を

「生命保険契約等」に、「以下同じ」を

「以下本号、第六条及び第九条におい

て同じ」に改め、同条第五項中「又は

法人から」を「法人からの」に、「剰

余金の分配若しくは」を「若しくは剰

余金の分配」に改め、「収益の分配」

の下に「又は映画若しくは演劇の俳

優その他命令で定める芸能人の役務

の提供を内容とする事業に係る当該

役務の提供に関する報酬若しくは料

金で命令で定めるものの支払」を加

える。

第八条第七項第二号中「二十万円」

を「二十五万円」に改める。

第九条第一項中「当該各号の規定

により計算した金額(第八号及び第

九号に規定する所得については、当

該各号の規定により計算した金額の

合計金額から十五万円を控除した金

額の十分の五に相当する金額)」を

「第一号から第五号まで及び第十号

の規定により計算した金額の合計額

と第八号及び第九号の規定により計

算した金額の合計額から十五万円

(当該合計額が三十万円以下である

場合には、当該合計額とし、当該合計

額が三十万円をこえ四十五万円未

相当する金額(第八号の規定によ

り計算した金額が譲渡所得等の特別

控除額をこえる場合には、そのこえ

る金額に第八号及び第九号の規定

により計算した金額の合計額の十分

の五に相当する金額を加算した金

額)との」に改め、同項第五号イ中

「四十一万円」を「四十二万円」に、

「二万円」を「二万円」に改め、同号ロ

中「四十一万円」を「四十二万円」に、

「七十一万円」を「八十二万円」に、

「九万円」を「十万円」に改め、同号ハ

中「七十一万円」を「八十二万円」に、

「十二万円」を「十四万円」に改め、同

項第六号イ中「三万円(勤続年数のう

ち年齢が四十歳をこえ五十歳に達す

るまでの在職期間に対応する年数に

ついては四万円、五十歳をこえる在

職期間に対応する年数については五

万円とする。)」を「五万円」に改め、

同項第七号中「一年」を「三年」に、

「当該残額が十五万円に満たない場

合には当該残額に相当する金額)」を

「(当該残額が三十万円以下である場

合には、当該残額とし、当該残額が

三十万円をこえ四十五万円未満であ

八 左に掲げる所得（山林の伐採又は譲渡による所得及び営利を目的とする継続的行為により生じた所得を除くものとし、イに規定する命令で定める行為については、その対価として一時に取得する所得に限るものとする。以下譲渡所得という。）は、それぞれその年中の総収入金額からその資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の合計額 イ 資産の譲渡（地上権の設定その他の契約により他人をして不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為のうち命令で定めるものを含む。以下ロにおいて同じ。）でその取得の日から三年以内になされたものによる所得のうち命令で定めるもの ロ 資産の譲渡による所得でイに掲げる所得以外のもの 第九条第一項第九号中「役務」の下に「又は資産の譲渡」を加える。 第九条の三第一項中「主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失を除く。」を削り、同項第三号及び第六号中「十五万円」を「三十万円」に、「そのこえる金額」を「当該合計額から十五万円（当該合計額が四十五万円未満である場合には、六十万円）から当該合計額を控除した金額」を控除した金額」に、「当該所得の金額から」を「当該所得の金額のうち同項第八号イに規定する所得の金額並びに同号ロ及び同項第九号に規定する所得の金額から順次」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。 前項の場合において、同項に規定する損失のうち主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得（以下本項において趣味又は娯楽等に係る所得という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、命令の定めるところにより、これらの損失の金額は、他の趣味又は娯楽等に係る所得（命令で定めるもののに限る。）の金額からその金額の範囲内においてこれを控除するものとし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該損失の金額は、ないものとみなす。 第十条第三項中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。 第十一条の二第二項第一号中「十二万五千円」を「十五万円」に、「九万五千円」を「十二万円」に改め、同条第三項第一号中「七万五千円」を「九万円」に改める。	計額が四十五万円未満である場合には、六十万円から当該合計額を控除した金額」を控除した金額」に、「当該所得の金額から」を「当該所得の金額のうち同項第八号イに規定する所得の金額並びに同号ロ及び同項第九号に規定する所得の金額から順次」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。 前項の場合において、同項に規定する損失のうち主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得（以下本項において趣味又は娯楽等に係る所得という。）の計算上生じた損失の金額があるときは、命令の定めるところにより、これらの損失の金額は、他の趣味又は娯楽等に係る所得（命令で定めるもののに限る。）の金額からその金額の範囲内においてこれを控除するものとし、なお控除しきれない損失の金額があるときは、当該損失の金額は、ないものとみなす。 第十条第三項中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。 第十一条の二第二項第一号中「十二万五千円」を「十五万円」に、「九万五千円」を「十二万円」に改め、同条第三項第一号中「七万五千円」を「九万円」に改める。	第十一条の三第三項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に、「生命保険料及び」を「生命保険料、損害保険料及び」に、「及び生命保険料」を「生命保険料及び損害保険料」に、「生命保険料若しくは」を「生命保険料、損害保険料若しくは」に改め、同条第四項中「第十一条の七」を「第十一条の八」に改める。 第十一条の四中「第九条の三第一項」を「第九条の三第二項」に改める。 第十一条の九第一項中「十五歳」を「十三歳」に、「三万五千円」を「四万円」に改め、同条第二項第二号及び第四項中「十五歳」を「十三歳」に改め、同条を第十一条の十とする。 第十一条の八中「十萬五千円」を「十一萬円」に改め、同条を第十二条の九とする。 第十一条の七中「居住者の自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険金受取人とする生命保険契約のために支払った生命保険料（保険期間が五年に満たない生命保険契約について支払った保険料で命令で定めるものを除く。）を」居住者が左に掲げる契約（保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。）のために支払った保険料又は掛金（以下生命保険料という。）に、「生命保険契約に基づく」を「当該契約に基づく」に改め、「剰余金の分配」の下に「若しくは割りもどし金の割りもどし」を加え、「生命保険契約に基き」を「当該契約に基き」に改め、「受ける剰余金」の下に「若しくは割りもどしを受ける割りもどし金」を加え、「保険料の払込」を「生命保険料の払込み」に改め、「当該剰余金の下に」又は「割りもどし金」を加え、「一萬五千円」を「二万円」に、「三萬五千円」を「三万円」に改め、同条に次の各号を加える。 一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約（保険期間が五年に満たない生命保険契約で命令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。） 二 簡易生命保険法第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約 三 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他命令で定めるこれに類する共済に係る契約 ↑ 第十一条の七の次に次の一条を加える。 （損害保険料控除） 第十一条の八 居住者が損害保険契約等（自己若しくはその配偶者その他の親族が常時居住の用に供する家屋又はこれらの者の生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものを保険又は共済の目的とするものに限る。）のために支払った保険料又は掛金（以下損害保険料という。）がある場合においては、その支払った損害保険料の金額（その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基き分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受ける割りもどし金をもつて損害保険料の払込みし充てた場合においては、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額。以下同じ。）を、左の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額を限度として、その者の総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額から控除する。（この控除額を損害保険料控除額という。） 一 その者の支払った損害保険料の金額のうちに保険期間又は共済期間が十五年以上の契約（以下本項において長期損害保険契約等という。）に係るものがある場合 五千万円（長期損害保険契約等以外の契約に係る損害保険料の金額が二千万円をこえ、かつ、
---	---	---

長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額が三千円未満である場合においては、二千円と長期損害保険契約等に係る損害保険料の金額との合計額)

二 その者の支払った損害保険料の金額のうち長期損害保険契約等に係るものがない場合 二千円

前項に規定する損害保険契約等とは、左に掲げる契約をいう。

一 保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国保険事業者の締結した損害保険契約(当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。)

二 農業協同組合法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他命令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第十二条中「十一万円」を「十二万円」に改める。

第十二条の二中「前七条」を「前八条」に改め、「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第十三条第二項中「前八条」を「前九条」に改める。

第十五条の六中「百分の十」を「百分の二十」に、「百分の二十」を「百分の三十」に改める。

第十八条第一項中「又は匿名組合契約等」を「匿名組合契約等」に改め、「利益の分配」の下に「又は同項に規定する報酬若しくは料金を、

「百分の二十」の下に「(当該報酬又は料金をについては、百分の十)を加える。

第二十二條の二第五項、第二十三條第五項第八号、第二十五條第二項及び第二十五條の三第一項中「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第二十六條第一項第二号及び第三項第十号中「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加え、

同条第四項中「第十一条の七又は」を「第十一条の七、第十一条の八第一項又は」に、「書類又は」を「書類、その年中に支払った損害保険料の金額その他第十一条の八第一項の規定の適用に關し必要な事項を証する書類又は」に改める。

第二十六條の二第一項第八号、第二十八條及び第二十九條第六項中

「生命保険料控除額」の下に「損害保険料控除額」を加える。

第三十八條第一項中「給与の支払をなす際」の下に「法人が利益又は剰余金の処分により支出する給与その他命令で定める賞与については、その支払の確定した日から一年を経過した日までに支払がなされないときは、当該一年を経過した日において、以下第五項において同じ。」を加え、同項第一号中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第二項中「十五歳を」を「十三歳」に、「千五百円を」を「千円」に、「五十円を」を「三十

円」に改め、同条第五項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に、「十五歳を」を「十三歳」に、「三千五百円を」を「四千円」に、「百二十円」を「百三十五円」に改める。

第三十九條第一項中「第十一条の九」を「第十一条の十」に改め、同条第四項中「生命保険料の金額」の下に「損害保険料の金額」に、「第十一条の八第一項の規定により控除を受ける損害保険料の金額」を加え、「第十一条の七の規定に係る」を「第十一条の七及び第十一条の八第一項の規定に係る」に改める。

第四十條第一項第二号中「及び第十一条の七の規定により控除を認められる生命保険料の金額」を並びに

第十一条の七及び第十一の八第一項の規定により控除を認められる生命保険料及び損害保険料の金額」に、

「第十一条の八第一項又は第十一条の九」を「第十一条の九第一項又は第十一條の十」に改める。

第四十一條第一項中「百分の二十」の下に「(同条第五項に規定する法人に対して支払をなす同項に規定する報酬又は料金をについては、百分の十)を加える。

第四十二條第三項中「生命保険契約」を「生命保険契約等で命令で定めるもの」に改める。

第五十三條中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第六十一條第一項第四号中「第四十二條」を「第一条第五項に規定する報酬若しくは料金を又は第四十二條」に、「賞金又は」を「賞金若しくは」に改め、同項第八号中「法人」の下に「又は不動産業者(命令で定めるものに限る。以下同じ。である個人)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「保険会社」を「損害保険会社」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第六十一條の八第二項第二号に規定する建物更生共済に係る契

約その他これに類する契約に基づく給付で命令で定めるものの支払をなす者

第六十一條に次の一項を加える。

第九條第一項第三号に規定する資産の売買(地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。)のあつせんをなす不動産業者は、命令の定めるところにより、当該あつせんに係る資産の取引金額その他必要な事項を記載した調書を政府に提出しなければならない。

第六十二條第一項第三号中「第十条の九」を「第十一条の十」に改め、「生命保険料の金額」の下に「第十一條の八第一項の規定により控除を受けた損害保険料の金額」を加える。

第六十三條第二号中「計算書」の下に「調書」を加える。

第七十條第六号中「第六十一條第一項若しくは第二項の支払調書若しくは計算書」を「第六十一條第一項から第三項までに規定する支払調書、計算書若しくは調書」に改め、「計算書」の下に「調書」を加える。

別表第一及び別表第二の注中「生命保険料控除額」を「生命保険料控除額、損害保険料控除額」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表
甲 表
(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
14,200	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 の6%に相当 する金額	
14,200	14,400	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	969	
14,400	14,600	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989	
14,600	14,800	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,008	
14,800	15,000	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,027	
15,000	15,200	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,046	
15,200	15,400	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065	
15,400	15,600	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,085	
15,600	15,800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,104	
15,800	16,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,123	
16,000	16,200	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,142	
16,200	16,400	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,161	
16,400	16,600	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,181	
16,600	16,800	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200	
16,800	17,000	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,219	
17,000	17,200	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,238	
17,200	17,400	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257	
17,400	17,600	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,277	
17,600	17,800	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,307	
17,800	18,000	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,348	
18,000	18,200	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,389	
18,200	18,400	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430	
18,400	18,600	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,472	
18,600	18,800	290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,513	
18,800	19,000	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,554	
19,000	19,200	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,595	
19,200	19,400	330	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,636	
19,400	19,600	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,678	
19,600	19,800	350	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,719	
19,800	20,000	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,760	
20,000	20,200	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,801	
20,200	20,400	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842	
20,400	20,600	410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,884	
20,600	20,800	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,925	
20,800	21,000	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,966	
21,000	21,400	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,007	
21,400	21,800	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,090	
21,800	22,200	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,172	
22,200	22,600	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,254	
22,600	23,000	550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,337	
23,000	23,400	580	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,419	
23,400	23,800	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,502	
23,800	24,200	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,584	
24,200	24,600	650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,666	
24,600	25,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,749	
25,000	25,400	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,825	

イ 月 額 表
甲 表
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額										額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
25,400	25,800	750	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,901	
25,800	26,200	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2,977	
26,200	26,600	810	50	0	0	0	0	0	0	0	0	3,053	
26,600	27,000	840	80	0	0	0	0	0	0	0	0	3,129	
27,000	27,400	880	100	0	0	0	0	0	0	0	0	3,205	
27,400	27,800	910	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,281	
27,800	28,200	940	150	0	0	0	0	0	0	0	0	3,357	
28,200	28,600	970	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,433	
28,600	29,000	1,000	200	0	0	0	0	0	0	0	0	3,509	
29,000	29,400	1,040	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,585	
29,400	29,800	1,070	250	0	0	0	0	0	0	0	0	3,661	
29,800	30,200	1,100	280	10	0	0	0	0	0	0	0	3,737	
30,200	30,600	1,130	310	40	0	0	0	0	0	0	0	3,813	
30,600	31,000	1,160	330	60	0	0	0	0	0	0	0	3,889	
31,000	31,400	1,200	360	90	0	0	0	0	0	0	0	3,965	
31,400	31,800	1,230	380	120	0	0	0	0	0	0	0	4,042	
31,800	32,200	1,260	410	140	0	0	0	0	0	0	0	4,118	
32,200	32,600	1,290	430	170	0	0	0	0	0	0	0	4,194	
32,600	33,000	1,320	460	190	0	0	0	0	0	0	0	4,270	
33,000	33,600	1,360	490	220	0	0	0	0	0	0	0	4,422	
33,600	34,200	1,410	530	260	0	0	0	0	0	0	0	4,658	
34,200	34,800	1,460	570	300	30	0	0	0	0	0	0	4,911	
34,800	35,400	1,510	610	340	70	0	0	0	0	0	0	5,103	
35,400	36,000	1,590	650	380	120	0	0	0	0	0	0	5,273	
36,000	36,600	1,680	700	430	160	0	0	0	0	0	0	5,432	
36,600	37,200	1,760	750	470	200	0	0	0	0	0	0	5,591	
37,200	37,800	1,840	810	510	250	0	0	0	0	0	0	5,750	
37,800	38,400	1,920	860	560	290	20	0	0	0	0	0	5,909	
38,400	39,000	2,000	920	600	330	70	0	0	0	0	0	6,068	
39,000	39,600	2,080	970	640	380	110	0	0	0	0	0	6,227	
39,600	40,200	2,160	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0	6,386	
40,200	40,800	2,240	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0	6,545	
40,800	41,400	2,320	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0	6,704	
41,400	42,000	2,400	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0	6,863	
42,000	42,600	2,490	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0	7,022	
42,600	43,200	2,570	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0	7,181	
43,200	43,800	2,650	1,350	1,010	680	410	150	0	0	0	0	7,340	
43,800	44,400	2,730	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0	7,499	
44,400	45,000	2,810	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0	7,702	
45,000	45,600	2,890	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0	7,921	
45,600	46,200	2,970	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0	8,140	
46,200	46,800	3,050	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0	8,359	
46,800	47,400	3,130	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0	8,578	
47,400	48,000	3,210	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0	8,797	
48,000	48,600	3,300	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0	9,016	
48,600	49,200	3,380	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0	9,235	
49,200	49,800	3,460	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0	9,454	
49,800	50,400	3,540	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0	9,673	
50,400	51,000	3,620	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0	9,892	
51,000	52,000	3,730	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0	10,111	

イ 月 額 表
甲 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以上	未 満	税 額												額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52,000	53,000	3,860	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0	0	0	10,476
53,000	54,000	4,000	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0	0	0	10,841
54,000	55,000	4,130	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0	0	0	11,206
55,000	56,000	4,270	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0	0	0	11,571
56,000	57,000	4,400	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10	0	0	11,936
57,000	58,000	4,540	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90	0	0	12,301
58,000	59,000	4,670	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160	0	0	12,666
59,000	60,000	4,810	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230	0	0	13,031
60,000	61,000	4,940	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300	40	0	13,396
61,000	62,000	5,080	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370	110	0	13,799
62,000	63,000	5,210	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450	180	0	14,264
63,000	64,000	5,380	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520	250	0	14,719
64,000	65,000	5,560	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590	320	0	15,139
65,000	66,000	5,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660	400	0	15,559
66,000	67,000	5,920	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750	470	0	15,979
67,000	68,000	6,100	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840	540	0	16,399
68,000	69,000	6,370	4,710	4,210	3,710	3,210	2,710	2,210	1,710	1,310	970	650	0	16,819
69,000	70,000	6,570	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360	1,860	1,410	1,070	740	0	17,142
70,000	71,000	6,770	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840	0	17,542
71,000	72,000	6,970	5,160	4,660	4,160	3,660	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	0	17,942
72,000	73,000	7,170	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310	2,810	2,310	1,810	1,370	1,040	0	18,342
73,000	74,000	7,370	5,530	4,960	4,460	3,960	3,460	2,960	2,460	1,960	1,470	1,140	0	18,742
74,000	75,000	7,570	5,730	5,110	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	0	19,142
75,000	76,000	7,770	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760	3,260	2,760	2,260	1,760	1,340	0	19,542
76,000	77,000	7,970	6,130	5,470	4,910	4,410	3,910	3,410	2,910	2,410	1,910	1,440	0	19,942
77,000	78,000	8,170	6,330	5,670	5,060	4,560	4,060	3,560	3,060	2,560	2,060	1,560	0	20,342
78,000	79,000	8,370	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210	3,710	3,210	2,710	2,210	1,710	0	20,742
79,000	80,000	8,570	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360	1,860	0	21,142
80,000	81,000	8,770	6,930	6,270	5,600	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	0	21,542
81,000	82,500	9,020	7,180	6,520	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	0	21,942
82,500	84,000	9,320	7,480	6,820	6,150	5,480	4,920	4,420	3,920	3,420	2,920	2,420	0	22,542
84,000	85,500	9,620	7,780	7,120	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150	2,650	0	23,142
85,500	87,000	9,920	8,080	7,420	6,750	6,080	5,420	4,870	4,370	3,870	3,370	2,870	0	23,742
87,000	88,500	10,220	8,380	7,720	7,050	6,380	5,720	5,100	4,600	4,100	3,600	3,100	0	24,479
88,500	90,000	10,580	8,680	8,020	7,350	6,680	6,020	5,350	4,820	4,320	3,820	3,320	0	25,200
90,000	91,500	10,960	8,980	8,320	7,650	6,980	6,320	5,650	5,050	4,550	4,050	3,550	0	25,875
91,500	93,000	11,330	9,280	8,620	7,950	7,280	6,620	5,950	5,280	4,770	4,270	3,770	0	26,550
93,000	94,500	11,710	9,580	8,920	8,250	7,580	6,920	6,250	5,580	5,000	4,500	4,000	0	27,225
94,500	96,000	12,080	9,880	9,220	8,550	7,880	7,220	6,550	5,880	5,220	4,720	4,220	0	27,900
96,000	97,500	12,460	10,180	9,520	8,850	8,180	7,520	6,850	6,180	5,520	4,950	4,450	0	28,575
97,500	99,000	12,830	10,540	9,820	9,150	8,480	7,820	7,150	6,480	5,820	5,170	4,670	0	29,250
99,000	100,500	13,210	10,920	10,120	9,450	8,780	8,120	7,450	6,780	6,120	5,450	4,900	0	29,925
100,500	102,000	13,580	11,290	10,460	9,750	9,080	8,420	7,750	7,080	6,420	5,750	5,120	0	30,600
102,000	103,500	13,960	11,670	10,830	10,050	9,380	8,720	8,050	7,380	6,720	6,050	5,380	0	31,275
103,500	105,000	14,330	12,040	11,210	10,370	9,680	9,020	8,350	7,680	7,020	6,350	5,680	0	31,950
105,000	106,500	14,710	12,420	11,580	10,750	9,980	9,320	8,650	7,980	7,320	6,650	5,980	0	32,625
106,500	108,000	15,080	12,790	11,960	11,120	10,290	9,620	8,950	8,280	7,620	6,950	6,280	0	33,300
108,000	109,500	15,460	13,170	12,330	11,500	10,670	9,920	9,250	8,580	7,920	7,250	6,580	0	33,975
109,500	111,000	15,830	13,540	12,710	11,870	11,040	10,220	9,550	8,880	8,220	7,550	6,880	0	34,650
111,000	112,500	16,210	13,920	13,080	12,250	11,420	10,580	9,850	9,180	8,520	7,850	7,180	0	35,325

イ 月 額 表
甲 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
112,500	114,000	16,580	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960	10,150	9,480	8,820	8,150	7,480	36,000
114,000	115,500	16,960	14,670	13,830	13,000	12,170	11,330	10,500	9,780	9,120	8,450	7,780	36,675
115,500	117,000	17,330	15,040	14,210	13,370	12,540	11,710	10,870	10,080	9,420	8,750	8,080	37,421
117,000	118,500	17,710	15,420	14,580	13,750	12,920	12,080	11,250	10,420	9,720	9,050	8,380	38,246
118,500	120,000	18,080	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460	11,620	10,790	10,020	9,350	8,680	39,071
120,000	121,500	18,460	16,170	15,330	14,500	13,670	12,830	12,000	11,170	10,330	9,650	8,980	39,896
121,500	123,000	18,880	16,540	15,710	14,870	14,040	13,210	12,370	11,540	10,710	9,950	9,280	40,708
123,000	124,500	19,330	16,920	16,080	15,250	14,420	13,580	12,750	11,920	11,080	10,250	9,580	41,458
124,500	126,000	19,780	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460	10,620	9,880	42,208
126,000	128,000	20,310	17,730	16,900	16,060	15,230	14,390	13,560	12,730	11,890	11,060	10,230	42,958
128,000	130,000	20,910	18,230	17,400	16,560	15,730	14,890	14,060	13,230	12,390	11,560	10,730	43,958
130,000	132,000	21,510	18,760	17,900	17,060	16,230	15,390	14,560	13,730	12,890	12,060	11,230	44,958
132,000	134,000	22,110	19,360	18,400	17,560	16,730	15,890	15,060	14,230	13,390	12,560	11,730	45,958
134,000	136,000	22,710	19,960	18,960	18,060	17,230	16,390	15,560	14,730	13,890	13,060	12,230	46,958
136,000	138,000	23,310	20,560	19,560	18,560	17,730	16,890	16,060	15,230	14,390	13,560	12,730	47,958
138,000	140,000	23,910	21,160	20,160	19,160	18,230	17,390	16,560	15,730	14,890	14,060	13,230	48,958
140,000	142,000	24,510	21,760	20,760	19,760	18,760	17,890	17,060	16,230	15,390	14,560	13,730	49,958
142,000	144,000	25,110	22,360	21,360	20,360	19,360	18,390	17,560	16,730	15,890	15,060	14,230	50,958
144,000	146,000	25,710	22,960	21,960	20,960	19,960	18,960	18,060	17,230	16,390	15,560	14,730	51,958
146,000	148,000	26,310	23,560	22,560	21,560	20,560	19,560	18,560	17,730	16,890	16,060	15,230	52,958
148,000	150,000	26,910	24,160	23,160	22,160	21,160	20,160	19,160	18,230	17,390	16,560	15,730	53,958
150,000	152,000	27,510	24,760	23,760	22,760	21,760	20,760	19,760	18,760	17,890	17,060	16,230	54,958
152,000	154,000	28,110	25,360	24,360	23,360	22,360	21,360	20,360	19,360	18,390	17,560	16,730	55,958
154,000	156,000	28,710	25,960	24,960	23,960	22,960	21,960	20,960	19,960	18,960	18,060	17,230	56,958
156,000	158,000	29,310	26,560	25,560	24,560	23,560	22,560	21,560	20,560	19,560	18,560	17,730	57,958
158,000	160,000	29,910	27,160	26,160	25,160	24,160	23,160	22,160	21,160	20,160	19,160	18,230	58,958
160,000	162,000	30,510	27,760	26,760	25,760	24,760	23,760	22,760	21,760	20,760	19,760	18,760	59,958
162,000	164,000	31,110	28,360	27,360	26,360	25,360	24,360	23,360	22,360	21,360	20,360	19,360	60,958
164,000	166,000	31,710	28,960	27,960	26,960	25,960	24,960	23,960	22,960	21,960	20,960	19,960	61,958
166,000	168,000	32,310	29,560	28,560	27,560	26,560	25,560	24,560	23,560	22,560	21,560	20,560	62,958
168,000	170,000	32,910	30,160	29,160	28,160	27,160	26,160	25,160	24,160	23,160	22,160	21,160	63,958
170,000	172,000	33,510	30,760	29,760	28,760	27,760	26,760	25,760	24,760	23,760	22,760	21,760	64,958
172,000	174,000	34,200	31,360	30,360	29,360	28,360	27,360	26,360	25,360	24,360	23,360	22,360	65,921
174,000	176,000	34,900	31,960	30,960	29,960	28,960	27,960	26,960	25,960	24,960	23,960	22,960	66,821
176,000	178,000	35,600	32,560	31,560	30,560	29,560	28,560	27,560	26,560	25,560	24,560	23,560	67,721
178,000	180,000	36,300	33,160	32,160	31,160	30,160	29,160	28,160	27,160	26,160	25,160	24,160	68,692
180,000	182,000	37,000	33,790	32,760	31,760	30,760	29,760	28,760	27,760	26,760	25,760	24,760	69,792
182,000	184,000	37,700	34,490	33,360	32,360	31,360	30,360	29,360	28,360	27,360	26,360	25,360	70,892
184,000	186,000	38,400	35,190	34,020	32,960	31,960	30,960	29,960	28,960	27,960	26,960	25,960	71,992
186,000	188,000	39,100	35,890	34,720	33,560	32,560	31,560	30,560	29,560	28,560	27,560	26,560	73,092
188,000	190,000	39,800	36,590	35,420	34,250	33,160	32,160	31,160	30,160	29,160	28,160	27,160	74,192
190,000	192,000	40,500	37,290	36,120	34,950	33,790	32,760	31,760	30,760	29,760	28,760	27,760	75,292
192,000	194,000	41,200	37,990	36,820	35,650	34,490	33,360	32,360	31,360	30,360	29,360	28,360	76,392
194,000	196,000	41,900	38,690	37,520	36,350	35,190	34,020	32,960	31,960	30,960	29,960	28,960	77,492
196,000	198,000	42,600	39,390	38,220	37,050	35,890	34,720	33,560	32,560	31,560	30,560	29,560	78,592
198,000	200,000	43,300	40,090	38,920	37,750	36,590	35,420	34,250	33,160	32,160	31,160	30,160	79,692

イ 月 額 表
甲 表
(五)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上 未満	税 額											額
200,000 円	43,650	40,440	39,270	38,100	36,940	35,770	34,600	33,460	32,460	31,460	30,460	80,792
200,000円をこ え230,000円に 満たない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額											80,792円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 200,000 円 を こえる金額の 45% に相当す る金額を加算 した金額
230,000 円	54,150	50,940	49,770	48,600	47,440	46,270	45,100	43,960	42,960	41,960	40,960	94,292
230,000円をこ え355,000円に 満たない金額	230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円 をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額											94,292円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 230,000 円 を こえる金額の 50% に相当す る金額を加算 した金額
355,000 円	104,150	100,940	99,770	98,600	97,440	96,270	95,100	93,960	92,960	91,960	90,960	156,792
355,000円をこ え521,000円に 満たない金額	355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円 をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額											156,792円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 355,000 円 を こえる金額の 55% に相当す る金額を加算 した金額
521,000 円	178,850	175,640	174,470	173,300	172,140	170,970	169,800	168,660	167,660	166,660	165,660	248,092
521,000円をこ える金額	521,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 521,000 円 をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額											248,092円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与の金額 のうち 521,000 円 を こえる金額の 60% に相当す る金額を加算 した金額
扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこ える 1 人ごとに 500 円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄 によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(イ) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円

(ロ) その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と その者が申告した扶養親族等の数に応じ

て求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- (イ) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (ロ) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(イ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに500円を控除した金額が、その求める税額である。
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに500円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (三) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(一)の(1)の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))について甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,400	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,400	21,800	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21,800	22,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,200	22,600	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22,600	23,000	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,400	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,400	23,800	140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23,800	24,200	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,200	24,600	190	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24,600	25,000	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,400	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,400	25,800	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25,800	26,200	290	20	0	0	0	0	0	0	0	0
26,200	26,600	320	50	0	0	0	0	0	0	0	0
26,600	27,000	340	80	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,400	370	100	0	0	0	0	0	0	0	0
27,400	27,800	390	130	0	0	0	0	0	0	0	0
27,800	28,200	420	150	0	0	0	0	0	0	0	0
28,200	28,600	440	180	0	0	0	0	0	0	0	0
28,600	29,000	470	200	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,400	500	230	0	0	0	0	0	0	0	0
29,400	29,800	520	250	0	0	0	0	0	0	0	0
29,800	30,200	550	280	10	0	0	0	0	0	0	0
30,200	30,600	570	310	40	0	0	0	0	0	0	0
30,600	31,000	600	330	60	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,400	620	360	90	0	0	0	0	0	0	0
31,400	31,800	650	380	120	0	0	0	0	0	0	0
31,800	32,200	680	410	140	0	0	0	0	0	0	0
32,200	32,600	710	430	170	0	0	0	0	0	0	0
32,600	33,000	740	460	190	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,600	780	490	220	0	0	0	0	0	0	0
33,600	34,200	830	530	260	0	0	0	0	0	0	0
34,200	34,800	880	570	300	30	0	0	0	0	0	0
34,800	35,400	930	610	340	70	0	0	0	0	0	0
35,400	36,000	980	650	380	120	0	0	0	0	0	0
36,000	36,600	1,030	700	430	160	0	0	0	0	0	0
36,600	37,200	1,090	750	470	200	0	0	0	0	0	0
37,200	37,800	1,140	810	510	250	0	0	0	0	0	0
37,800	38,400	1,200	860	560	290	20	0	0	0	0	0
38,400	39,000	1,250	920	600	330	70	0	0	0	0	0
39,000	39,600	1,300	970	640	380	110	0	0	0	0	0
39,600	40,200	1,360	1,020	690	420	150	0	0	0	0	0
40,200	40,800	1,410	1,080	740	460	200	0	0	0	0	0
40,800	41,400	1,470	1,130	800	510	240	0	0	0	0	0
41,400	42,000	1,530	1,190	850	550	280	20	0	0	0	0
42,000	42,600	1,610	1,240	910	590	330	60	0	0	0	0
42,600	43,200	1,690	1,290	960	640	370	100	0	0	0	0
43,200	43,800	1,770	1,350	1,010	680	410	140	0	0	0	0
43,800	44,400	1,850	1,400	1,070	740	450	190	0	0	0	0
44,400	45,000	1,930	1,460	1,120	790	500	230	0	0	0	0
45,000	45,600	2,020	1,520	1,180	840	540	270	10	0	0	0

イ 月 額 表
乙 号
(二)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,600	46,200	2,100	1,600	1,230	900	580	320	50	0	0	0
46,200	46,800	2,180	1,680	1,280	950	630	360	90	0	0	0
46,800	47,400	2,260	1,760	1,340	1,010	670	400	140	0	0	0
47,400	48,000	2,340	1,840	1,390	1,060	730	450	180	0	0	0
48,000	48,600	2,420	1,920	1,450	1,110	780	490	220	0	0	0
48,600	49,200	2,500	2,000	1,500	1,170	830	530	270	0	0	0
49,200	49,800	2,580	2,080	1,580	1,220	890	580	310	40	0	0
49,800	50,400	2,660	2,160	1,660	1,280	940	620	350	90	0	0
50,400	51,000	2,740	2,240	1,740	1,330	1,000	660	400	130	0	0
51,000	52,000	2,850	2,350	1,850	1,400	1,070	730	450	190	0	0
52,000	53,000	2,990	2,490	1,990	1,490	1,160	820	530	260	0	0
53,000	54,000	3,120	2,620	2,120	1,620	1,250	910	600	330	60	0
54,000	55,000	3,260	2,760	2,260	1,760	1,340	1,000	670	400	140	0
55,000	56,000	3,390	2,890	2,390	1,890	1,430	1,090	760	480	210	0
56,000	57,000	3,530	3,030	2,530	2,030	1,530	1,180	850	550	280	10
57,000	58,000	3,660	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270	940	620	350	90
58,000	59,000	3,800	3,300	2,800	2,300	1,800	1,360	1,030	700	420	160
59,000	60,000	3,930	3,430	2,930	2,430	1,930	1,450	1,120	790	500	230
60,000	61,000	4,070	3,570	3,070	2,570	2,070	1,570	1,210	880	570	300
61,000	62,000	4,200	3,700	3,200	2,700	2,200	1,700	1,300	970	640	370
62,000	63,000	4,340	3,840	3,340	2,840	2,340	1,840	1,390	1,060	720	450
63,000	64,000	4,470	3,970	3,470	2,970	2,470	1,970	1,480	1,150	810	520
64,000	65,000	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610	1,240	900	590
65,000	66,000	4,740	4,240	3,740	3,240	2,740	2,240	1,740	1,330	990	660
66,000	67,000	4,880	4,380	3,880	3,380	2,880	2,380	1,880	1,420	1,080	750
67,000	68,000	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170	840
68,000	69,000	5,210	4,710	4,210	3,710	3,210	2,710	2,210	1,710	1,310	970
69,000	70,000	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360	1,860	1,410	1,070
70,000	71,000	5,600	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510	2,010	1,510	1,170
71,000	72,000	5,800	5,160	4,660	4,160	3,660	3,160	2,660	2,160	1,660	1,270
72,000	73,000	6,000	5,330	4,810	4,310	3,810	3,310	2,810	2,310	1,810	1,370
73,000	74,000	6,200	5,530	4,960	4,460	3,960	3,460	2,960	2,460	1,960	1,470
74,000	75,000	6,400	5,730	5,110	4,610	4,110	3,610	3,110	2,610	2,110	1,610
75,000	76,000	6,600	5,930	5,270	4,760	4,260	3,760	3,260	2,760	2,260	1,760
76,000	77,000	6,800	6,130	5,470	4,910	4,410	3,910	3,410	2,910	2,410	1,910
77,000	78,000	7,000	6,330	5,670	5,060	4,560	4,060	3,560	3,060	2,560	2,060
78,000	79,000	7,200	6,530	5,870	5,210	4,710	4,210	3,710	3,210	2,710	2,210
79,000	80,000	7,400	6,730	6,070	5,400	4,860	4,360	3,860	3,360	2,860	2,360
80,000	81,000	7,600	6,930	6,270	5,600	5,010	4,510	4,010	3,510	3,010	2,510
81,000	82,500	7,850	7,180	6,520	5,850	5,200	4,700	4,200	3,700	3,200	2,700
82,500	84,000	8,150	7,480	6,820	6,150	5,480	4,920	4,420	3,920	3,420	2,920
84,000	85,500	8,450	7,780	7,120	6,450	5,780	5,150	4,650	4,150	3,650	3,150
85,500	87,000	8,750	8,080	7,420	6,750	6,080	5,420	4,870	4,370	3,870	3,370
87,000	88,500	9,050	8,380	7,720	7,050	6,380	5,720	5,100	4,600	4,100	3,600
88,500	90,000	9,350	8,680	8,020	7,350	6,680	6,020	5,350	4,820	4,320	3,820
90,000	91,500	9,650	8,980	8,320	7,650	6,980	6,320	5,650	5,050	4,550	4,050
91,500	93,000	9,950	9,280	8,620	7,950	7,280	6,620	5,950	5,280	4,770	4,270
93,000	94,500	10,250	9,580	8,920	8,250	7,580	6,920	6,250	5,580	5,000	4,500
94,500	96,000	10,620	9,980	9,220	8,550	7,880	7,220	6,550	5,880	5,220	4,720
96,000	97,500	11,000	10,180	9,520	8,850	8,180	7,520	6,850	6,180	5,510	4,950

イ 月 額 表
乙 表
(三)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
97,500	99,000	11,370	10,540	9,820	9,150	8,480	7,820	7,150	6,480	5,810	5,170
99,000	100,500	11,750	10,920	10,120	9,450	8,780	8,120	7,450	6,780	6,110	5,450
100,500	102,000	12,120	11,290	10,460	9,750	9,080	8,420	7,750	7,080	6,410	5,750
102,000	103,500	12,500	11,670	10,830	10,050	9,380	8,720	8,050	7,380	6,710	6,050
103,500	105,000	12,870	12,040	11,210	10,370	9,680	9,020	8,350	7,680	7,010	6,350
105,000	106,500	13,250	12,420	11,580	10,750	9,980	9,320	8,650	7,980	7,310	6,650
106,500	108,000	13,620	12,790	11,960	11,120	10,290	9,620	8,950	8,280	7,610	6,950
108,000	109,500	14,000	13,170	12,330	11,500	10,670	9,920	9,250	8,580	7,910	7,250
109,500	111,000	14,370	13,540	12,710	11,870	11,040	10,220	9,550	8,880	8,210	7,550
111,000	112,500	14,750	13,920	13,080	12,250	11,420	10,580	9,850	9,180	8,510	7,850
112,500	114,000	15,120	14,290	13,460	12,620	11,790	10,960	10,150	9,480	8,810	8,150
114,000	115,500	15,500	14,670	13,830	13,000	12,170	11,330	10,500	9,780	9,110	8,450
115,500	117,000	15,870	15,040	14,210	13,370	12,540	11,710	10,870	10,080	9,410	8,750
117,000	118,500	16,250	15,420	14,580	13,750	12,920	12,080	11,250	10,420	9,710	9,050
118,500	120,000	16,620	15,790	14,960	14,120	13,290	12,460	11,620	10,790	10,010	9,350
120,000	121,500	17,000	16,170	15,330	14,500	13,670	12,830	12,000	11,170	10,330	9,650
121,500	123,000	17,370	16,540	15,710	14,870	14,040	13,210	12,370	11,540	10,710	9,950
123,000	124,500	17,750	16,920	16,080	15,250	14,420	13,580	12,750	11,920	11,080	10,250
124,500	126,000	18,120	17,290	16,460	15,620	14,790	13,960	13,120	12,290	11,460	10,620
126,000	128,000	18,560	17,730	16,900	16,060	15,230	14,390	13,560	12,730	11,890	11,060
128,000	130,000	19,160	18,230	17,400	16,560	15,730	14,890	14,060	13,230	12,390	11,560
130,000	132,000	19,760	18,760	17,900	17,060	16,230	15,390	14,560	13,730	12,890	12,060
132,000	134,000	20,360	19,360	18,400	17,560	16,730	15,890	15,060	14,230	13,390	12,560
134,000	136,000	20,960	19,960	18,960	18,060	17,230	16,390	15,560	14,730	13,890	13,060
136,000	138,000	21,560	20,560	19,560	18,560	17,730	16,890	16,060	15,230	14,390	13,560
138,000	140,000	22,160	21,160	20,160	19,160	18,230	17,390	16,560	15,730	14,890	14,060
140,000	142,000	22,760	21,760	20,760	19,760	18,760	17,890	17,060	16,230	15,390	14,560
142,000	144,000	23,360	22,360	21,360	20,360	19,360	18,390	17,560	16,730	15,890	15,060
144,000	146,000	23,960	22,960	21,960	20,960	19,960	18,960	18,060	17,230	16,390	15,560
146,000	148,000	24,560	23,560	22,560	21,560	20,560	19,560	18,560	17,730	16,890	16,060
148,000	150,000	25,160	24,160	23,160	22,160	21,160	20,160	19,160	18,230	17,390	16,560
150,000	152,000	25,760	24,760	23,760	22,760	21,760	20,760	19,760	18,760	17,890	17,060
152,000	154,000	26,360	25,360	24,360	23,360	22,360	21,360	20,360	19,360	18,390	17,560
154,000	156,000	26,960	25,960	24,960	23,960	22,960	21,960	20,960	19,960	18,960	18,060
156,000	158,000	27,560	26,560	25,560	24,560	23,560	22,560	21,560	20,560	19,560	18,560
158,000	160,000	28,160	27,160	26,160	25,160	24,160	23,160	22,160	21,160	20,160	19,160
160,000	162,000	28,760	27,760	26,760	25,760	24,760	23,760	22,760	21,760	20,760	19,760
162,000	164,000	29,360	28,360	27,360	26,360	25,360	24,360	23,360	22,360	21,360	20,360
164,000	166,000	29,960	28,960	27,960	26,960	25,960	24,960	23,960	22,960	21,960	20,960
166,000	168,000	30,560	29,560	28,560	27,560	26,560	25,560	24,560	23,560	22,560	21,560
168,000	170,000	31,160	30,160	29,160	28,160	27,160	26,160	25,160	24,160	23,160	22,160
170,000	172,000	31,760	30,760	29,760	28,760	27,760	26,760	25,760	24,760	23,760	22,760
172,000	174,000	32,360	31,360	30,360	29,360	28,360	27,360	26,360	25,360	24,360	23,360
174,000	176,000	32,960	31,960	30,960	29,960	28,960	27,960	26,960	25,960	24,960	23,960
176,000	178,000	33,560	32,560	31,560	30,560	29,560	28,560	27,560	26,560	25,560	24,560
178,000	180,000	34,250	33,160	32,160	31,160	30,160	29,160	28,160	27,160	26,160	25,160
180,000	182,000	34,950	33,790	32,760	31,760	30,760	29,760	28,760	27,760	26,760	25,760
182,000	184,000	35,650	34,490	33,360	32,360	31,360	30,360	29,360	28,360	27,360	26,360
184,000	186,000	36,350	35,190	34,020	32,960	31,960	30,960	29,960	28,960	27,960	26,960
186,000	188,000	37,050	35,890	34,720	33,560	32,560	31,560	30,560	29,560	28,560	27,560

イ 月 額 表
乙 表
(四)

その月の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
188,000	190,000	37,750	36,590	35,420	34,250	33,160	32,160	31,160	30,160	29,160	28,160
190,000	192,000	38,450	37,290	36,120	34,950	33,790	32,760	31,760	30,760	29,760	28,760
192,000	194,000	39,150	37,990	36,820	35,650	34,490	33,360	32,360	31,360	30,360	29,360
194,000	196,000	39,850	38,690	37,520	36,350	35,190	34,020	32,960	31,960	30,960	29,960
196,000	198,000	40,550	39,390	38,220	37,050	35,890	34,720	33,560	32,560	31,560	30,560
198,000	200,000	41,250	40,090	38,920	37,750	36,590	35,420	34,250	33,160	32,160	31,160
200,000円		41,600	40,440	39,270	38,100	36,940	35,770	34,600	33,460	32,460	31,460
200,000円をこえ 230,000円に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000円をこえ る金額の 35% に相当する金額を加算した金額									
230,000円		52,100	50,940	49,770	48,600	47,440	46,270	45,100	43,960	42,960	41,960
230,000円をこえ 355,000円に満た ない金額		230,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 230,000 円をこえ る金額の 40% に相当する金額を加算した金額									
355,000円		102,100	100,940	99,770	98,600	97,440	96,270	95,100	93,960	92,960	91,960
355,000円をこえ 521,000円に満た ない金額		355,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 355,000 円をこえ る金額の 45% に相当する金額を加算した金額									
521,000円		176,800	175,640	174,470	173,300	172,140	170,970	169,800	168,660	167,660	166,660
521,000円をこえ る金額		521,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 521,000 円をこえ る金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごと に 500 円を控除した金額											
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,000 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 日 額 表
甲 表
(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
		扶 養 親 族 等 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人			
以 上	未 満	税 額											額	額	
円 520	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料の 給付に相当 する金額	円 0
520	530	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
530	540	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0
540	550	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0
550	560	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
560	570	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0
570	580	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	0
580	590	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	0
590	600	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0
600	610	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
610	620	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0
620	630	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0
630	640	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
640	650	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0
650	660	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0
660	670	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0
670	680	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0
680	690	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	62	0
690	700	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
700	710	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0
710	720	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0
720	730	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
730	740	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
740	750	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0
750	760	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
760	780	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	0
780	800	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
800	820	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
820	840	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	0
840	860	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	0
860	880	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	0
880	900	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	103	0
900	920	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0
920	940	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	0
940	960	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	0
960	980	35	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	118	0
980	1,000	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	0
1,000	1,020	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0
1,020	1,040	40	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,040	1,060	40	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	0
1,060	1,080	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139	0
1,080	1,100	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0
1,100	1,120	45	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	0
1,120	1,140	45	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	0
1,140	1,160	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	164	0
1,160	1,180	50	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171	0

口 日 額 表
甲 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,180	1,200	50	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0	177	0
1,200	1,220	55	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0	182	0
1,220	1,240	55	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	187	0
1,240	1,260	60	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0	192	0
1,260	1,280	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	198	0
1,280	1,300	65	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0	203	0
1,300	1,320	70	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0	208	0
1,320	1,340	70	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0	214	0
1,340	1,360	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	219	0
1,360	1,380	75	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0	224	0
1,380	1,400	80	40	25	20	10	0	0	0	0	0	0	230	0
1,400	1,440	85	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0	235	0
1,440	1,480	90	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0	245	0
1,480	1,520	95	50	35	25	15	10	0	0	0	0	0	257	0
1,520	1,560	100	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0	272	0
1,560	1,600	105	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0	286	0
1,600	1,640	110	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0	301	3
1,640	1,680	115	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0	315	6
1,680	1,720	120	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0	330	9
1,720	1,760	125	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0	345	12
1,760	1,800	130	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0	359	15
1,800	1,840	135	90	75	55	45	30	20	15	5	0	0	374	17
1,840	1,880	140	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0	388	20
1,880	1,920	150	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0	403	23
1,920	1,960	155	105	90	75	55	45	30	20	10	5	0	418	26
1,960	2,000	160	115	95	80	60	45	35	25	15	5	0	432	29
2,000	2,040	165	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0	447	32
2,040	2,080	170	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5	463	36
2,080	2,120	175	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5	482	39
2,120	2,160	185	135	115	100	85	65	50	40	30	20	10	499	43
2,160	2,200	190	140	125	105	90	70	55	40	30	20	10	516	46
2,200	2,240	195	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15	533	50
2,240	2,280	205	150	135	115	100	85	65	50	40	25	15	549	54
2,280	2,320	215	160	140	125	110	90	75	55	45	30	20	563	57
2,320	2,360	225	165	145	130	115	95	80	65	50	35	25	579	61
2,360	2,400	230	170	155	135	120	105	85	70	55	40	30	595	64
2,400	2,440	240	180	160	145	125	110	90	75	60	45	35	611	68
2,440	2,480	245	185	165	150	130	115	100	80	65	50	35	627	74
2,480	2,520	255	195	170	155	140	120	105	85	70	55	40	643	79
2,520	2,560	265	200	180	160	145	125	110	95	75	60	45	659	84
2,560	2,600	270	210	185	165	150	135	115	100	85	65	50	675	90
2,600	2,640	280	220	195	175	155	140	120	105	90	70	55	691	95
2,640	2,700	290	230	205	185	165	145	130	115	95	80	65	707	101
2,700	2,760	300	240	215	195	170	155	140	120	105	90	70	731	109
2,760	2,820	315	250	230	205	185	165	150	130	115	95	80	755	117
2,820	2,880	325	265	240	220	195	175	155	140	125	105	90	779	125
2,880	2,940	335	275	255	230	210	185	165	150	130	115	100	805	133
2,940	3,000	350	290	265	245	220	200	175	160	140	125	110	835	141
3,000	3,060	365	300	275	255	230	210	190	165	150	135	115	862	149
3,060	3,120	380	310	290	265	245	220	200	175	160	140	125	889	157

ロ Ⅱ 額 表
甲 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八條第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八條第 一項第六 号の規定 による税 額
		扶 養 親 族 等 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以 上	未 満	税 額											額	額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,120	3,180	395	325	300	280	255	235	210	190	170	150	135	916	168
3,180	3,240	410	335	315	290	270	245	225	200	180	160	145	943	177
3,240	3,300	425	350	325	305	280	260	235	215	190	170	155	970	186
3,300	3,360	440	365	335	315	290	270	250	225	205	180	160	997	195
3,360	3,420	455	380	350	325	305	280	260	235	215	190	170	1,024	204
3,420	3,480	470	395	365	340	315	295	270	250	225	205	180	1,051	213
3,480	3,540	485	410	380	355	330	305	285	260	240	215	195	1,078	222
3,540	3,600	500	425	395	370	340	320	295	275	250	230	205	1,105	231
3,600	3,660	515	440	410	385	355	330	310	285	265	240	220	1,132	241
3,660	3,720	530	455	425	400	370	340	320	295	275	250	230	1,159	253
3,720	3,780	545	470	440	415	385	355	330	310	285	265	240	1,186	265
3,780	3,840	560	485	455	430	400	370	345	320	300	275	255	1,213	277
3,840	3,900	575	500	470	445	415	385	360	335	310	290	265	1,242	289
3,900	3,960	590	515	485	460	430	400	375	345	325	300	280	1,275	301
3,960	4,020	605	530	500	475	445	415	390	360	335	310	290	1,308	313
4,020	4,080	620	545	515	490	460	430	405	375	350	325	300	1,341	325
4,080	4,140	640	560	530	505	475	445	420	390	365	335	315	1,372	337
4,140	4,200	655	575	545	520	490	460	435	405	380	350	325	1,402	349
4,200	4,260	675	590	560	535	505	475	450	420	395	365	340	1,432	361
4,260	4,320	695	605	575	550	520	490	465	435	410	380	350	1,462	373
4,320	4,380	710	620	590	565	535	505	480	450	425	395	365	1,492	385
4,380	4,440	730	635	605	580	550	520	495	465	440	410	380	1,522	397
4,440	4,500	745	655	620	595	565	535	510	480	455	425	395	1,552	409
4,500	4,560	770	675	640	610	585	555	525	500	470	445	415	1,582	421
4,560	4,620	790	700	665	635	605	575	545	520	490	465	435	1,622	437
4,620	4,680	815	725	690	655	625	595	565	540	510	485	455	1,662	453
4,680	4,740	840	750	715	680	645	615	585	560	530	505	475	1,702	471
4,740	4,800	865	770	740	705	670	640	605	580	550	525	495	1,742	491
4,800	4,860	890	795	760	730	695	660	630	600	570	545	515	1,782	511
4,860	4,920	910	820	785	755	720	685	650	620	590	565	535	1,822	531
5,060	5,140	935	845	810	775	745	710	675	640	610	585	555	1,862	551
5,140	5,220	960	870	835	800	765	735	700	665	635	605	575	1,902	571
5,220	5,300	985	890	860	825	790	760	725	690	655	625	595	1,942	591
5,300	5,380	1,010	915	880	850	815	780	750	715	680	645	615	1,982	611
5,380	5,460	1,030	940	905	875	840	805	770	740	705	670	640	2,022	631
5,460	5,540	1,055	965	930	895	865	830	795	760	730	695	660	2,062	651
5,540	5,620	1,080	990	955	920	885	855	820	785	755	720	685	2,102	671
5,620	5,700	1,105	1,010	980	945	910	880	845	810	775	745	710	2,142	691
5,700	5,780	1,130	1,035	1,000	970	935	900	870	835	800	765	735	2,182	711
5,780	5,860	1,155	1,060	1,025	995	960	925	890	860	825	790	760	2,219	731
5,860	5,940	1,185	1,085	1,050	1,015	985	950	915	880	850	815	780	2,255	751
5,940	6,020	1,215	1,110	1,075	1,040	1,005	975	940	905	875	840	805	2,293	771
6,020	6,100	1,240	1,135	1,100	1,065	1,030	1,000	965	930	895	865	830	2,337	791
6,100	6,180	1,270	1,160	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955	920	885	855	2,381	811
6,180	6,260	1,295	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,010	980	945	910	880	2,425	831
6,260	6,340	1,325	1,220	1,180	1,140	1,105	1,070	1,035	1,000	970	935	900	2,469	852
6,340	6,420	1,355	1,245	1,205	1,170	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960	925	2,513	876
6,420	6,500	1,380	1,275	1,235	1,195	1,155	1,120	1,085	1,050	1,015	985	950	2,557	900

口 日 額 表
甲 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額	
	扶 養 親 族 等 の 数														
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人				
以 上	未 満	税 額												額	額
6,500 円		円 1,395	円 1,290	円 1,250	円 1,210	円 1,170	円 1,130	円 1,095	円 1,060	円 1,030	円 995	円 960	円 2,601	円 924	
6,500 円をこえ 7,660 円に満た ない金額		6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の 給与の金額のうち 6,500 円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額												2,601円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 6,500 円 をこえる金 額の45%に 相当する金 額を加算し た金額	924 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 6,500 円 をこえる金 額の35%に 相当する金 額を加算し た金額
7,660 円		円 1,800	円 1,695	円 1,655	円 1,615	円 1,575	円 1,535	円 1,500	円 1,465	円 1,435	円 1,400	円 1,365	円 3,123	円 1,330	
7,660 円をこえ 11,820 円に 満 たない金額		7,660 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の 給与の金額のうち 7,660 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額												3,123円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 7,660 円 をこえる金 額の50%に 相当する金 額を加算し た金額	1,330円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち 7,660 円 をこえる金 額の40%に 相当する金 額を加算し た金額
11,820 円		円 3,465	円 3,360	円 3,320	円 3,280	円 3,240	円 3,200	円 3,165	円 3,130	円 3,100	円 3,065	円 3,030	円 5,203	円 2,994	
11,820 円 を こ え 17,380 円 に 満たない金額		11,820 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の 給与の金額のうち 11,820 円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額												5,203円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち11,820円 をこえる金 額の55%に 相当する金 額を加算し た金額	2,994円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 の金額のう ち11,820円 をこえる金 額の45%に 相当する金 額を加算し た金額

口 日 額 表
甲 表
(五)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙 第三 十八条第 一項第五 号の規定 による税 額	丙 第三 十八条第 一項第六 号の規定 による税 額
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上 未 満	税 額												
17,380 円	円 5,965	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,630	円 5,600	円 5,565	円 5,530	円 8,261	円 5,496
17,380 円 を こ える金額	17,380 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,380 円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											8,261円に、 その日の社会 保険料控除後の給与 の金額のうち17,380円 をこえる金額の60%に 相当する金額を加算し た金額	5,496円に、 その日の社会 保険料控除後の給与 の金額のうち17,380円 をこえる金額の50%に 相当する金額を加算し た金額
扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その 10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額												従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提出されてい る場合には、当該申 告書に記載された扶養 親族等の数に応じ、扶 養親族等1人ごとに17 円を、上の各欄によつて 求めた税額から控除し た金額	—
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに 17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき 17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(乙表適用者を除く。)については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

(i) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族(年齢13歳以上の扶養親族をいう。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき35円

(ii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(i)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(iii) その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(i)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ii)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(二) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ii)又は(iii)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合(従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

されている場合を含む。)には、

- (イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに17円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (ロ) 日雇労働者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (ハ) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は135円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして(イ)の(1)の(ロ)及び(ハ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 日 額 表

乙 表 (控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者(第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。))についての甲表の甲欄に代えて適用する表)

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
760	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
760	780	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	10	5	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	20	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	15	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	15	10	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	20	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	20	10	5	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	20	15	5	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	25	15	5	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	30	20	10	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	30	20	10	5	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	35	20	15	5	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,360	1,380	50	35	25	15	5	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	40	25	15	10	0	0	0	0	0
1,400	1,440	55	40	30	20	10	0	0	0	0	0
1,440	1,480	60	45	35	20	15	5	0	0	0	0
1,480	1,520	65	50	35	25	15	5	0	0	0	0
1,520	1,560	70	55	40	30	20	10	0	0	0	0
1,560	1,600	75	60	45	35	20	15	5	0	0	0
1,600	1,640	80	65	50	35	25	15	5	0	0	0
1,640	1,680	85	70	50	40	30	20	10	0	0	0
1,680	1,720	90	75	60	45	35	20	15	5	0	0
1,720	1,760	95	80	65	45	35	25	15	5	0	0
1,760	1,800	100	85	70	50	40	30	20	10	0	0
1,800	1,840	110	90	75	55	45	30	20	15	5	0
1,840	1,880	115	95	80	65	45	35	25	15	5	0
1,880	1,920	120	100	85	70	50	40	30	20	10	0

ロ 日 額 表
乙 表
(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,920	1,960	125	105	90	75	55	45	30	20	10	5
1,960	2,000	130	110	95	80	60	45	35	25	15	5
2,000	2,040	135	120	100	85	65	50	40	30	20	10
2,040	2,080	140	125	105	90	75	55	45	30	20	10
2,080	2,120	145	130	110	95	80	60	45	35	25	15
2,120	2,160	150	135	115	100	85	65	50	40	25	20
2,160	2,200	155	140	125	105	90	70	55	40	30	20
2,200	2,240	160	145	130	110	95	80	60	45	35	25
2,240	2,280	165	150	135	115	100	85	65	50	40	25
2,280	2,320	175	160	140	125	110	90	75	55	45	30
2,320	2,360	185	165	145	130	115	95	80	65	50	35
2,360	2,400	190	170	155	135	120	105	85	70	55	40
2,400	2,440	200	175	160	145	125	110	90	75	60	45
2,440	2,480	210	185	165	150	130	115	100	80	65	50
2,480	2,520	215	195	170	155	140	120	105	85	70	55
2,520	2,560	225	200	180	160	145	125	110	95	75	60
2,560	2,600	230	210	185	165	150	135	115	100	85	65
2,600	2,640	240	215	195	175	155	140	120	105	90	70
2,640	2,700	250	225	205	185	165	145	130	115	95	80
2,700	2,760	260	240	215	195	170	155	140	120	105	90
2,760	2,820	275	250	230	205	185	165	150	130	115	95
2,820	2,880	285	265	240	220	195	175	155	140	125	105
2,880	2,940	300	275	255	230	210	185	165	150	130	115
2,940	3,000	310	285	265	245	220	200	175	160	140	125
3,000	3,060	320	300	275	255	230	210	185	165	150	135
3,060	3,120	335	310	290	265	245	220	200	175	160	140
3,120	3,180	345	325	300	280	255	235	210	190	170	150
3,180	3,240	360	335	315	290	270	245	225	200	180	160
3,240	3,300	375	350	325	305	280	260	235	215	190	170
3,300	3,360	390	365	335	315	290	270	245	225	205	180
3,360	3,420	405	380	350	325	305	280	260	235	215	190
3,420	3,480	420	395	365	340	315	295	270	250	225	205
3,480	3,540	435	410	380	355	330	305	285	260	240	215
3,540	3,600	450	425	395	370	340	320	295	275	250	230
3,600	3,660	465	440	410	385	355	330	305	285	265	240
3,660	3,720	480	455	425	400	370	340	320	295	275	250
3,720	3,780	495	470	440	415	385	355	330	310	285	265
3,780	3,840	510	485	455	430	400	370	345	320	300	275
3,840	3,900	525	500	470	445	415	385	360	335	310	290
3,900	3,960	540	515	485	460	430	400	375	345	325	300
3,960	4,020	555	530	500	475	445	415	390	360	335	310
4,020	4,080	570	545	515	490	460	430	405	375	350	325
4,080	4,140	585	560	530	505	475	445	420	390	365	335
4,140	4,200	600	575	545	520	490	460	435	405	380	350
4,200	4,260	615	590	560	535	505	475	450	420	395	365
4,260	4,320	635	605	575	550	520	490	465	435	410	380
4,320	4,380	650	620	590	565	535	505	480	450	425	395
4,380	4,440	670	635	605	580	550	520	495	465	440	410
4,440	4,500	690	655	620	595	565	535	510	480	455	425
4,500	4,580	710	675	640	610	585	555	525	500	470	445

ロ 日 額 表
乙 表
(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額		第三十八条第一項第一号の規定による税額									
		扶 養 親 族 の 数									
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,580	4,660	735	700	665	635	605	575	545	520	490	465
4,660	4,740	755	725	690	655	625	595	565	540	510	485
4,740	4,820	780	750	715	680	645	615	585	560	530	505
4,820	4,900	805	770	740	705	670	635	605	580	550	525
4,900	4,980	830	795	760	730	695	660	630	600	570	545
4,980	5,060	855	820	785	755	720	685	650	620	590	565
5,060	5,140	875	845	810	775	745	710	675	640	610	585
5,140	5,220	900	870	835	800	765	735	700	665	635	605
5,220	5,300	925	890	860	825	790	755	725	690	655	625
5,300	5,380	950	915	880	850	815	780	750	715	680	645
5,380	5,460	975	940	905	875	840	805	770	740	705	670
5,460	5,540	995	965	930	895	865	830	795	760	730	695
5,540	5,620	1,020	990	955	920	885	855	820	785	755	720
5,620	5,700	1,045	1,010	980	945	910	875	845	810	775	745
5,700	5,780	1,070	1,035	1,000	970	935	900	870	835	800	765
5,780	5,860	1,095	1,060	1,025	995	960	925	890	860	825	790
5,860	5,940	1,115	1,085	1,050	1,015	985	950	915	880	850	815
5,940	6,020	1,145	1,110	1,075	1,040	1,005	975	940	905	875	840
6,020	6,100	1,175	1,135	1,100	1,065	1,030	995	965	930	895	865
6,100	6,180	1,200	1,160	1,125	1,090	1,055	1,020	990	955	920	885
6,180	6,260	1,230	1,190	1,150	1,115	1,080	1,045	1,010	980	945	910
6,260	6,340	1,255	1,220	1,180	1,140	1,105	1,070	1,035	1,000	970	935
6,340	6,420	1,285	1,245	1,205	1,170	1,130	1,095	1,060	1,025	995	960
6,420	6,500	1,315	1,275	1,235	1,195	1,155	1,115	1,085	1,050	1,015	985
6,500円		1,325	1,290	1,250	1,210	1,170	1,130	1,095	1,060	1,030	995
6,500円をこえ 7,660円に満た ない金額		6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金 額の35%に相当する金額を加算した金額									
7,660円		1,730	1,695	1,655	1,615	1,575	1,535	1,500	1,465	1,435	1,400
7,660円をこえ 11,820円に満た ない金額		7,660円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,660円をこえる 金額の40%に相当する金額を加算した金額									
11,820円		3,395	3,360	3,320	3,280	3,240	3,200	3,165	3,130	3,100	3,065
11,820円をこえ 17,880円に満た ない金額		11,820円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,820円をこえる 金額の45%に相当する金額を加算した金額									

ロ 日 額 表
乙 表
(四)

その日の社会 保険料控除後 の給与の金額	第三十八条第一項第一号の規定による税額										
	扶 養 親 族 の 数										
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額									
17,380 円		円 5,895	円 5,860	円 5,820	円 5,780	円 5,740	円 5,700	円 5,665	円 5,630	円 5,600	円 5,565
17,380 円をこえる 金額		17,380 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち 17,380 円をこえる 金額の 50% に相当する金額を加算した金額									
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに 17 円を控除した金額											
その者が障害者、老年人、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族で ある障害者がある場合には、当該障害者1人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額											

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。
 - (イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額
 - (ロ) 年長扶養親族(年齢 13 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 35 円
- (2) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 障害者控除額、老年人控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 17 円を控除した金額が、その求める税額である。

による賞与の金額に乘すべき率の表)

の 規 定 の 適 用 が あ る 場 合										乙 第三十八条第一 項第七号ロの規定の 適用がある場合	
等 数											
6 人		7 人		8 人		9 人		10 人 以 上			
除 後 の 給 与 の 金 額										前月の社会保険料控 除後の給与の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満	円	円未満
36,200	円未満	39,100	円未満	42,100	円未満	45,000	円未満	48,000	円未満	3,000	円未満
36,200	38,300	39,100	41,400	42,100	44,600	45,000	47,700	48,000	50,800	3,000	5,000
38,300	40,700	41,400	44,000	44,600	47,300	47,700	50,700	50,800	54,000	5,000	7,500
40,700	43,400	44,000	46,800	47,300	50,300	50,700	53,700	54,000	56,800	7,500	10,000
43,400	47,800	46,800	51,100	50,300	54,400	53,700	56,500	56,800	59,500	10,000	13,000
47,800	53,300	51,100	56,400	54,400	59,000	56,500	61,600	59,500	64,100	13,000	16,200
53,300	57,700	56,400	60,100	59,000	62,600	61,600	65,100	64,100	67,900	16,200	16,900
57,700	62,300	60,100	64,900	62,600	67,600	65,100	70,600	67,900	73,800	16,900	28,300
62,300	74,300	64,900	77,100	67,600	79,900	70,600	82,600	73,800	85,400	28,300	29,700
74,300	81,100	77,100	84,100	79,900	87,100	82,600	90,200	85,400	93,200	29,700	31,100
81,100	91,300	84,100	94,000	87,100	96,700	90,200	99,300	93,200	102,200	31,100	39,300
91,300	99,300	94,000	102,200	96,700	105,100	99,300	108,000	102,200	110,900	39,300	41,100
99,300	108,700	102,200	111,900	105,100	115,100	108,000	118,300	110,900	121,400	41,100	43,100
108,700	122,900	111,900	125,700	115,100	128,500	118,300	131,300	121,400	134,000	43,100	55,300
122,900	134,100	125,700	137,100	128,500	140,200	131,300	143,200	134,000	146,200	55,300	57,900
134,100	158,000	137,100	160,700	140,200	163,300	143,200	166,000	146,200	168,700	57,900	76,300
158,000	171,700	160,700	174,600	163,300	177,500	166,000	180,400	168,700	183,300	76,300	79,800
171,700	188,100	174,600	191,300	177,500	194,400	180,400	197,600	183,300	200,800	79,800	83,700
188,100	213,200	191,300	216,000	194,400	218,800	197,600	221,500	200,800	224,300	83,700	104,500
213,200	232,600	216,000	235,600	218,800	238,700	221,500	241,700	224,300	244,700	104,500	109,500
232,600	304,700	235,600	307,300	238,700	310,000	241,700	312,700	244,700	315,300	109,500	157,800
304,700	331,200	307,300	334,100	310,000	337,000	312,700	339,900	315,300	342,800	157,800	165,100
331,200	362,700	334,100	365,900	337,000	369,000	339,900	372,200	342,800	375,400	165,100	173,200
362,700	456,300	365,900	459,000	369,000	461,800	372,200	464,600	375,400	467,400	173,200	237,100
456,300	497,700	459,000	500,800	461,800	503,800	464,600	506,800	467,400	509,800	237,100	248,400
497,700円以上		500,800円以上		503,800円以上		506,800円以上		509,800円以上		248,400円以上	

額を求める。

う。)を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,000円除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

されている場合を含む。)には、(3)に該当する場合を除き、金額を求める。

率である。

与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規

ら控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が13歳以上の扶養親族又は13歳未満の等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額」の(3)に準じて計算する。

別表第四 賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条 第一項 第七号イ若しくはロ又は 同条第五項の規定

賞与の 金額に 乗ずべ き率	第 三 十 八 条 第 一 項 第 七 号 イ														
	扶 養 親 族														
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人				
	前 月 の 社 会 保 険 料 控														
	以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	11,300	円未満	20,500	円未満	23,800	円未満	27,200	円未満	30,200	円未満	33,200	円未満			
2	11,300	12,100	20,500	21,900	23,800	25,400	27,200	28,900	30,200	32,000	33,200	35,100			
4	12,100	13,000	21,900	23,400	25,400	27,200	28,900	30,700	32,000	34,000	35,100	37,300			
6	13,000	13,900	23,400	25,200	27,200	29,200	30,700	32,700	34,000	36,300	37,300	39,800			
8	13,900	24,600	25,200	32,500	29,200	34,900	32,700	38,000	36,300	41,300	39,800	44,600			
10	24,600	30,200	32,500	37,800	34,900	40,000	38,000	44,000	41,300	47,100	44,600	50,400			
12	30,200	32,800	37,800	41,700	40,000	45,100	44,000	48,500	47,100	52,000	50,400	55,200			
14	32,800	51,400	41,700	58,100	45,100	58,600	48,500	58,600	52,000	58,600	55,200	59,600			
16	51,400	55,900	58,100	62,000	58,600	64,200	58,600	66,400	58,600	68,800	59,600	71,500			
18	55,900	59,900	62,000	66,400	64,200	68,900	66,400	72,000	68,800	75,000	71,500	78,000			
20	59,900	70,700	66,400	78,000	68,900	80,700	72,000	83,300	75,000	86,000	78,000	88,700			
22	70,700	76,800	78,000	84,800	80,700	87,700	83,300	90,600	86,000	93,500	88,700	96,400			
24	76,800	84,100	84,800	92,900	87,700	96,000	90,600	99,200	93,500	102,400	96,400	105,600			
26	84,100	101,400	92,900	109,000	96,000	111,800	99,200	114,600	102,400	117,400	105,600	120,100			
28	101,400	110,600	109,000	118,900	111,800	122,000	114,600	125,000	117,400	128,000	120,100	131,100			
30	110,600	137,300	118,900	144,700	122,000	147,300	125,000	150,000	128,000	152,700	131,100	155,300			
32	137,300	149,300	144,700	157,200	147,300	160,100	150,000	163,000	152,700	165,900	155,300	168,800			
34	149,300	163,500	157,200	172,200	160,100	175,400	163,000	178,600	165,900	181,700	168,800	184,900			
36	163,500	191,700	172,200	199,300	175,400	202,100	178,600	204,900	181,700	207,600	184,900	210,400			
38	191,700	209,100	199,300	217,400	202,100	220,500	204,900	223,500	207,600	226,500	210,400	229,500			
40	209,100	284,000	217,400	291,300	220,500	294,000	223,500	296,700	226,500	299,300	229,500	302,000			
42	284,000	308,700	291,300	316,700	294,000	319,600	296,700	322,500	299,300	325,400	302,000	328,300			
44	308,700	338,100	316,700	346,800	319,600	350,000	322,500	353,200	325,400	356,300	328,300	359,500			
46	338,100	434,700	346,800	442,400	350,000	445,100	353,200	447,900	356,300	450,700	359,500	453,500			
48	434,700	474,200	442,400	482,600	445,100	485,600	447,900	488,600	450,700	491,700	453,500	494,700			
50	474,200円以上		482,600円以上		485,600円以上		488,600円以上		491,700円以上		494,700円以上				

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、(3)に該当する場合を除き、

(イ) まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金

(a) 当該給与から控除された社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢13歳以上の扶養親族（乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの）をい

(ロ) 次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出

(イ) その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した

(ロ) (イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ) (ロ)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給

定により税額を計算する。

(二) 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与か

扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は4,000円を控除した金額に応じ、扶養親族

に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。(一)の(3)と同様の場合には、

別添紙長の欄に記入する。

- (3) 申告された生命保険料の金額がある場合には、次の(イ)から(ロ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ロ)までに掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額が20,000円までの場合 その全額

(ロ) その生命保険料の金額が20,000円をこえ50,000円までの場合 その金額の2分の1に相当する金額と10,000円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額が50,000円をこえる場合 35,000円

別添紙長の欄に記入する。

- (4) 申告された損害保険料の金額がある場合には、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがある場合 その金額(その金額が5,000円をこえる場合には、5,000円)。ただし、当該長期損害保険契約等以外の契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、当該長期損害保険契約等に係る金額が3,000円未満である場合には、2,000円と当該長期損害保険契約等に係る金額との合計額とする。

(ロ) その損害保険料の金額のうちに第十一条の八第一項に規定する長期損害保険契約等に係るものがない場合 その金額(その金額が2,000円をこえる場合には、2,000円)

別添紙長の欄に「第十一條の八」又は「第十一條の九」又は「第十一條の九」又は「第十一條の十」を記入する。

別添紙長の欄に記入する。

別表第六の附表

(一)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 の金額	以 上 未 満		除後の給与 の金額	以 上 未 満		除後の給与 の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
171,880	円未満	121,500	円未満	220,000	221,000	160,000	270,000	271,000
171,880	172,000	121,500	221,000	222,000	160,800	271,000	272,000	200,800
172,000	173,000	121,600	222,000	223,000	161,600	272,000	273,000	201,600
173,000	174,000	122,400	223,000	224,000	162,400	273,000	274,000	202,400
174,000	175,000	123,200	224,000	225,000	163,200	274,000	275,000	203,200
175,000	176,000	124,000	225,000	226,000	164,000	275,000	276,000	204,000
176,000	177,000	124,800	226,000	227,000	164,800	276,000	277,000	204,800
177,000	178,000	125,600	227,000	228,000	165,600	277,000	278,000	205,600
178,000	179,000	126,400	228,000	229,000	166,400	278,000	279,000	206,400
179,000	180,000	127,200	229,000	230,000	167,200	279,000	280,000	207,200
180,000	181,000	128,000	230,000	231,000	168,000	280,000	281,000	208,000
181,000	182,000	128,800	231,000	232,000	168,800	281,000	282,000	208,800
182,000	183,000	129,600	232,000	233,000	169,600	282,000	283,000	209,600
183,000	184,000	130,400	233,000	234,000	170,400	283,000	284,000	210,400
184,000	185,000	131,200	234,000	235,000	171,200	284,000	285,000	211,200
185,000	186,000	132,000	235,000	236,000	172,000	285,000	286,000	212,000
186,000	187,000	132,800	236,000	237,000	172,800	286,000	287,000	212,800
187,000	188,000	133,600	237,000	238,000	173,600	287,000	288,000	213,600
188,000	189,000	134,400	238,000	239,000	174,400	288,000	289,000	214,400
189,000	190,000	135,200	239,000	240,000	175,200	289,000	290,000	215,200
190,000	191,000	136,000	240,000	241,000	176,000	290,000	291,000	216,000
191,000	192,000	136,800	241,000	242,000	176,800	291,000	292,000	216,800
192,000	193,000	137,600	242,000	243,000	177,600	292,000	293,000	217,600
193,000	194,000	138,400	243,000	244,000	178,400	293,000	294,000	218,400
194,000	195,000	139,200	244,000	245,000	179,200	294,000	295,000	219,200
195,000	196,000	140,000	245,000	246,000	180,000	295,000	296,000	220,000
196,000	197,000	140,800	246,000	247,000	180,800	296,000	297,000	220,800
197,000	198,000	141,600	247,000	248,000	181,600	297,000	298,000	221,600
198,000	199,000	142,400	248,000	249,000	182,400	298,000	299,000	222,400
199,000	200,000	143,200	249,000	250,000	183,200	299,000	300,000	223,200
200,000	201,000	144,000	250,000	251,000	184,000	300,000	301,000	224,000
201,000	202,000	144,800	251,000	252,000	184,800	301,000	302,000	224,800
202,000	203,000	145,600	252,000	253,000	185,600	302,000	303,000	225,600
203,000	204,000	146,400	253,000	254,000	186,400	303,000	304,000	226,400
204,000	205,000	147,200	254,000	255,000	187,200	304,000	305,000	227,200
205,000	206,000	148,000	255,000	256,000	188,000	305,000	306,500	228,000
206,000	207,000	148,800	256,000	257,000	188,800	306,500	308,000	229,200
207,000	208,000	149,600	257,000	258,000	189,600	308,000	309,500	230,400
208,000	209,000	150,400	258,000	259,000	190,400	309,500	311,000	231,600
209,000	210,000	151,200	259,000	260,000	191,200	311,000	312,500	232,800
210,000	211,000	152,000	260,000	261,000	192,000	312,500	314,000	234,000
211,000	212,000	152,800	261,000	262,000	192,800	314,000	315,500	235,200
212,000	213,000	153,600	262,000	263,000	193,600	315,500	317,000	236,400
213,000	214,000	154,400	263,000	264,000	194,400	317,000	318,500	237,600
214,000	215,000	155,200	264,000	265,000	195,200	318,500	320,000	238,800
215,000	216,000	156,000	265,000	266,000	196,000	320,000	321,500	240,000
216,000	217,000	156,800	266,000	267,000	196,800	321,500	323,000	241,200
217,000	218,000	157,600	267,000	268,000	197,600	323,000	324,500	242,400
218,000	219,000	158,400	268,000	269,000	198,400	324,500	326,000	243,600
219,000	220,000	159,200	269,000	270,000	199,200	326,000	327,500	244,800

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以 上	未 満	の金額	以 上	未 満	の金額	以 上	未 満	の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
327,500	329,000	246,000	402,500	404,000	306,000	477,500	479,000	371,750
329,000	330,500	247,200	404,000	405,500	307,200	479,000	480,500	373,100
330,500	332,000	248,400	405,500	407,000	308,400	480,500	482,000	374,450
332,000	333,500	249,600	407,000	408,500	309,600	482,000	483,500	375,800
333,500	335,000	250,800	408,500	410,000	310,800	483,500	485,000	377,150
335,000	336,500	252,000	410,000	411,500	312,000	485,000	486,500	378,500
336,500	338,000	253,200	411,500	413,000	313,200	486,500	488,000	379,850
338,000	339,500	254,400	413,000	414,500	314,400	488,000	489,500	381,200
339,500	341,000	255,600	414,500	416,000	315,600	489,500	491,000	382,550
341,000	342,500	256,800	416,000	417,500	316,800	491,000	492,500	383,900
342,500	344,000	258,000	417,500	419,000	318,000	492,500	494,000	385,250
344,000	345,500	259,200	419,000	420,500	319,200	494,000	495,500	386,600
345,500	347,000	260,400	420,500	422,000	320,450	495,500	497,000	387,950
347,000	348,500	261,600	422,000	423,500	321,800	497,000	498,500	389,300
348,500	350,000	262,800	423,500	425,000	323,150	498,500	500,000	390,650
350,000	351,500	264,000	425,000	426,500	324,500	500,000	501,500	392,000
351,500	353,000	265,200	426,500	428,000	325,850	501,500	503,000	393,350
353,000	354,500	266,400	428,000	429,500	327,200	503,000	504,500	394,700
354,500	356,000	267,600	429,500	431,000	328,550	504,500	506,000	396,050
356,000	357,500	268,800	431,000	432,500	329,900	506,000	507,500	397,400
357,500	359,000	270,000	432,500	434,000	331,250	507,500	509,000	398,750
359,000	360,500	271,200	434,000	435,500	332,600	509,000	510,500	400,100
360,500	362,000	272,400	435,500	437,000	333,950	510,500	512,000	401,450
362,000	363,500	273,600	437,000	438,500	335,300	512,000	513,500	402,800
363,500	365,000	274,800	438,500	440,000	336,650	513,500	515,000	404,150
365,000	366,500	276,000	440,000	441,500	338,000	515,000	516,500	405,500
366,500	368,000	277,200	441,500	443,000	339,350	516,500	518,000	406,850
368,000	369,500	278,400	443,000	444,500	340,700	518,000	519,500	408,200
369,500	371,000	279,600	444,500	446,000	342,050	519,500	521,000	409,550
371,000	372,500	280,800	446,000	447,500	343,400	521,000	522,500	410,900
372,500	374,000	282,000	447,500	449,000	344,750	522,500	524,000	412,250
374,000	375,500	283,200	449,000	450,500	346,100	524,000	525,500	413,600
375,500	377,000	284,400	450,500	452,000	347,450	525,500	527,000	414,950
377,000	378,500	285,600	452,000	453,500	348,800	527,000	528,500	416,300
378,500	380,000	286,800	453,500	455,000	350,150	528,500	530,000	417,650
380,000	381,500	288,000	455,000	456,500	351,500	530,000	532,000	419,000
381,500	383,000	289,200	456,500	458,000	352,850	532,000	534,000	420,800
383,000	384,500	290,400	458,000	459,500	354,200	534,000	536,000	422,600
384,500	386,000	291,600	459,500	461,000	355,550	536,000	538,000	424,400
386,000	387,500	292,800	461,000	462,500	356,900	538,000	540,000	426,200
387,500	389,000	294,000	462,500	464,000	358,250	540,000	542,000	428,000
389,000	390,500	295,200	464,000	465,500	359,600	542,000	544,000	429,800
390,500	392,000	296,400	465,500	467,000	360,950	544,000	546,000	431,600
392,000	393,500	297,600	467,000	468,500	362,300	546,000	548,000	433,400
393,500	395,000	298,800	468,500	470,000	363,650	548,000	550,000	435,200
395,000	396,500	300,000	470,000	471,500	365,000	550,000	552,000	437,000
396,500	398,000	301,200	471,500	473,000	366,350	552,000	554,000	438,800
398,000	399,500	302,400	473,000	474,500	367,700	554,000	556,000	440,600
399,500	401,000	303,600	474,500	476,000	369,050	556,000	558,000	442,400
401,000	402,500	304,800	476,000	477,500	370,400	558,000	560,000	444,200

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
560,000	562,000	446,000	650,000	652,000	527,000	740,000	742,000	608,000
562,000	564,000	447,800	652,000	654,000	528,800	742,000	744,000	609,800
564,000	566,000	449,600	654,000	656,000	530,600	744,000	746,000	611,600
566,000	568,000	451,400	656,000	658,000	532,400	746,000	748,000	613,400
568,000	570,000	453,200	658,000	660,000	534,200	748,000	750,000	615,200
570,000	572,000	455,000	660,000	662,000	536,000	750,000	752,000	617,000
572,000	574,000	456,800	662,000	664,000	537,800	752,000	754,000	618,800
574,000	576,000	458,600	664,000	666,000	539,600	754,000	756,000	620,600
576,000	578,000	460,400	666,000	668,000	541,400	756,000	758,000	622,400
578,000	580,000	462,200	668,000	670,000	543,200	758,000	760,000	624,200
580,000	582,000	464,000	670,000	672,000	545,000	760,000	762,000	626,000
582,000	584,000	465,800	672,000	674,000	546,800	762,000	764,000	627,800
584,000	586,000	467,600	674,000	676,000	548,600	764,000	766,000	629,600
586,000	588,000	469,400	676,000	678,000	550,400	766,000	768,000	631,400
588,000	590,000	471,200	678,000	680,000	552,200	768,000	770,000	633,200
590,000	592,000	473,000	680,000	682,000	554,000	770,000	772,000	635,000
592,000	594,000	474,800	682,000	684,000	555,800	772,000	774,000	636,800
594,000	596,000	476,600	684,000	686,000	557,600	774,000	776,000	638,600
596,000	598,000	478,400	686,000	688,000	559,400	776,000	778,000	640,400
598,000	600,000	480,200	688,000	690,000	561,200	778,000	780,000	642,200
600,000	602,000	482,000	690,000	692,000	563,000	780,000	782,000	644,000
602,000	604,000	483,800	692,000	694,000	564,800	782,000	784,000	645,800
604,000	606,000	485,600	694,000	696,000	566,600	784,000	786,000	647,600
606,000	608,000	487,400	696,000	698,000	568,400	786,000	788,000	649,400
608,000	610,000	489,200	698,000	700,000	570,200	788,000	790,000	651,200
610,000	612,000	491,000	700,000	702,000	572,000	790,000	792,000	653,000
612,000	614,000	492,800	702,000	704,000	573,800	792,000	794,000	654,800
614,000	616,000	494,600	704,000	706,000	575,600	794,000	796,000	656,600
616,000	618,000	496,400	706,000	708,000	577,400	796,000	798,000	658,400
618,000	620,000	498,200	708,000	710,000	579,200	798,000	800,000	660,200
620,000	622,000	500,000	710,000	712,000	581,000	800,000	802,000	662,000
622,000	624,000	501,800	712,000	714,000	582,800	802,000	804,000	663,800
624,000	626,000	503,600	714,000	716,000	584,600	804,000	806,000	665,600
626,000	628,000	505,400	716,000	718,000	586,400	806,000	808,000	667,400
628,000	630,000	507,200	718,000	720,000	588,200	808,000	810,000	669,200
630,000	632,000	509,000	720,000	722,000	590,000	810,000	812,000	671,000
632,000	634,000	510,800	722,000	724,000	591,800	812,000	814,000	672,800
634,000	636,000	512,600	724,000	726,000	593,600	814,000	816,000	674,600
636,000	638,000	514,400	726,000	728,000	595,400	816,000	818,000	676,400
638,000	640,000	516,200	728,000	730,000	597,200	818,000	820,000	678,200
640,000	642,000	518,000	730,000	732,000	599,000	820,000円以上		給与の金額から 140,000 円 を控除した金 額
642,000	644,000	519,800	732,000	734,000	600,800			
644,000	646,000	521,600	734,000	736,000	602,600			
646,000	648,000	523,400	736,000	738,000	604,400			
648,000	650,000	525,200	738,000	740,000	606,200			

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法(以下「新法」という。)

の規定は、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和三十九年分の所得税の所得控除等に係る特例)
第三条 昭和三十九年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる

新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九条第一項第五号		イ 収入金額が四十二万以下である場合 二万円と当該収入金額から二万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 ロ 収入金額が四十二万円をこえ八十二万円以下である場合 十万円と当該収入金額から四十二万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 ハ 収入金額が八十二万円をこえる場合 十四万円		イ 収入金額が四十一万七千五百円以下である場合 一万七千五百円と当該収入金額から一万七千五百円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額 ロ 収入金額が四十一万七千五百円をこえ七十一万七千五百円以下である場合 九万七千五百円と当該収入金額から四十一万七千五百円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額 ハ 収入金額が七十一万七千五百円をこえ八十一万七千五百円以下である場合 十二万七千五百円と当該収入金額から七十一万七千五百円を控除した金額の十分の〇・七五に相当する金額との合計額 ニ 収入金額が八十一万七千五百円をこえる場合 十三万五千円	
第十五万円	第十四万三千八百円	三千円			
第十二万円	十一万三千八百円				
九万円	八万六千三百円				
第二号					
第十一号	九万円	一万八千八百円			
第十一号	二万円	一万八千八百円			
第十一号	三万円	三万一千二百円			
第十一号	五千元	三千八百円			
第十一号	二千元	千五百円			

第十一条の九		三千円	二千三百円
十一万円			十万八千八百円
イ 年齢十三歳以上の扶養親族 五万円 ロ 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円		イ 年齢十五歳以上の扶養親族 五万円 ロ 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 四万六千三百円 ハ 年齢十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円	
第十一号			
第十一条の十第一項			
第十一条の十第二項			
第二号		これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十三歳以上の者があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限る。	これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者の自己の
第二号		1 年齢十三歳以上の扶養親族 五万円 2 年齢十三歳未満の扶養親族 四万円	1 年齢十五歳以上の扶養親族 五万円 2 年齢十四歳又は十三歳の扶養親族 四万六千三百円 3 年齢十三歳未満の扶養親族 三万八千八百円

第十二条	十三歳以上	扶養親族とする者に限るものとする。
毎年	十五歳以上、十四歳、十三歳又は十三歳未満	
十二万円	昭和三十九年	
別表第六の附表	十一万七千五百円	
第四十条第一項第二号	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第 号）附則別表第二	

別表第六の備考(一)	
この表の附載	所得税法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二）
20,000円	18,800円
10,000円	9,400円
35,000円	34,400円
5,000円	3,800円
2,000円	1,500円
3,000円	2,300円

（法人が支払を受ける報酬又は料金等に対する所得税の課税に係る経過規定）

第四条 新法第一条第三項第三号及び第五号（同項第三号に規定する生命保険契約等に基づき受ける年金に係る部分に限る。）又は同条第五項、第十八条第一項及び第四十一条第一項（新法第一条第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十九年六月一日以後に支払を受けるべき当該年金又は報酬若しくは料金について適用する。

（昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例）

第五条 昭和三十九年分の所得税については、新法第二十一条の第二項に規定する予定納税基準額の減免、徴収猶予等に関する法

は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

一 納税義務者の昭和三十八年分の総所得金額に対する同年分の所得税の税額（同年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第二十一条の第二項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算したところにより、同年分の所得税について旧法第二十条又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法

律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条の規定の適用があつたときは、当該規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。）から、同年分の所得につき旧法第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額の合計額（旧法第十七条第一項に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額又は調整所得金額（昭和三十八年分の総所得金額のうち譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつたときは、旧法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの金額を除外して計算した金額。以下この条において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定に該当する扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ、附則別表第一の甲欄に掲げる控除金額

なつた前項第二号に規定する扶養親族のうち昭和三十八年十二月三十一日における年齢が十二歳以上十四歳以下であつた扶養親族を有する納税義務者の同項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、同項の規定により計算した金額から、当該課税総所得金額等及び当該扶養親族の年齢の別に応じ、附則別表第一の乙欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する扶養親族の数を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。

2 昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等の計算の基礎と

3 昭和三十八年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第二十一条の二第二項又は第三項の規定の

適用を受けた納税義務者の第一項に定める昭和三十九年分の予定納税基準額は、前二項の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとし、その金額が六千円に満たないときは、当該予定納税基準額がないものとする。 一 旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者 当該納税義務者の昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金額等及び当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する青色事業専従者であつた者の昭和三十八年十二月三十一日における年齢の別に応じ、附則別表第一の内欄に掲げる一人当たり控除金額にそれぞれ該当する青色事業専従者の数を乗じて計算した金額の合計額 二 旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者 当該納税義務者の昭和三十八年分の所得税に係る課税総所得金	額等に応じ、附則別表第一の丁欄に掲げる一人当たり控除金額に当該納税義務者の同年分の所得税に係る同項に規定する事業専従者の数を乗じて計算した金額 4 昭和三十八年分の所得税につき旧法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十九年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。 (給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定) 第六条 新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び別表第四は、昭和三十九年四月一日以後に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算について適用し、同日前に支給すべき給与所得に対する所得税の源泉徴収に係る税額の計算については、なお従前の例による。 2 新法第三十八条第一項及び第五項(同条第一項に規定する利益又は剰余金の処分により支出する賞	与その他命令で定める賞与に対する所得税の源泉徴収の期日に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に支払の確定した当該賞与でこの法律の施行の際まだ支払われていないものについても適用する。この場合においては、同条第一項中「その支払の確定した日」とあるのは、「昭和三十九年四月一日」とする。 3 附則第三条の規定により読み替へられた新法第四十条の規定並びに附則第三条の規定により読み替へられた新法別表第六(附表を除く。)及び附則別表第二は、昭和三十九年中に支給すべき給与所得でその最後に支払をする日が同年四月一日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が同月一日前である場合については、なお従前の例による。 (退職所得に対する源泉徴収に係る経過規定) 第七条 昭和三十九年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものに対する所得税の源	泉徴収については、なお従前の例による。 (給与所得者の扶養控除等申告書の提出に係る経過規定) 第八条 扶養親族と生計を一にする居住者が二人以上ある場合において、これらの者が次の各号に掲げる者に該当するときは、これらの者に対する附則第三条の規定により読み替へられた新法第二十一条の十第一項第二号及び第二項第二号並びに第三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、昭和三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間(当該各号に掲げる者に該当する者が当該各号に規定する新法第三十九条第二項の規定による申告書(以下「新法の乙表適用者等に係る異動申告書」という。)を提出した日後の期間を除く。)は、附則第三条の規定により読み替へられた新法第二十一条の十第一項第二号ロ中「一人とし、年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、そのうちの一人とす	る。」とあるのは「一人とする。」と、同条第二項第二号中「限るものとし、これらの者が扶養親族とする者のうちに年齢十五歳以上の扶養親族がなく、かつ、年齢十四歳又は十三歳の扶養親族があるときは、その者を自己の扶養親族とする者に限るものとする。」とあるのは「限る。」とする。 一 昭和三十九年四月一日前に旧法第十一条の九第一項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は
				より読み替へられた新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定に
				用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出すべきこととなる者
				二 昭和三十九年四月一日前に旧法第十一条の九第二項第二号の規定の適用を受ける旨の記載をした旧法第三十九条第一項又は

第二項の規定による申告書を提出した者で附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第一項第二号の規定を適用した場合において同号の規定の適用を受ける旨の記載をした新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出することができることとなる者

2 前項第一号に規定する者（昭和三十九年四月一日から同年五月三十一日までの間に新法の乙表適用者等に係る異動申告書を提出した者を除く。）に対する新法第三十九条第二項の規定の適用については、同年六月一日から当該申告書を提出する日までの間は、附則第三条の規定により読み替えられた新法第十一条の十第二項第二号の規定の適用を受ける旨を記載した新法第三十九条第二項の規定による申告書を提出したものとみなす。

（申告書の公示に係る経過規定）
第九条 新法第五十三条の規定は、この法律の施行後に同条の規定に

該当する事実が生じた場合について適用する。

（支払調書等の提出に係る経過規定）

第十条 新法第六十一条第四号（新法第一条第五項に規定する報酬又は料金に係る部分に限る。）、第六号又は第九号（同号に規定する不動産業者である個人に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十九年四月一日以後に支払うべきこれらの規定に規定する報酬若しくは料金、給付又は資産の貸付等若しくは譲渡に対する対価について適用し、同条第三項の規定は、同日以後のあつせんに係る同項に規定する資産の売買（地上権、賃借権及び地役権の設定を含む。）について適用する。

（施行日前に出国した者に係る更正の請求）
第十一条 昭和三十九年四月一日前に昭和三十九年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項

後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ。

2 前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和

三十九年四月一日」とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十二条 昭和三十九年中に支給すべき退職所得で同年四月一日前に支払われたものにつき旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額が、当該退職所得につき新法第三十八条の二の規定を適用した場合において徴収すべきこととなる所得税額をこえるときは、当該退職所得の支払を受けた者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができ。

2 前項に規定する退職所得につき同項の規定による還付の請求があつた場合においては、その者の昭和三十九年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職所得に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還

付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支給すべき退職所得で同年四月一日以後に支払われるものに対する新法第三十八条の二第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職所得について旧法第三十八条の二の規定により徴収された所得税額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合においては、その計算の基礎となる期間

は、昭和三十九年七月一日からその還付のための支払決定をする日又は同法第五十七条第一項の規定により充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

税の税額から控除する金額の表)

控除する金額				乙 附則第五条第二項 の規定により控除する 金額		丙 附則第五条第三項 第一号の規定により控 除する金額		丁 附則第五条第 三項第二号の規定 により控除する金 額	
の 数				扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者	
7 人	8 人	9 人	10人以上	12歳又は 13歳	14歳	19歳以外 の年齢	19歳		
額				1 人 当 た り 控 除 金 額					
全 額	全 額	全 額	全 額	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
全全全	全全全	全全全	全全全	600	全 額	全 額	全全全	全 額	全 額
額額額	額額額	額額額	額額額	600	900	1,600	額額額	額額額	1,000
4,230	4,630	5,240	5,640	700	1,000	1,800	全全全	額額額	1,200
4,540	4,830			750	1,120	2,010		額額額	1,260
				750	1,120	2,010		4,600	1,260
4,540	5,040	5,550	5,840	750	1,120	2,010	4,800		1,260
4,540	5,040	5,550	6,050	750	1,120	2,010	5,010		1,260
5,040	5,540	6,050	6,550	750	1,120	2,010	5,010		1,260
5,540	6,040	6,550	7,050	1,000	1,370	2,510	5,510		1,760
6,040	6,540	7,050	7,550	1,130	1,680	3,010	6,010		1,880
6,800	7,040	7,550	8,050	1,130	1,680	3,010	6,510		1,880
6,800	7,560	8,320	8,550	1,130	1,680	3,010	7,010		1,880
6,800	7,560	8,320	9,080	1,130	1,680	3,010	7,510		1,880
7,300	8,060	8,820	9,580	1,130	1,680	3,010	7,510		1,880
7,800	8,560	9,320	10,080	1,370	1,930	3,510	8,010		2,380
8,300	9,060	9,820	10,580	1,500	2,240	4,010	8,510		2,510
9,070	9,560	10,320	11,080	1,500	2,240	4,010	9,010		2,510
9,070	10,080	11,090	11,580	1,500	2,240	4,010	9,510		2,510
9,070	10,080	11,090	12,100	1,500	2,240	4,010	10,010		2,510
9,570	10,580	11,590	12,600	1,500	2,240	4,010	10,010		2,510
10,070	11,080	12,090	13,100	1,750	2,490	4,510	10,510		3,010
10,570	11,580	12,590	13,600	1,880	2,800	5,010	11,010		3,140
11,340	12,080	13,090	14,100	1,880	2,800	5,010	11,510		3,140
11,340	12,600	13,860	14,600	1,880	2,800	5,010	12,010		3,140
11,340	12,600	13,860	15,130	1,880	2,800	5,010	12,510		3,140
11,840	13,100	14,360	15,630	1,800	2,800	5,010	12,510		3,140
12,340	13,600	14,860	16,130	2,120	3,050	5,510	13,010		3,640
12,840	14,100	15,360	16,630	2,250	3,360	6,020	13,510		3,770
13,610	14,600	15,860	17,130	2,250	3,360	6,020	14,010		3,770
13,610	15,120	16,640	17,630	2,250	3,360	6,020	14,510		3,770
13,610	15,120	16,640	18,150	2,250	3,360	6,020	15,020		3,770
14,110	15,620	17,140	18,650	2,250	3,360	6,020	15,020		3,770
14,610	16,120	17,640	19,150	2,500	3,610	6,520	15,520		4,270
15,110	16,620	18,140	19,650	2,630	3,920	7,020	16,020		4,390
15,870	17,120	18,640	20,150	2,630	3,920	7,020	16,520		4,390
15,870	17,640	19,410	20,650	2,630	3,920	7,020	17,020		4,390
15,870	17,640	19,410	21,180	2,630	3,920	7,020	17,520		4,390
16,370	18,140	19,910	21,680	2,630	3,920	7,020	17,520		4,390
16,870	18,640	20,410	22,180	2,870	4,170	7,520	18,020		4,890
17,370	19,140	20,910	22,680	3,000	4,480	8,020	18,520		5,020
18,140	19,640	21,410	23,180	3,000	4,480	8,020	19,020		5,020
18,140	20,160	22,180	23,680	3,000	4,480	8,020	19,520		5,020
18,140	20,160	22,180	24,200	3,000	4,480	8,020	20,020		5,020
18,640	20,660	22,680	24,700	3,000	4,480	8,020	20,020		5,020
19,140	21,160	23,180	25,200	3,250	4,730	8,520	20,520		5,520
19,640	21,660	23,680	25,700	3,380	5,040	9,020	21,020		5,650
20,410	22,160	24,180	26,200	3,380	5,040	9,020	21,520		5,650
20,410	22,680	24,950	26,700	3,380	5,040	9,020	22,020		5,650
20,410	22,680	24,950	27,230	3,380	5,040	9,020	22,520		5,650
20,910	23,180	25,450	27,730	3,380	5,040	9,020	22,520		5,650

附則別表第一 昭和39年分の所得税の予定納税基準額算出のための控除額表（附表第五条の規定により昭和38年分の所得

(一)

昭和38年分の所得税の課税		甲 附則第五条第一項第二号の規定により							
総所得金額等		扶 養 親 族 等							
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	
以 上	未 満	控 除 金							
円	円	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
85,000	100,000	800	1,200	1,610	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額
100,000	110,000	1,000	1,510	1,810	2,210	2,620	3,220	3,620	4,030
110,000	120,000	1,000	1,510	2,010	2,520	2,820	3,220	3,620	4,030
120,000	130,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	3,820	4,030
130,000	140,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	3,820	4,030
140,000	150,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	4,030
150,000	200,000	1,000	1,510	2,010	2,520	3,020	3,530	4,030	4,030
200,000	210,000	1,500	2,260	2,510	3,020	3,520	4,030	4,530	5,030
210,000	220,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,020	4,530	5,030	5,530
220,000	230,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	5,530	5,530
230,000	240,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	6,050
240,000	250,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	6,050
250,000	500,000	1,500	2,260	3,020	3,780	4,530	5,290	6,050	6,050
500,000	510,000	2,000	3,010	3,520	4,280	5,030	5,790	6,550	6,550
510,000	520,000	2,000	3,010	4,020	5,030	5,530	6,290	7,050	7,050
520,000	530,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	7,550	7,550
530,000	540,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	8,060
540,000	550,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	8,060
550,000	800,000	2,000	3,010	4,020	5,030	6,040	7,050	8,060	8,060
800,000	810,000	2,500	3,760	4,520	5,530	6,540	7,550	8,560	8,560
810,000	820,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,040	8,050	9,060	9,060
820,000	830,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	9,560	9,560
830,000	840,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	10,080
840,000	850,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	10,080
850,000	1,200,000	2,500	3,760	5,030	6,290	7,550	8,810	10,080	10,080
1,200,000	1,210,000	3,000	4,520	5,530	6,790	8,050	9,310	10,580	10,580
1,210,000	1,220,000	3,000	4,520	6,030	7,550	8,550	9,810	11,080	11,080
1,220,000	1,230,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	11,580	11,580
1,230,000	1,240,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	12,090
1,240,000	1,250,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	12,090
1,250,000	1,800,000	3,000	4,520	6,030	7,550	9,060	10,580	12,090	12,090
1,800,000	1,810,000	3,500	5,270	6,530	8,050	9,560	11,080	12,590	12,590
1,810,000	1,820,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,060	11,580	13,090	13,090
1,820,000	1,830,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	13,590	13,590
1,830,000	1,840,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	14,110	14,110
1,840,000	1,850,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	14,110	14,110
1,850,000	2,500,000	3,500	5,270	7,040	8,800	10,570	12,340	14,110	14,110
2,500,000	2,510,000	4,000	6,020	7,540	9,300	11,070	12,840	14,610	14,610
2,510,000	2,520,000	4,000	6,020	8,040	10,060	11,570	13,340	15,110	15,110
2,520,000	2,530,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	15,610	15,610
2,530,000	2,540,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	16,120	16,120
2,540,000	2,550,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	16,120	16,120
2,550,000	4,000,000	4,000	6,020	8,040	10,060	12,080	14,100	16,120	16,120
4,000,000	4,010,000	4,500	6,770	8,540	10,560	12,580	14,600	16,620	16,620
4,010,000	4,020,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,080	15,100	17,120	17,120
4,020,000	4,030,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	17,620	17,620
4,030,000	4,040,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	18,140	18,140
4,040,000	4,050,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	18,140	18,140
4,050,000	6,000,000	4,500	6,770	9,050	11,320	13,590	15,860	18,140	18,140
6,000,000	6,010,000	5,000	7,530	9,550	11,820	14,090	16,360	18,640	18,640

控除する金額				乙 附則第五条第二項 の規定により控除する 金額		丙 附則第五条第三項 第一号の規定により控 除する金額		丁 附則第五条第三項 第二号の規定により控除する金 額	
の 数				扶養親族の年齢		青色事業専従者の年齢		事業専従者	
7 人	8 人	9 人	10人以上	12歳又は 13歳	14歳	19歳以外 の年齢	19歳		
額				1 人 当 た り 控 除 金 額					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
21,410	23,680	25,950	28,230	3,620	5,290	9,520	23,020	6,150	
21,910	24,180	26,450	28,730	3,750	5,600	10,030	23,520	6,280	
22,680	24,680	26,950	29,230	3,750	5,600	10,030	24,020	6,280	
22,680	25,200	27,730	29,730	3,750	5,600	10,030	24,520	6,280	
22,680	25,200	27,730	30,250	3,750	5,600	10,030	25,030	6,280	
23,180	25,700	28,230	30,750	3,750	5,600	10,030	25,030	6,280	
23,680	26,200	28,730	31,250	4,000	5,850	10,530	25,530	6,780	
24,180	26,700	29,230	31,750	4,130	6,160	11,030	26,030	6,900	
24,940	27,200	29,730	32,250	4,130	6,160	11,030	26,530	6,900	
24,940	27,720	30,500	32,750	4,130	6,160	11,030	27,030	6,900	
24,940	27,720	30,500	33,280	4,130	6,160	11,030	27,530	6,900	
25,440	28,220	31,000	33,780	4,130	6,160	11,030	27,530	6,900	
25,940	28,720	31,500	34,280	4,370	6,410	11,530	28,030	7,400	
26,440	29,220	32,000	34,780	4,500	6,720	12,030	28,530	7,530	
27,210	29,720	32,500	35,280	4,500	6,720	12,030	29,030	7,530	
27,210	30,240	33,270	35,780	4,500	6,720	12,030	29,530	7,530	
27,210	30,240	33,270	36,300	4,500	6,720	12,030	30,030	7,530	
27,710	30,740	33,770	36,800	4,500	6,720	12,030	30,030	7,530	
28,210	31,240	34,270	37,300	4,750	6,970	12,530	30,530	8,030	
28,710	31,740	34,770	37,800	4,880	7,280	13,030	31,030	8,160	
29,480	32,240	35,270	38,300	4,880	7,280	13,030	31,530	8,160	
29,480	32,760	36,040	38,800	4,880	7,280	13,030	32,030	8,160	
29,480	32,760	36,040	39,330	4,880	7,280	13,030	32,530	8,160	
29,980	33,260	36,540	39,830	4,880	7,280	13,030	32,530	8,160	
30,480	33,760	37,040	40,330	5,120	7,530	13,530	33,030	8,660	
30,980	34,260	37,540	40,830	5,250	7,840	14,040	33,530	8,790	
31,750	34,760	38,040	41,330	5,250	7,840	14,040	34,030	8,790	
31,750	35,280	38,820	41,830	5,250	7,840	14,040	34,530	8,790	
31,750	35,280	38,820	42,350	5,250	7,840	14,040	35,040	8,790	
32,250	35,780	39,320	42,850	5,250	7,840	14,040	35,040	8,790	
32,750	36,280	39,820	43,350	5,500	8,090	14,540	35,540	9,290	
33,250	36,780	40,320	43,850	5,630	8,400	15,040	36,040	9,410	
34,010	37,280	40,820	44,350	5,630	8,400	15,040	36,540	9,410	
34,010	37,800	41,590	44,850	5,630	8,400	15,040	37,040	9,410	
34,010	37,800	41,590	45,380	5,630	8,400	15,040	37,540	9,410	

をいう。

偶者及び旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

用を受けた扶養親族をいう。

規定する青色事業専従者をいう。

する事業専従者をいう。

(二)

昭和38年分の所得税の課税		甲 附則第五条第一項第二号の規定により						
総所得金額等		扶 養 親 族 等						
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
以 上	未 満	控 除 金						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,010,000	6,020,000	5,000	7,530	10,050	12,580	14,590	16,860	19,140
6,020,000	6,030,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	19,640
6,030,000	6,040,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
6,040,000	6,050,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
6,050,000	10,000,000	5,000	7,530	10,050	12,580	15,100	17,630	20,150
10,000,000	10,010,000	5,500	8,280	10,550	13,080	15,600	18,130	20,650
10,010,000	10,020,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,100	18,630	21,150
10,020,000	10,030,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	21,650
10,030,000	10,040,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
10,040,000	10,050,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
10,050,000	20,000,000	5,500	8,280	11,060	13,830	16,610	19,390	22,170
20,000,000	20,010,000	6,000	9,030	11,560	14,330	17,110	19,890	22,670
20,010,000	20,020,000	6,000	9,030	12,060	15,090	17,610	20,390	23,170
20,020,000	20,030,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	23,670
20,030,000	20,040,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
20,040,000	20,050,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
20,050,000	30,000,000	6,000	9,030	12,060	15,090	18,120	21,150	24,180
30,000,000	30,010,000	6,500	9,780	12,560	15,590	18,620	21,650	24,680
30,010,000	30,020,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,120	22,150	25,180
30,020,000	30,030,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	25,680
30,030,000	30,040,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
30,040,000	30,050,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
30,050,000	45,000,000	6,500	9,780	13,070	16,350	19,630	22,910	26,200
45,000,000	45,010,000	7,000	10,540	13,570	16,850	20,130	23,410	26,700
45,010,000	45,020,000	7,000	10,540	14,070	17,610	20,630	23,910	27,200
45,020,000	45,030,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	27,700
45,030,000	45,040,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
45,040,000	45,050,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
45,050,000	60,000,000	7,000	10,540	14,070	17,610	21,140	24,680	28,210
60,000,000	60,010,000	7,500	11,290	14,580	18,110	21,640	25,180	28,710
60,010,000	60,020,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,140	25,680	29,210
60,020,000	60,030,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	29,710
60,030,000	60,040,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220
60,040,000	60,050,000	7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220
60,050,000円以上		7,500	11,290	15,080	18,860	22,650	26,440	30,220

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「昭和38年分の所得税の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号に規定する課税総所得金額等
- (二) 「扶養親族等の数」とは、昭和38年分の所得税につき、旧法第十一条の八の規定の適用を受けた控除対象配
- (三) 「扶養親族」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の九第一項第一号ロ又は第二号ロ2の規定の適
- (四) 「青色事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた同項に
- (五) 「事業専従者」とは、昭和38年分の所得税につき旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定
- (六) 「全額」とは、附則第五条第一項第一号に掲げる金額をいう。

附則別表第二 昭和39年分の給与所得に係る年末調整のための簡易税額表の附表（附則第三条の規定により読み替えられた所得税法別表第六の附表）

(一)

給 与 の 金 額			給与所得控	給 与 の 金 額			給与所得控	給 与 の 金 額			給与所得控	
除後の給与			の金額	除後の給与			の金額	除後の給与			の金額	
以	上	未		満	以	上		未	満	以		上
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
166,250	円未満	119,000	円未満	215,000	216,000	158,000	265,000	266,000	198,000			
166,250	167,000	119,000	119,000	216,000	217,000	158,800	266,000	267,000	198,800			
167,000	168,000	119,600	119,600	217,000	218,000	159,600	267,000	268,000	199,600			
168,000	169,000	120,400	120,400	218,000	219,000	160,400	268,000	269,000	200,400			
169,000	170,000	121,200	121,200	219,000	220,000	161,200	269,000	270,000	201,200			
170,000	171,000	122,000	122,000	220,000	221,000	162,000	270,000	271,000	202,000			
171,000	172,000	122,800	122,800	221,000	222,000	162,800	271,000	272,000	202,800			
172,000	173,000	123,600	123,600	222,000	223,000	163,600	272,000	273,000	203,600			
173,000	174,000	124,400	124,400	223,000	224,000	164,400	273,000	274,000	204,400			
174,000	175,000	125,200	125,200	224,000	225,000	165,200	274,000	275,000	205,200			
175,000	176,000	126,000	126,000	225,000	226,000	166,000	275,000	276,000	206,000			
176,000	177,000	126,800	126,800	226,000	227,000	166,800	276,000	277,000	206,800			
177,000	178,000	127,600	127,600	227,000	228,000	167,600	277,000	278,000	207,600			
178,000	179,000	128,400	128,400	228,000	229,000	168,400	278,000	279,000	208,400			
179,000	180,000	129,200	129,200	229,000	230,000	169,200	279,000	280,000	209,200			
180,000	181,000	130,000	130,000	230,000	231,000	170,000	280,000	281,000	210,000			
181,000	182,000	130,800	130,800	231,000	232,000	170,800	281,000	282,000	210,800			
182,000	183,000	131,600	131,600	232,000	233,000	171,600	282,000	283,000	211,600			
183,000	184,000	132,400	132,400	233,000	234,000	172,400	283,000	284,000	212,400			
184,000	185,000	133,200	133,200	234,000	235,000	173,200	284,000	285,000	213,200			
185,000	186,000	134,000	134,000	235,000	236,000	174,000	285,000	286,000	214,000			
186,000	187,000	134,800	134,800	236,000	237,000	174,800	286,000	287,000	214,800			
187,000	188,000	135,600	135,600	237,000	238,000	175,600	287,000	288,000	215,600			
188,000	189,000	136,400	136,400	238,000	239,000	176,400	288,000	289,000	216,400			
189,000	190,000	137,200	137,200	239,000	240,000	177,200	289,000	290,000	217,200			
190,000	191,000	138,000	138,000	240,000	241,000	178,000	290,000	291,000	218,000			
191,000	192,000	138,800	138,800	241,000	242,000	178,800	291,000	292,000	218,800			
192,000	193,000	139,600	139,600	242,000	243,000	179,600	292,000	293,000	219,600			
193,000	194,000	140,400	140,400	243,000	244,000	180,400	293,000	294,000	220,400			
194,000	195,000	141,200	141,200	244,000	245,000	181,200	294,000	295,000	221,200			
195,000	196,000	142,000	142,000	245,000	246,000	182,000	295,000	296,000	222,000			
196,000	197,000	142,800	142,800	246,000	247,000	182,800	296,000	297,000	222,800			
197,000	198,000	143,600	143,600	247,000	248,000	183,600	297,000	298,000	223,600			
198,000	199,000	144,400	144,400	248,000	249,000	184,400	298,000	299,000	224,400			
199,000	200,000	145,200	145,200	249,000	250,000	185,200	299,000	300,000	225,200			
200,000	201,000	146,000	146,000	250,000	251,000	186,000	300,000	301,000	226,000			
201,000	202,000	146,800	146,800	251,000	252,000	186,800	301,000	302,000	226,800			
202,000	203,000	147,600	147,600	252,000	253,000	187,600	302,000	303,000	227,600			
203,000	204,000	148,400	148,400	253,000	254,000	188,400	303,000	304,000	228,400			
204,000	205,000	149,200	149,200	254,000	255,000	189,200	304,000	305,000	229,200			
205,000	206,000	150,000	150,000	255,000	256,000	190,000	305,000	306,500	230,000			
206,000	207,000	150,800	150,800	256,000	257,000	190,800	306,500	308,000	231,200			
207,000	208,000	151,600	151,600	257,000	258,000	191,600	308,000	309,500	232,400			
208,000	209,000	152,400	152,400	258,000	259,000	192,400	309,500	311,000	233,600			
209,000	210,000	153,200	153,200	259,000	260,000	193,200	311,000	312,500	234,800			
210,000	211,000	154,000	154,000	260,000	261,000	194,000	312,500	314,000	236,000			
211,000	212,000	154,800	154,800	261,000	262,000	194,800	314,000	315,500	237,200			
212,000	213,000	155,600	155,600	262,000	263,000	195,600	315,500	317,000	238,400			
213,000	214,000	156,400	156,400	263,000	264,000	196,400	317,000	318,500	239,600			
214,000	215,000	157,200	157,200	264,000	265,000	197,200	318,500	320,000	240,800			

(二)

給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額	給 与 の 金 額		給与所得控 除後の給与 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
320,000	321,500	242,000	395,000	396,500	302,000	470,000	471,500	367,250
321,500	323,000	243,200	396,500	398,000	303,200	471,500	473,000	368,600
323,000	324,500	244,400	398,000	399,500	304,400	473,000	474,500	369,950
324,500	326,000	245,600	399,500	401,000	305,600	474,500	476,000	371,300
326,000	327,500	246,800	401,000	402,500	306,800	476,000	477,500	372,650
327,500	329,000	248,000	402,500	404,000	308,000	477,500	479,000	374,000
329,000	330,500	249,200	404,000	405,500	309,200	479,000	480,500	375,350
330,500	332,000	250,400	405,500	407,000	310,400	480,500	482,000	376,700
332,000	333,500	251,600	407,000	408,500	311,600	482,000	483,500	378,050
333,500	335,000	252,800	408,500	410,000	312,800	483,500	485,000	379,400
335,000	336,500	254,000	410,000	411,500	314,000	485,000	486,500	380,750
336,500	338,000	255,200	411,500	413,000	315,200	486,500	488,000	382,100
338,000	339,500	256,400	413,000	414,500	316,400	488,000	489,500	383,450
339,500	341,000	257,600	414,500	416,000	317,600	489,500	491,000	384,800
341,000	342,500	258,800	416,000	417,500	318,800	491,000	492,500	386,150
342,500	344,000	260,000	417,500	419,000	320,000	492,500	494,000	387,500
344,000	345,500	261,200	419,000	420,500	321,350	494,000	495,500	388,850
345,500	347,000	262,400	420,500	422,000	322,700	495,500	497,000	390,200
347,000	348,500	263,600	422,000	423,500	324,050	497,000	498,500	391,550
348,500	350,000	264,800	423,500	425,000	325,400	498,500	500,000	392,900
350,000	351,500	266,000	425,000	426,500	326,750	500,000	501,500	394,250
351,500	353,000	267,200	426,500	428,000	328,100	501,500	503,000	395,600
353,000	354,500	268,400	428,000	429,500	329,450	503,000	504,500	396,950
354,500	356,000	269,600	429,500	431,000	330,800	504,500	506,000	398,300
356,000	357,500	270,800	431,000	432,500	332,150	506,000	507,500	399,650
357,500	359,000	272,000	432,500	434,000	333,500	507,500	509,000	401,000
359,000	360,500	273,200	434,000	435,500	334,850	509,000	510,500	402,350
360,500	362,000	274,400	435,500	437,000	336,200	510,500	512,000	403,700
362,000	363,500	275,600	437,000	438,500	337,550	512,000	513,500	405,050
363,500	365,000	276,800	438,500	440,000	338,900	513,500	515,000	406,400
365,000	366,500	278,000	440,000	441,500	340,250	515,000	516,500	407,750
366,500	368,000	279,200	441,500	443,000	341,600	516,500	518,000	409,100
368,000	369,500	280,400	443,000	444,500	342,950	518,000	519,500	410,450
369,500	371,000	281,600	444,500	446,000	344,300	519,500	521,000	411,800
371,000	372,500	282,800	446,000	447,500	345,650	521,000	522,500	413,150
372,500	374,000	284,000	447,500	449,000	347,000	522,500	524,000	414,500
374,000	375,500	285,200	449,000	450,500	348,350	524,000	525,500	415,850
375,500	377,000	286,400	450,500	452,000	349,700	525,500	527,000	417,200
377,000	378,500	287,600	452,000	453,500	351,050	527,000	528,500	418,550
378,500	380,000	288,800	453,500	455,000	352,400	528,500	530,000	419,900
380,000	381,500	290,000	455,000	456,500	353,750	530,000	532,000	421,250
381,500	383,000	291,200	456,500	458,000	355,100	532,000	534,000	422,600
383,000	384,500	292,400	458,000	459,500	356,450	534,000	536,000	423,950
384,500	386,000	293,600	459,500	461,000	357,800	536,000	538,000	425,300
386,000	387,500	294,800	461,000	462,500	359,150	538,000	540,000	426,650
387,500	389,000	296,000	462,500	464,000	360,500	540,000	542,000	428,000
389,000	390,500	297,200	464,000	465,500	361,850	542,000	544,000	429,350
390,500	392,000	298,400	465,500	467,000	363,200	544,000	546,000	430,700
392,000	393,500	299,600	467,000	468,500	364,550	546,000	548,000	432,050
393,500	395,000	300,800	468,500	470,000	365,900	548,000	550,000	433,400

(三)

給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控	給 与 の 金 額		給与所得控
除後の給与			除後の給与			除後の給与		
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円
550,000	552,000	439,250	640,000	642,000	520,250	730,000	732,000	601,550
552,000	554,000	441,050	642,000	644,000	522,050	732,000	734,000	603,400
554,000	556,000	442,850	644,000	646,000	523,850	734,000	736,000	605,250
556,000	558,000	444,650	646,000	648,000	525,650	736,000	738,000	607,100
558,000	560,000	446,450	648,000	650,000	527,450	738,000	740,000	608,950
560,000	562,000	448,250	650,000	652,000	529,250	740,000	742,000	610,800
562,000	564,000	450,050	652,000	654,000	531,050	742,000	744,000	612,650
564,000	566,000	451,850	654,000	656,000	532,850	744,000	746,000	614,500
566,000	568,000	453,650	656,000	658,000	534,650	746,000	748,000	616,350
568,000	570,000	455,450	658,000	660,000	536,450	748,000	750,000	618,200
570,000	572,000	457,250	660,000	662,000	538,250	750,000	752,000	620,050
572,000	574,000	459,050	662,000	664,000	540,050	752,000	754,000	621,900
574,000	576,000	460,850	664,000	666,000	541,850	754,000	756,000	623,750
576,000	578,000	462,650	666,000	668,000	543,650	756,000	758,000	625,600
578,000	580,000	464,450	668,000	670,000	545,450	758,000	760,000	627,450
580,000	582,000	466,250	670,000	672,000	547,250	760,000	762,000	629,300
582,000	584,000	468,050	672,000	674,000	549,050	762,000	764,000	631,150
584,000	586,000	469,850	674,000	676,000	550,850	764,000	766,000	633,000
586,000	588,000	471,650	676,000	678,000	552,650	766,000	768,000	634,850
588,000	590,000	473,450	678,000	680,000	554,450	768,000	770,000	636,700
590,000	592,000	475,250	680,000	682,000	556,250	770,000	772,000	638,550
592,000	594,000	477,050	682,000	684,000	558,050	772,000	774,000	640,400
594,000	596,000	478,850	684,000	686,000	559,850	774,000	776,000	642,250
596,000	598,000	480,650	686,000	688,000	561,650	776,000	778,000	644,100
598,000	600,000	482,450	688,000	690,000	563,450	778,000	780,000	645,950
600,000	602,000	484,250	690,000	692,000	565,250	780,000	782,000	647,800
602,000	604,000	486,050	692,000	694,000	567,050	782,000	784,000	649,650
604,000	606,000	487,850	694,000	696,000	568,850	784,000	786,000	651,500
606,000	608,000	489,650	696,000	698,000	570,650	786,000	788,000	653,350
608,000	610,000	491,450	698,000	700,000	572,450	788,000	790,000	655,200
610,000	612,000	493,250	700,000	702,000	574,250	790,000	792,000	657,050
612,000	614,000	495,050	702,000	704,000	576,050	792,000	794,000	658,900
614,000	616,000	496,850	704,000	706,000	577,850	794,000	796,000	660,750
616,000	618,000	498,650	706,000	708,000	579,650	796,000	798,000	662,600
618,000	620,000	500,450	708,000	710,000	581,450	798,000	800,000	664,450
620,000	622,000	502,250	710,000	712,000	583,250	800,000	802,000	666,300
622,000	624,000	504,050	712,000	714,000	585,050	802,000	804,000	668,150
624,000	626,000	505,850	714,000	716,000	586,850	804,000	806,000	670,000
626,000	628,000	507,650	716,000	718,000	588,650	806,000	808,000	671,850
628,000	630,000	509,450	718,000	720,000	590,450	808,000	810,000	673,700
630,000	632,000	511,250	720,000	722,000	592,300	810,000	812,000	675,550
632,000	634,000	513,050	722,000	724,000	594,150	812,000	814,000	677,400
634,000	636,000	514,850	724,000	726,000	596,000	814,000	816,000	679,250
636,000	638,000	516,650	726,000	728,000	597,850	816,000	817,500	681,100
638,000	640,000	518,450	728,000	730,000	599,700	817,500円以上		
給与の金額から 335,000円を控 除した金額								

(備考) 給与所得控除後の給与の金額を求めるには、給与所得の収入金額に応じ、「給与の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額が、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえり、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、専従者控除額、給与所得控除額、退職所得の特別控除額、生命保険料控除額、譲渡所得等の特別控除額及び寄附金控除額の引上げ並びに損害保険料控除制度の創設によりその負担の軽減を図るとともに、短期保有の資産の譲渡による所得に対する課税につき半額課税等の方式によらないこととする等税制の合理化措置を講じ、あわせて芸能法人の受ける報酬又は料金について新たに所得税の源泉徴収を行なうこととする等所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

第十七条第一項第一号及び第二項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

第十七条の二第二項中「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同条第三項中「二百万円」を「三百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 次項に定めるものを除くほか、改正後の法人税法第十七条及び第十七条の二の規定は、法人（同法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十九年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に

対する法人税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和三十九年四月一日以後最初に終了する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度に係る改正前の法人税法第十九条第一項ただし書又は第二十条第九項の規定による申告書の提出期限が同日前であるときは、その法人の当該申告書に係る法人税として納付した、又は納付すべきであった法人税については、なお従前の例による。

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における法人税負担の状況にかえり、法人税の軽減税率の適用範囲の拡張を行なうとともに、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその留保所得金額から控除する金額の引上げを行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案

揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律

（揮発油税法の一部改正）

第一条 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「二万二千五百円」を「二万四千三百円」に改める。

第十四条第七項中「その移入をした日から十日以内」を削り、「所轄税関長」の下に「以下この項において同じ。」を加え、「提出し」を「に、その移入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）に提出し」に改める。

（地方道路税法の一部改正）

第二条 地方道路税法（昭和三十年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四千円」を「四千四百円」に改める。

第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百六十一分の四十」を「二百八十七分の四十四」に、「二百六十一分の二百二十一」を「二百八十七分の二百四十三」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであった揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

3 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合においては、改正後の揮発油税法及び地方道路税法を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四条の二第二項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十五条の二第二項	同法第十五条の二第三項において準用する同法第十四条の二第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十号）第九十条の二第二項	同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）第十條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第十一号）第十條第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第三条第

一項において準用する場合を含む。

含む。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七條（日本国における国際連

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実

合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二條第一項

4 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所

揮発油（この法律の施行前に揮発油税法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第十六条第一項又は租税特別措置法第九十条第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出されたもの並びにこの法律の施行前に前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものであつて、附則第二項の規定が適用されないものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所です持する場合に、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、当該場所を揮発油の製造場と、その者を揮発油の製造者とみなし、この法律の施行の日にその者が当該揮発油を当該揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税を課する。

5 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を次の区分に応じ、当該区分ごとに掲げる日を納期限として徴収するものとする。ただし、当該合算した額が五十万円をこえるときは、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和三十一年四月から同年八月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収するものとする。

当該合算した額のうち十万円をこえ二十万円以下の金額
同年五月三十一日
当該合算した額のうち二十万円をこえ三十万円以下の金額
同年六月三十日
当該合算した額のうち三十万円をこえ四十万円以下の金額
同年七月三十一日

6 附則第四項の規定による揮発油税及び地方道路税については、改正後の地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「二百六十六分の四」と、

「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「二百六十六分の二十二」として、これらの規定を適用する。
7 附則第四項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該貯蔵場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該揮発油がこの法律の施行前に揮発油税法第十四條第一項、第十五條第一項若しくは第十六条第一項又は租税特別措置法第九十

条第一項の規定に該当するものとして揮発油の製造場から移出された揮発油で、この法律の施行後に関係書類の添附がないためこれらの規定に該当しないこととなり、改正前の揮発油税法及び地方道路税法に規定する税率による揮発油税及び地方道路税のほか、附則第四項の規定によるこれらの税が課せられることとなつたものについて、

当該揮発油の貯蔵場所及び当該貯蔵場所ごとの当該揮発油の所持数量を記載した書類を、これらの規定に該当しないこととなつた日の翌日から起算して二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出すれば足りるものとする。
8 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

道路整備財源の確保の必要性にかえり、揮発油税及び地方道路税の

税率をそれぞれ引き上げるほか、揮発油税法及び地方道路税法につき所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車検査登録特別会計法案

自動車検査登録特別会計法（設置）

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定による自動車の検査及び登録の事務に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
（管理）
第二条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
（歳入及び歳出）
第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙収入及び附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費及び一時借入金

の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。
（歳入歳出予算計算書の作成及び送付）

第四条 運輸大臣は、毎会計年度、

この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて歳及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第七条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入れ)

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(一時借入金等)

第十一条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十二条 前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十三条 第十一条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十四条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納付の完了までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び

び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行し、昭和三十九年度の予算から適用する。

2 この法律施行の際一般会計に所属する資産及び負債で自動車の検査及び登録に関する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

3 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第一百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十八

条の十二第一項の規定により保険料を納付するとき。

二 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)第十一条第一項の規定により手数料を納付するとき。

三 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二百二条第一項(第四号、第七号、第十号及び第十一号を除く。)の規定により手数料を納付するとき。

四 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一条第一項の規定により保険料を納付するとき。

五 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第九十二条第一項又は第九十三条第二項の規定により保険料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、失業保険法第三十八条の十二第一項に規定する失業保険印紙、農産物検査法第三十一条第三項に規定する農産物検査印紙、道路運送車両法第二百二条第二項に規定する自動車検査登録印紙、日雇労働者健康保険法第三十一条第二項に規定する健康保険印紙及び国民年金法第九十二条第一項に規定する国民年金印紙の形式は、大蔵大臣が、これを定める。

第三条 印紙は、次の各号に掲げる種類に應じ、当該各号に掲げる所において売り渡すものとする。

一 収入印紙 郵便局、郵便切手類売りさばき所又は印紙売りさばき所

二 失業保険印紙 郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局

三 農産物検査印紙 食糧事務所又は農林大臣が委託する者が設ける農産物検査印紙売りさばき所

四 自動車検査登録印紙 陸運局若しくは陸運事務所(地方自治法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第四十三号)附則第三項の事務所をいう。)又は運輸大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所

五 健康保険印紙 郵政大臣が厚生大臣に協議して指定する郵便局

六 国民年金印紙 都道府県若しくは市町村(特別区を含む。)の事務所又は厚生大臣が委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所

2 前項第一号、第二号及び第五号の印紙の売りさばきの管理及び手続に關する事項は郵政大臣が、同項第三号の印紙の売りさばきの管理及び手続に關する事項は農林大臣が、同項第四号の印紙の売りさばきの管理及び手続に關する事項は運輸大臣が、同項第六号の印紙の売りさばきの管理及び手続に關する事項は厚生大臣がそれぞれこれを定める。

4 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「港湾備置特別会計」の下に「自動車検査登録特別会計」を加える。

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 自動車検査登録特別会計の経理を行なうこと。

理由

道路運送車両法の規定による自動車の検査及び登録の事務に関する政府の経理を一般会計と区分して明確にするため、特別会計を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官額田三君。

○額田政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外三法案につきまして、提案の理由及びその概要について御説明申し上げます。

最初に、所得税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、今後におけるわが国の社会、経済の伸展に即応する基本的な租税制度を確立するため、一昨年度税制調

査会を設け、鋭意検討を加えてまいりましたが、昨年末、同調査会から、最近における経済情勢の推移に応じて、現行税制につき、さしあたって改正を必要とする事項について、昭和三十九年度の税制改正に関する臨時答申を得たのであります。その後、政府におきまして、同答申を中心にさらに検討を重ねた結果、昭和三十九年度におきましては、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するとともに、当面要請される企業資本の充実と設備の更新を促進し、産業の国際競争力の強化に資する等のための措置を講ずることとし、国税において平年度一千三百七十億円程度の減税を行なうこととしたのであります。これらの税制改正諸法案のうち、今回ここに所得税法の一部を改正する法律案及び法人税法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

第一は、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることとあります。すなわち、基礎控除を現在の十一万円から十二万円に、配偶者控除を現在の十萬五千円から十一万円に、それぞれ引き上げることとするほか、五万円の扶養控除額が適用される年齢区分を、現在の十五歳以上から十三歳以上に引き下げてその範囲の拡大をはかるとともに、十三歳未満の扶養親族の扶養控除額についても、現在の三萬五千円を四万円に引き上げることとしております。また、最近における給与支給額の上昇等を考慮して、専従者控除について、青色申告者の場合は、年齢二

十歳以上の専従者の控除限度額を現在の十二萬五千円から十五万円に、二十歳未満の専従者の控除限度額を現在の九萬五千円から十二万円に、白色申告者の場合は、その専従者の控除額を現在の七萬五千円から九万円に、それぞれ引き上げることとするほか、特に給与所得者の負担の現状に顧み、給与所得控除について、定額控除を現在の一萬円から二万円に、控除限度額を現在の十二万円から十四万円に、それぞれ引き上げることとしております。

以上申し上げました諸控除の引き上げにより、夫婦子三人の計五人家族の標準世帯を例にとりますと、所得税が課されない所得の限度は、給与所得者では現在の約四十三万円までが約四十八万円までに、事業所得者のうち、青色申告者については現在の約三十九万円までが約四十三万円までに、白色申告者については現在の約三十三万円までが約三十七万円までに、それぞれ引き上げられることとなるのであります。

次に、退職所得の特別控除額について、現在、在職期間の年齢区分に応じ四十歳まで三万円、四十歳超五十歳まで四万円、五十歳超五十五歳まで五万円の、年齢区分を廃止して一律に勤務一年につき五万円とすることとし、また、生命保険料控除について、支払保険料の全額が控除される限度額を現在の一萬五千円から二万円に、その控除の最高の限度額を現在の三萬二千五百円から三萬五千円に、それぞれ引き上げるとともに、住宅または家財について支払った損害保険料について、保険期間等が十五年未満の短期の火災保険の場合は二万円を、保険期間等が十五年以上の長期の建物更生共済等の

場合は五万円を、それぞれ限度としてこれを課税所得から控除する制度を創設することとしたしております。

さらに、譲渡所得等の特別控除額について、現在の十五万円の定額控除額を免税点方式を加味した方式に改め、三十万円までの所得は課税しないこととする。また、三十万円から四十五万円までの所得についての控除額を引き上げるほか、寄付金控除制度についても、控除対象限度額を現在の所得の一〇%から所得の二〇%に、控除額を現在の控除対象寄付金の二〇%から三〇%に、それぞれ引き上げることとしております。

第二に、所得税制の整備合理化措置の一環として、短期保有の資産の投機的な譲渡による所得に対する課税について、半額課税等の方式をとらないこととする。また、芸能法人の受ける報酬または料金について新たに所得税の源泉徴収を行なうこととする。また、勤労学生控除の対象となる勤労学生の要件のうち、合計所得の制限額を現在の二十万円から二十五万円に引き上げることとし、申告書の公示限度を現在の二百万円から五百万円に引き上げることとし、昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の簡素化をはかること等、所要の規定の整備をはかることとしたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。法人税法におきましては、中小企業者の税負担の軽減措置の一環として、普通法人の各事業年度の所得に対する法人税の軽減税率の適用限度額を現在の二百万円から三百万円に引き上げるとともに、同族会社の課税留保所得を計算する場合の控除額を、現在の所得金

額の一五%と百万円とのいずれか大きい金額から所得金額の二〇%と百万円とのいずれか大きい金額に引き上げることとしたしております。

次に、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近における道路輸送需要の著しい増大等に対処いたしまして、道路整備五カ年計画を改定することといたしました。これに伴い、道路整備財源の拡充をはかるため、揮発油税及び地方道路税の税率をそれぞれ一〇%引き上げる等の改正を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

この法律案は、第一は、道路整備財源拡充の見地から、揮発油税及び地方道路税の税率を一〇%引き上げることとし、第二は、揮発油の未納税移入の手続を簡素化することを内容とするものであります。

すなわち、揮発油税の税率は現在一キロリットルにつき二萬二千二百円でありましたが、これを二萬二千四百円に引き上げ、二萬四千三百円とし、地方道路税の税率は現在揮発油一キロリットルにつき四千円でありましたが、これを四千四百円に引き上げ、四千四百円とするものであります。これにより、昭和三十九年度について、揮発油税百八十二億円、地方道路税三十三億円、合計二百十五億円の増収となる見込みであります。

なお、この税率引き上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十九年四月一日現在に、製造場及び保税地

域以外の場所、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき二千二百円の揮発油税及び四百円の地方道路税の税率で手持ち品課税を行なうこととしたしております。また、揮発油税及び地方道路税の税率の引き上げに伴い地方道路税法における揮発油税と地方道路税の配分について、現在揮発油税二百六十一分の二百二十一、地方道路税二百六十一分の四十となっており、揮発油税二百八十七分の二百四十三、地方道路税二百八十七分の四十四に改めることとしたしております。

次に揮発油の未納税移入手続について、現在未納税で所定の場所に揮発油を移入した者は、移入した日から十日以内にその場所の所在地の所轄税務署長に移入申告書を提出することとなっており、事務手続の簡素化をはかるため、所轄税務署長の承認を受けた場合は、移入をした日の属する月の翌月十日までに提出できることに改めるものであります。

最後に、自動車検査登録特別会計法案について御説明申し上げます。

政府におきましては、近年における自動車の激増に対し、自動車の検査及び登録事務の処理体制の改善をはかる方針のもとに、所要の予算を計上して別途御審議をお願いしている次第であります。その経理につきましては、特別会計を設置してこれを一般会計と区分して行なうことが適当であると認め、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計は、自動車の検査及び登録事務に関する経理を行なうことを目的とするもので、運輸大臣が管理することとしております。

第二に、この会計の歳入は、自動車検査登録紙販売収入及び付属雑収入とし、歳出は、事務取扱い費、施設費及び一時借入れ金の利子その他の諸費としております。

その他この会計の予算及び決算の作成及び提出に關し必要な事項をはじめ、決算上の剰余金の処分、余裕金の資金運用部への預託、一時借入れ金の借入れ等について必要な事項を定めることとするものと、この特別会計の設置に伴い必要な関係法の諸規定の整備を行なうこととしております。

以上が所得税法の一部を改正する法律案外三法律案についての提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○山中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。各案に対する質疑は次会に譲ります。

○山中委員長 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。ト部政已君。

ト部委員 前回の委員会におきまして、韓国の貸し出しの問題についてのお答えがなかったわけでありましたが、本日はひとつこの問題につきましてお答えをお願いしたいと思います。

そこで、韓国に貸し出されておる分の中、の焦げつきについていかほどある

か、この点をお答えをお願いしたいと思います。

○鈴木説明員 韓国オーブン債権の一九六三年、昨年末の残高は四千四百二十一万一千ドルでございます。一月末四千五百三十三万二千ドルでございます。

ト部委員 韓国の焦げつきの問題であります。どのようにして回収しようとするのか、ひとつ具体的に何をいたしたいと思っております。

○鈴木説明員 韓国とのいわゆるオーブン勘定でございますが、双務協定と申しております。支払に關します双務協定でございますが、これは一九五〇年、兩國間についてそういう方式が定められたわけでございます。その後、一九六一年四月二十二日の交換公文におきまして、まず一九六一年一月末の日本の貸し越し残高というものを確認いたしました。その数字が一九六一年一月末で四千五百七十二万九千ドルでございます。それと同時に、それ以後の新規発生債務については、毎月確定に決済する。具体的に申しますと、毎月月末で締め切りまして、その超過を翌月の十日までに必ず支払う、こういうことをきめております。それ以外に、もしその超過額が二百萬ドルをこえる場合には、直ちに支払うということも合意されておるわけでありまして、同時に、兩國は、早期に、こういう双務協定をやめて現金決済に移行する協議を開始しようではないかというところ、合意を見ておるわけでありまして、それで、私もきいたしましては、その後こちらから一九六二年の四月十八日に、できるだけ早い時期に東京でこの交渉を開始しようではないかという

ことを申し入れてあるわけでございまして、その後まだ正式な回答に接していない状況でございます。今後の問題でございますが、これはやはり日本の債権でございますから、これを取り立てるということで、現在外務省を通じて交渉している段階でございます。

ト部委員 ちょっとお答えの中で、こちらの委員側のほうの難音が多いために聞きにくい点がありましたので、私の質問がその面を得ていないかとも思いますが、いままでの措置として、二百萬ドルをこえた場合には云々というところがございまして、そういう場合に、協定なりそういうものが的確に守られておるかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○鈴木説明員 それは厳格に守られておまして、その後の韓国からの入金額を申しますと、一九六一年には約一千萬ドル入金しております。それから一九六二年には五千九百八十五萬五千ドル、一九六三年には四千七百八十一萬三千ドル、現金で入ってきております。

ト部委員 そういたしますと、今後韓国に対する貸し出しの計画等があるのかどうか、ちょっとお伺いしたい。

○鈴木説明員 これは貸し出しではございませんで、要するに銀行で申しましたらば当座貸し越しみたいなやつこのものでございまして。本来貸し出しというところではございませんで、貸し出しというところはまた別の問題でございます。これは今後たとえば対日請求権の処理といったようなもので、有償、無償の経済協力あるいは民間の貸し出しとかいうようなことは起こるかもしれない

けれども、これは全く異質な問題でございます。これは単純に過去の問題でございます。今後こういったものをとんとんふやしていくなどという考えは毛頭ございません。私もきいたしましては、IMF八条国移行に際して、こういう双務協定というものはIMFの規約違反でもございまして、日本側としては、極力早く廃止したいということを絶えず主張しているわけでございまして。

ト部委員 そういたしますと、これは高橋銀行局長にお伺いしたいのですが、輸銀として今後貸し付け云々というこの計画はあるのかないのか。この点はいかがですか。

○高橋銀行局長 大体輸銀は、先ほど話がありました有償、無償の経済協力というふうな場合に関係が出てくることはありますけれども、輸銀の側からある国に向かつて貸し付けの計画を持つというところはないわけでございます。ですから、輸銀の対象となるような取引が民間ベースで韓国との間に行なわれて、それが輸出許可になるということであれば、輸銀はその融資をめんどうを見る、こういうことになると思っております。

ト部委員 後段の場合でけっこうなんです、そういうものが予測できませうか。

○森永説明員 現在、ただいま銀行局長から答えましたような、民間で成約しましたものにつきまして融資をいたしておるものが三件、残高にいたしまして九億三千万でございます。主として車兩國係でございます。そのほか、現在韓国と日本のメーカーなり商社との間にまだ契約に至りませんが、商談中の

ものが若干ございまして、それらにつきまして契約がまとまり、政府の許可を得られますれば、私どもの融資の対象として登場してくるわけでございまして、計画的なものではございませう。民間の成約状況に応じて処理するというところにいたしております。

○**ト部委員** 御承知のように韓国の経済状態というものは、もう私が御説明を申し上げるまでもないと思うのであります。前委員会の中でも指摘をいたしましたように、ミナスの製鉄所の問題にいたしまして、この問題に對しまして、率直に申し上げて見通しの甘さ、立地条件なんかの悪さ、経営、運営の問題もありまして、そうしたものが指摘ができたと思うのです。その面に対して、韓国の情勢というものが、御承知のような政情と、同時に経済的な混迷が続いておるだけに、この点の慎重な配慮が必要だと思つておりますが、ただいまお聞きするところによりますと、なおかつ、まあ商社のほうで云々ということの中では、必ずしも貸し出しを行なわれない、こういうことが總裁のほうから漏らされておりますが、この点はひとつ十分配慮をしていただきたいと思います。いかがなものでございましょう。

○**森永説明員** 私ども貸し出しをいたします場合には、先方の輸入者の信用状態も十分調査いたしますし、ことに先方の銀行の信用状を徴しまして、それを担保に取っておるわけでございまして、国際取引上、回収について何ら不安のないようなものにだけ貸しておるわけでございまして、現在貸し出し中のものにつきましては回収については、何ら懸念はないと思ひますし、

今後のものにつきましても、商談中のもののうち、若干はキャッシュ・ペーアの取引の清算金融でございまして、延べ払いになるものにつきましては、十分な外貨担保を徴することにいたしておりますので、御心配のような点は起こつてまいらない、そのように運用してまいりたいと思つております。

○**ト部委員** お話を聞きました十分わかりましたが、そういたしますと、まださういふ心配はないということでございます。また、いま計画中のものも、いまのさういふもの以外はもう貸し出さない、こういうことではございませうか。

○**森永説明員** 私どもの銀行は、商業ベースで貸し付けをいたしておりますので、特にその点につきましては十分の配慮を払つております。

○**ト部委員** 過日の予算委員会の中で黒金長官が、日韓會議問題とからめまして、賠償そのものについての問題を触れながらも、この問題を賠償金額云々ということにはならないにしても、輸銀においてはまかないたいという旨の発言を行なつておるわけでございします。そのことは、一切このことに關しても、いまの總裁のことばからいいますと、これは実行されない、こういう形に相ならうかと思つておりますが、この点もひとつ、これは總裁に聞いてもいけませんので、大蔵省のほう、次官がおられたのですが、この点もひとつ確認をお願いいたします。總裁ではちよつと……。

しかしどうでしょう、委員長。大蔵省の三原則というものがあつて、大臣並びに次官がおられないときには、委員会は開かれなとする確

約があつたやに聞くのでありますが、どうも大臣もおられなければ次官もおられない……ひとつその点を次官のほうからお伺ひいたしたいのです。

○**高橋俊政府委員** 官房長官がどういふふうな発言をなされたのか、ちよつと私、存じませんが、有償、無償の経済協力、これは御存じのとおりだと思ひますが、それ以外において韓国との間の経済協力は、通常の民間ベースの契約に基づいて輸銀の融資をもつて行ないたい、輸銀が融資をする、いま總裁から言われたようないわゆる民間ベースで商談がまとまりまして、それに輸銀が融資をする、さういふ方式を活用するのだ、さういふのだらうと思ひます。さういふこと以外にはないはずだと思ひますが、有償、無償の経済協力のほうは、これはいわゆる商業ベースによらないものでございします。全く政治的な考慮から行なわれたものである。それ以外に韓国に對してどのような援助が考えられるかといへば、いわゆる現在の輸銀ベースでやるわけでございしますが、しかしただいままでの御質問にございしたとおり、韓国の外貨事情というものは決してよろしくない。しかしこれから有償、無償の経済協力が行なわれるといたしますれば、会議が成立いたしますして、日韓會議ができれば、有償、無償の経済協力がわが国からいろいろな資材等が向こうに送られて、経済の開発が進められるということになれば、現在ただいまにおける韓国の景

考えてよろしいのではないかと思ひます。

○**ト部委員** 銀行局長はなかなか巧みにその点を回避されるような発言をされておりますが、しかし日韓會議の問題とからめて韓国はその賠償を要求してくることに對して、さういふものにとつて日本政府としては納得のできないところであるし、輸銀等においてその面の融資等は考慮しておるのだ、さういふ発言があつたのです。ですから開発が行なわれて、同時にその経済状態がよくなつてから輸銀でもつてい

ゆる措置をしようという内容とは、趣が異なつてゐるわけですね。ですから、その面の問題に對しては私は先ほど来から質問をしておるわけなんです。いまの高橋銀行局長の答弁は確かにまあまい回答でもありますが、逃げ方としてはさういふのですが、私にはどうもびんとこないし、承服しがたいわけなんです。さういふ点で、ことに今度三十九年度の予算補正が百六十億から現在大体百八十億になる見通しもあるわけなんです。大体さういふことが予想されております。さういふこと考へてみても、何か私はその面がからめられておるような傾向が多分になつてはせぬかといふような危惧も感ずるがゆゑに、この問題を順次指摘をし、確認をしたわけなんです。まあ銀行局長の答へは大体わかりました。しかし私は承服できませんが、ひとつ次官のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○**額納政府委員** どうも私としてはあまりはつきりわかりませんが、民間ベースにつきましても、説明のようになつて、いろいろ大体いままでも貸し付け

ておるようなことでございまして、いまト部委員の御質問の問題等につきましても、さらに検討をして、ひとつ善処しなければならぬのではないかとさういふに考えております。

○**ト部委員** きわめてばくばくとしておりまして、つかみどころのない答弁でございします。それで委員席のほうから、局長の答弁とおりだといふ御指摘もあるのです。しかし私は、それでは政務次官として済まされたいのじやないか。少なくとも私が発言中に、さういふのほうに對して話をしておるから、質問の要領がわからないままに答弁をされるから、さういふ結果になると断ぜざるを得ないわけなんです。少なくとも私が先ほど来から申し上げておりますように、日韓會議の問題とからめ、さらに三十九年度の補正の問題とからめても、何かそこら辺にさういふ危惧があるのだ、さういふ状態の中で、總裁は貸し出しを行なわれない、さういふ言つておるわけですね。いまは経済状態が悪いから行なわれないといふことを指摘されたのです。それはいま商談中のものは別です。今後のものはないと言われたのです。ところが黒金官房長官は、日韓會議の問題について、賠償を要求しておるけれども、それには若干日本政府としては応ずることができない問題がある。だから輸銀その他において、いわゆる援助といひますか、さういふ点でもつて措置をしたい旨を予算委員会で行なわれておるわけですから、その面について若干食い違ひがあると思つて、實際問題として、高橋銀行局長は上手に逃げられて、それは開発が行なわれて経済状態がよくなつたときに輸銀というもの

が出てくるけれども、現在はそのような政治的な配慮から云々というようなことで、これまた答弁を濁されたわけですが、政務次官はどうなのか、こういうことです。

○森永説明員 政務次官のお答えの前に一言、私の発言について若干の誤解もあるやにおそれますので申し上げます。民間ベースの貸し付けでございますが、民間において商談が成立して、政府の許可を受けて融資の段階がまいりますれば、それを慎重に検討して、健全な商業主義に基づいて、償還について心配のないものを融資しておる、さより申し上げたわけでございます。現在はその中に融資中のもの十億円のほか、商談が若干ある、これが将来どうなるか、それが成約して確実なものが出てくれば、それは一般のものと同じように融資をいたしますが、融資をしないというのを申し上げたつもりではございませんでしたので、その点だけ補足して申し上げておきたいと思っております。

○ト部委員 いまの總裁のおことばが若干解せないのですが、大体先ほどの答弁の中では、まず経済状態が悪いという前提の中に立ちまして、それでそういうものについては慎重配慮したい、しかしながら実際商談が成り立っていくものについては、これはまあ別問題だという問題も出てきましたけれども、実際問題としていま政府が云々だということを言われても、政府自体がそういう誤解をしておる政局ないしまたそういう逼迫した経済状態の韓国に、政治的であらうと何であらうと、輸銀の問題を政府が承認したから

出せというかつこうで出した場合には、ミナスと同じようなかつこうで、どろ沼に金を埋めるかつこうになるということは、火を見るよりも明らかであつて、性質からいえば賠償と何ら変わりないと思ふのです。そういう問題について私は指摘をしております、總裁が言っていることばに總裁に責任を感じるとか、また政府に対して總裁が立場が悪くなるかというやうなことを私は言うておるわけではございませんから、その点でひとつ委員長、私お願いがあります。この問題、ここで論議をしておつても始まらない問題であります。やがて大蔵大臣もおいでになる

とかいう話でございますので、ひとつそのときまで発言を保留させていただきますかと思ひますが、いかがなものでございましょうか。

○山中委員長 後刻田中君の質問のときに官房長官が参りますから、官房長官の発言に基因しての話ですから、そのときに田中君と御相談になつて、その問題についての関連の形で御質問なさつたら……。ほかのメンバーはやはりここに参りますから……。

○ト部委員 よろしゅうございます。その点でこの問題はこれで終わりたいと思ひます。

では、韓国の問題は若干問題があるところですが、一応はこ先を——ほこ先というのをおかしいですが、論点を交えて、今度は経済協力基金の問題について申し上げます。

これは高橋銀行局長のほうから前委員会におきまして七十八億と指摘されたと思ひますが、この資料によりまして前年度のものが八十六億、こうなつております。これをひとつ資金と

貸し付け金額とに分けて、どのように使用されておるのかをお答えを願ひたいと思ひます。

○庭山説明員 答へお申し上げます。

お手元に提出いたしました資料にございますように、現在基金の投融資の承諸額は八十六億でございます、このうち実行いたしましたものは三十四億でございます。これは今年の一月三十一日現在におけるものでございます。最近基金におきましても投融資の案件が二、三進捗いたしました、投融資状況は比較的順調に進んでおります。本年に入りましてからいたしましたものが、三十八年度になりましてからいたしましたものは、その三十四億のうち十六億、件数にいたしますと、そこにございまして、融資が十五件で出資が二件となっております。

○ト部委員 現在の基金の総額は幾らになつておりますか。

○庭山説明員 基金の総額と申し上げます、資金量のボリュームだと思ひますが、出資額が百六十九億でございます。大体百七十億、そのほかに積み立て金がございますので、百七十億ぐらいになつております。

○ト部委員 ちょっと指摘をいたしたものは、三十七年十二月五日の委員会で武蔵委員の、百七十億のうちわずかに十六億を貸し出しをしておるのは少ないではないかという質問に對しまして、今年度は二百七十億の、いわゆるそれを予定して具体化していく計画でございましてお答えになつておられるわけでございます。しかしふたをあげてみますと、わずかに実行においてはこれがまだ三十四億という金額でござ

います、これは一体どういふことなのか、ひとつ御説明を願ひたい。

○庭山説明員 御承知のように基金が貸し出したしましてまだ二、三年を出ないのではありませんが、こつ海外の投資についての話し合いというものは、件数としてはいろいろたくさん基金のほうで承つておるようでございまして、それが実際に具体化したしまして、いよいよ貸し付けるといふまでは、相当長い期間を要しますので、この前御指摘のやうな答弁を私どものほうから申したやうでございまして、その後やはりそういう話し合いがまとまりま

すまでに相当時間がかかりました問題その他がございまして、現状のやうなことになるのでございまして、やはり問題が問題でございまして、実行に移りますまでは話はたくさんございまして、相当慎重を期さなければいけないこともございまして、現状では先ほど申しましたやうに順調にその業務は進捗いたしております。それで最近、去年の秋ごろからだいぶ状態も変わつておりますので、現在三十八年度中になお二十億程度のものは貸し出しが伸びるというやうな予定になつております。

○ト部委員 私は少な目に二百七十億といふことを指摘をいたしたのでありますが、この十二月五日の委員会におきましては本年度において百億、さらに三十八年度において二百七十億、加えて三百七十億を計画をし、実行をし、具体的にこれを消化をしていきたいという答弁があるのではありませんか。その面、その面のいまの御答弁というものは、私は若干この委員会ですなれば主義、その場当たり主義的な答弁に

聞かしてはかたがないのであります。現実には三百七十億といふものを委員会において具体的に予定にのせ、実行していくと云ひながら、わずかに三十四億という、こつ問題について、私は皆さんの計画であるといふことを指摘せざるを得ないのですが、この点について、では本年度、さらには来年度の計画といふものはどうなつておるのかをお伺ひしたい、このやうに考えます。

○庭山説明員 先ほど申し上げましたやうに、この三十八年度はあと二カ月弱でございますので、なお二十億程度ふえるのではないかと感じております。それで三十八年度末では大体六十億程度にはいくのではないかと。三十九年度でございまして、これは先ほど来私どものほうでもいろいろ検討いたしておりますのでございまして、何らかの案件が参りますれば相当多く出る。それは一件当たり一億とか二億とかいふこまかいものではございませんから、やはり大きな案件でございまして、それがいつきまるか、三月中にきまるか、四月に入つてきまるかといふことによりまして、年度で区分いたしますと、あるいは正確な数字はまだ申し上げにくい段階にあると思ひますが、少なくとも本年よりは多額に出ることは、まず間違いないのではないかと云ひながら私どものほうでは見ております。

○ト部委員 その当時の委員会の中で指摘されておりますが、二百七十億という計画について武蔵委員のほうから、これはごく親切な提案だつたと思ふのですが、そのことが外部に知れては困るということがあるならば、せめ

て委員だけにでも配付をしてもらいた
いという、その資料の要求があるわけ
です。不幸にして私はまだ大蔵委員会
に所属しておりませんので、その点
の資料をもらっておられないのですが、
少なくともそういうような姿の中で出
された計画がもたらしたというこの問題
が第一点と、それともう一つ第二点目
は、いま御指摘があられましたように
三月か四月になるかわからないけれど
も、そういうものが出てくれば大幅に
ふえていくのだという、こういうこと
だけは私は若干納得ができないのであ
ります。そういうわけでひとつこの点
をこの委員会において明確にしてい
たきたいと思ひます。私も武蔵委員の
ことばをかりるわけではございません
が、もしそのことが部外に漏れるよう
なことがあったら困るということがあ
りましたら、その計画書を委員にだけ
でも配付してもらいたたい。そうせぬ
と私は率直に言つて不安になります。
ともかくその委員会ならその委員会に
おいて、三百七十億なら三百七十億を
出すのだと書いてながら、現実には十六
億で、さらに今回の場合は今年度の実
行を含めて六十億だ、こういうこと
はこれは実際に一体どういふことなの
か、国民の血税を使つていふのですか
らね。そういう問題がありますだけ
に、そういうものの資料を提出してい
ただいて、この委員会ではそれがど
のように実行されていくかを、十分に
この大蔵委員の皆さま方とともに監視
をしていきたいと思ひます。監視といふこ
とはおかしいのですが、見ていき
たい、こう思ひます。その点はひとつ
委員長、確認をしていただきたいと思
ひます。いまの資料の計画書を……

○山中委員長 基金の性質が性質です
から計画書という形ではないと思ひ
ますが、いままでの実績と現在進行中
の状況、それに見合はした対応する体
制という資料はできますか。そういう
程度のものではつくれますか。そうい
うのは少し……

○山中委員長 資料のつくり方の問題
だけですから、資料を出すことにつ
いては承知いたしました。あとで具体的
に相談させます。

○ト部委員 いまそこでもって決まると
いうことであれば、私はこの委員会
でそういう案件が何なのか、さらに来
年度の計画はどうなるのかを、具体的に
出してもらうというのを要求したい
と思ひます。この点はどうなんです
か、出ますか。

○庭山説明員 この前に二百七十億と
私どものほうで申し上げたのは、非常
に抽象的な予測を前提として申し上げ
ましたので、現状におきましてはそれ
でなかったことはおわびしたいと思
ひます。先ほど委員
長からもお話がございましたように、
資料をまとめたとして御提出申し上げ
たいと思ひます。

○ト部委員 何か意地悪なことばみた
いに聞こえるわけですが、私も、私
も実は二百七十億の計画内容という
ものを知りたいわけでございますので、
ついでに、その当時の委員会におい
て出された複写が、根本のあれがある
と思ひますが、その二百七十億の計
画書もあわせ、私に一部でもいいです
から出していただきたい、このように
お願いしたいと思ひます。

○庭山説明員 非常に恐縮でございます
が、前年に答弁いたしました者と私
と違ひますので、その点はどうも、何
を前の担当が申し上げましたか、あ
とで調べてつづつたの合うよう
な、御納得のいくようなお話を申し上
げたいつもりでございますが、現状にお
きましては――別に逃げ隠れをしたり、う
そを申し上げたりする必要も全然ない
ことではございませんので、はっきりし
たことを申し上げます、現状では二百
七十億という計画はまず絵にかいたも
ちのようなものでございまして、全く
計画といふものでございまして、全
くはつきり申し上げておきます。

○ト部委員 人がかわれば内容がかわ
るといふことでは、私は政府としても
無責任だと思ひます。やはりそれは
一貫した流れというものがなくちゃ
ならないのに、二百七十億はこれは私
たちの誤りであつた、これは私がか
つたからといふことでは、私は納得
できません。しかしそのことをいまさら
追及しても始まらないわけでありま
す、今後企画庁としましてはその点に
ついてすきつとしたものを出してい
たいと思ひます。

同時にまたお伺ひしたいのは、
とにかくこうなりましたと、それに
関連してまいりますが、六十億であ
りますから、七十億のこの基金との
関係の問題といひまして、百十億とい
う金はどういうふうに保管されてお
りますか。

○庭山説明員 ほとんど大半は国債を
保有いたしております。

○ト部委員 預金部のほうには入れて
ないわけですね。

○庭山説明員 ごくわずかに、十億程度
でございますが、行なつております。
大体百億は国債を保有いたしてござ
います。

○ト部委員 しかし実際問題といたし
ましては、経済協力基金は年々一般
算の中から支出されておるわけであ
る、そうなりますと、国債に注がれて
おるといふことになっておりますが、
これはあくまでも経済協力基金なん
でありますから、この点についての措
置について、やはりもう少し予算要求
の他におきましても考慮せなくちゃ
ならない問題だ、こういうふうにか
わつておる、そういう点をどういふ
ふうにお考えですか。

○庭山説明員 予算要求その他で考慮
されなければならぬという御趣旨で
ございしますが、この経済協力基金を
つくりましたのは、御承知のように昭
和三十六年の輸銀にありました勘定を
引き継ぎまして、その当時五十四億
程度ございましたが、これに政府が出
資いたしました、さらに追加いたしま
して、その後六十五億をあれいたし
まして、百六十九億と相なつてござ
います。本年度の予算につきましても
いろいろ検討いたしておるのでござ
います。去年、本年はまだ現在の資金
で十分やれるといふことで、予算要求
はいたさなかつた次第でございます。

○ト部委員 今度は政務次官にお伺
いたしたいのですが、やはりこの問題
も前年の委員会の中でも指摘されて
おる問題であつたわけですが、この
指摘に対する御答弁としては、大蔵
省のほうで、個々の問題については
査定をするのだ、ですから十分これ
から配慮したい旨の次官の御答弁が
そのとき

にあつたわけですね。その点について
どういふふうな政務次官はお考えに
なるか、この点ひとつお伺ひしたい
と思ひます。

○高橋俊政府委員 前の政務次官が
答弁されたとおりにすると、私はそう
思つておりますが、それで御不満であ
るということではございませう、私は
十分わかりませうから、銀行局長の
ほうから御答弁させていただきます。

○高橋俊政府委員 私が答弁するの
は適當とは考えませんが、この経済
協力基金が輸銀との関係においてい
かなる業務をやつておるか。そういう
点、ある程度具体的に申し上げますと、
たとえば実際のいままでに出した案件
は、どういふものを出しておるかとい
ふと、これはスエズ運河工事の着工
準備金、探鉱の調査費、水道事業と
か公共事業的なもの、つまり普通の
商業ベースではない性質のもの、これ
らは具体的には大蔵省のほうで、こ
れは為替局でございしますが、許可
事項になるわけですね。無条件でこ
れが出るものではない。やはり非常
にリスクが多いことではございませ
う。また収益性という点からいへば、
輸銀ベースでやるよりもはるかに
収益性としては少ないといふ場合も
多いわけでありませう。回収にも
長期を要するといふふうなことで
ございませう。これを非常に大幅
な急ピッチで、そういう案件がど
んなに出てくるのかどうか。これは
そのときの情勢によつて、ないとは
言えませうけれども、そもそもこれ
らが輸出のベースなんか比べて劣
る傾向があるわけですね。そういう
危険な融資をどんどん積極的にや
るといふことが、わが国の

将来のためにプラスになるかどうか。現在の外貨事情もございませうけれども、将来の輸出市場の確保、その他各国との経済交流関係をよくするという意味においても、どれだけ役立つか、十分に役に立つようなものを選んで、案件を認めていくというのがたてまえであると思ひます。つまり無条件に何でも貸せばいいのだ、海外投資を促進しさえすれば経済協力になるのだから、こういう考えでは処理できない問題でございませう。もつと厳格に、まじめに検査した上で、審査した上で認めていくのが正しいのではないかと、ふりかへておられます。たまたま経済協力基金に対する出資が、少し先に進んで行なわれた。現在は百七十億以上の資金を保有しているために、百十億も残っているではないかという御指摘でございませうが、先ほどどういふ数字であつたか、年間に二百七十億もやるのだという話もしかりにあるといいたしますれば、おそらくその担当者の側の御希望であつたわけでしょう。大蔵省としてそういうものに同意することはまずないと思ひます。ただ御承知の有償、無償の経済協力という日韓会議の問題がいつ解決されるかどうか、こゝろの見通しは当時としてはいつであるか、はつきりわからない、非常に早い時期に妥結を見ることがある、そういう場合には、この経済協力基金に残されている資金をとりあえず使つて、それに向けていくということも予想されないわけではありませうので、したがらなければならぬ大きなファンデを残しておつた。それが今日少しづつ使われてきている。しかし今後におきまして、日韓会議が成立し

たしますと、相当巨額の協力基金の金が必要になりますので、余裕としてはある程度持つておくことも決して悪いことではない、そのように大蔵省側としては考へておるわけでありませう。

○ト部委員 いまの高橋銀行局長が言われたことは、これはちょうど三十七年に武蔵委員が質問の中で出されたことをオウム返しにお答えになつておるわけですが、逆に私は指摘をいたしたのですが、私たちが自他も、そういうスエズ運河の調査費だとか何とかいうことで、乱費をしてもらつては困るのだ、これはそのとおりです。ところが私の前提となつた発言は、少なくともここに書かれておられます。これは私、議事録をちよつと持つてきておりますから読んでみますが、二百七十億の問題の中で、「羽柴説明員 実は本年度中の貸付の見込みをいたしまして、大体百億近くの貸付の見込みを立てておられますし、また来年度におきまして、私の方のいろいろ積み上げました見込みをいたしましては、二百七十億程度の見込み、合せて三十三億六十億をこえるところの出資貸付を行なう予定でございまして、そういうことから見ますと、今までにつきましては割合小さな金額でございませうが、今後の計画をいたしましては逐次かような金額を具体化していく、こゝろなつておるのであります。でありますから、いま銀行局長が指摘をいたしておられますように、率直に申し上げて、何でもかんでも貸し付けていいというものではないだろう、それはそのとおりでしょう。しかしながらそういうことが出ておるといふ状態の中で、私はやは

りいまいかな予算の問題もいまだからめて申し上げておるわけですから、そういう形であるならば、その予算を、それだけ実効の伴はない予算であるならば、その点を大蔵省は査定をして、その点をはつきりさすべきじゃないかというの、私の質問の要旨なんです。その点について銀行局長のほうから懇切丁寧に説明がありました。これはわが党の武蔵委員のほうから指摘したことばどおりのものが出ておるわけでありませう。こういうことであります。

○ト部委員 どういふことかといひますと、資料が確かに出ておるわけですが、回収額なんかの問題がこの資料の中に添付されていませんので、そういうものも参考とし、かつこれからの大蔵委員といたしましては、輸出入銀行のこの問題に対する十分な把握をしたがために、いじめるつもりでやつておるわけではございませうので、その点はお願いをいたしたいと思ひます。それから最後であります。今度は第四の、業務の範囲の拡大と理事の定員の問題なんでございますが、どれだけの業務が増大したのか。私は率直に申し上げて、資本金の各年度ごとのふえ方等を見ましても、はたして業務が増大をして、そのために理事一名を増加しようとするようなものを見出すことができないのであります。その点をひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○高橋(後)政府委員 輸銀の仕事の分量でございませうが、これを金額、貸し付けの残高で見ますと、現在の定員の定まりました当時の昭和三十一年度の数字は六百三十八億円であつたので、それが三十八年度の、今年度末の見込みでございませうが、約三千四百五十億円程度になるということでございます。数倍です。量的には五倍以上に仕事が増えておるわけでございます。なお、そのほかに輸銀の業務が、わずかずではございませうが、いろいろとその範囲を広げてきておられます。いろいろな借款の問題もございませうが、そのほかに貸し付けの範囲をいたしまして、いわゆる中期延べ払いというふうなもの、従来は設備だけに限つておつたものが、いろいろな輸出の条件、国際的な競争の問題等から見まして、テレビなどの耐久消費財を対象とする。それからインドネシアに対する普通の、耐久ではない消費財の延べ払いの問題等も起つておられます。いろいろな関係で国際的にこゝろの延べ払いを伴うところの輸出の競争、国際的な政治の問題からくるところの借款というふうなもの、かなり多角的になりつつある。今後も輸銀として新しい角度で、いろいろな国際的な動きを察知しながら対処していかなければならぬ。それに伴つて、業務もふえてまいるわけでございますので、この際一名程度の増員は適當ではないかと私も考へておる次第でございませう。

○ト部委員 ただいま銀行局長の御答弁によりまして、数倍の業務量の増加というものが指摘をされております。しかもそれかなり生産点におけるそれを必要としておる面が出てきておるわけでありませうが、むしろ理事一名というよりも、現実にその現場に働く従

第一類第五号 大蔵委員会議録第七号 昭和三十九年二月十四日

りいまいかな予算の問題もいまだからめて申し上げておるわけですから、そういう形であるならば、その予算を、それだけ実効の伴はない予算であるならば、その点を大蔵省は査定をして、その点をはつきりさすべきじゃないかというの、私の質問の要旨なんです。その点について銀行局長のほうから懇切丁寧に説明がありました。これはわが党の武蔵委員のほうから指摘したことばどおりのものが出ておるわけでありませう。こういうことであります。

○ト部委員 どういふことかといひますと、資料が確かに出ておるわけですが、回収額なんかの問題がこの資料の中に添付されていませんので、そういうものも参考とし、かつこれからの大蔵委員といたしましては、輸出入銀行のこの問題に対する十分な把握をしたがために、いじめるつもりでやつておるわけではございませうので、その点はお願いをいたしたいと思ひます。それから最後であります。今度は第四の、業務の範囲の拡大と理事の定員の問題なんでございますが、どれだけの業務が増大したのか。私は率直に申し上げて、資本金の各年度ごとのふえ方等を見ましても、はたして業務が増大をして、そのために理事一名を増加しようとするようなものを見出すことができないのであります。その点をひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○高橋(後)政府委員 輸銀の仕事の分量でございませうが、これを金額、貸し付けの残高で見ますと、現在の定員の定まりました当時の昭和三十一年度の数字は六百三十八億円であつたので、それが三十八年度の、今年度末の見込みでございませうが、約三千四百五十億円程度になるということでございます。数倍です。量的には五倍以上に仕事が増えておるわけでございます。なお、そのほかに輸銀の業務が、わずかずではございませうが、いろいろとその範囲を広げてきておられます。いろいろな借款の問題もございませうが、そのほかに貸し付けの範囲をいたしまして、いわゆる中期延べ払いというふうなもの、従来は設備だけに限つておつたものが、いろいろな輸出の条件、国際的な競争の問題等から見まして、テレビなどの耐久消費財を対象とする。それからインドネシアに対する普通の、耐久ではない消費財の延べ払いの問題等も起つておられます。いろいろな関係で国際的にこゝろの延べ払いを伴うところの輸出の競争、国際的な政治の問題からくるところの借款というふうなもの、かなり多角的になりつつある。今後も輸銀として新しい角度で、いろいろな国際的な動きを察知しながら対処していかなければならぬ。それに伴つて、業務もふえてまいるわけでございますので、この際一名程度の増員は適當ではないかと私も考へておる次第でございませう。

○ト部委員 ただいま銀行局長の御答弁によりまして、数倍の業務量の増加というものが指摘をされております。しかもそれかなり生産点におけるそれを必要としておる面が出てきておるわけでありませうが、むしろ理事一名というよりも、現実にその現場に働く従

四九

業員をふやさなければならぬということのはうが先決をするのではないか、率直に言つて。その点においてその従業員のいわゆる待遇の問題、同時にまたその定数の問題等について、この点とからめて増員要求の提案を考へておるのかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○高橋(俊)政府委員 従来も輪銀の業務量の増大に應じて、定員の増加をはかつてきておりまして、三十九年度においても三十名の増加を予算に予定をいたしております。なお輪銀の業務のどういふものがふえてゐるかという点につきましては、たとえばアラスカパルプの問題とか、ウジミナスの問題とか、高度に高いほうで処理を考へなければならぬ、仕事の一つ一つの機械的な事務ではなくて、非常にむづかしい問題と取り組んでいかなければならぬものが、どうしてもふえる傾向にございます。そういうこともございまして、海外経済協力基金がこれから伸びていくにたがって、輪銀との調整をひんばんにやらなければならぬというような問題などもございますので、どうしても首脳陣を幾らか強化しなければならぬのではないだらうか。そういう判断で、一名の増加をお願いしてゐる次第でございます。

○ト部委員 まあお答えをいただいたわけでございますが、従業員がどういふ状態に置かれておるのか、こういう点について判然といたしません。今度の委員会までに輪銀の従業員の給与状態、そういう点をひとつ御提示願ひたい、こう思ひます。

それからもう一つお伺いをいたしましたのは、すでにこの輪銀法の問題が国会に上提されると同時に、理事の候補さへきまつてゐるといううわさが出てくるわけでありまして、こういうことさへまたに出てきておる状態にある。何か天下り式な人事で、高橋銀行局長が――そんなことはありませんが、大体そこら辺の、定年になつた者がそこに行くのだ、おれの番だといふか――高橋さんの場合には当てはまりませんが、そういうことがすでにうわさをされておるといふ状態、さらには日本開発銀行のほうは、これはだれだれだといふようなことがすでに予想されておる。こういうことでは私は不明朗だと思ひます。その点、人事というものは、ほんとうに理事なら理事を増員した場合に、適格な方、新鋭の、それこそ私たちのような四十代の若い理事にやらすくらいはの気持ちを持たないといふけないのではないかと。定年退職するようない人が行くことはならない、こう思ひます。この点について、そういううわさがほんとうであるか、うそであるか、ひとつその点をちよつと。

○森永説明員 輸出入銀行の理事の任免は、總裁の選考するところでございますのでお答え申し上げますが、まだ候補者をきめてはおりません。私の意中の人物はきめておられますけれども、まだ確定はいたしておりません。念のため申し上げますならば、その意中の人物は部内の議員を登用する所存であります。しかしこれはもちろん法律が通りました暁のことでございますので、いまから申し上げるのはちよつと早いと思ひます。

○ト部委員 私は思うのですが、このごろのことばとして新聞辭令というところがはやつてゐるわけです。新聞辭令だといふことでございますが、大体新聞が辭令を發表しますと、その人がなつてゐるといふ状態でありまして、ところがいまだ總裁は、そういうことはきまつておりませんといふことでありますが、もう新聞紙上あたりにそういうものがちらほら出ておる。これは新聞辭令では出てきておりませんが、私たちの聞くところによりますと、もうその点が浮かび上がつてゐるというのです。そういうことではいけないと思ひます。定年退職なんかの人ではいけないと思ひますので、これからはずいぶん面づつばな方になつていただいで、運営を清新はつらつなものとするに對しましては、そういうことをする必要があるのでないか、こういうことを申し上げまして、これをもちまして質問を終わります。

○山中委員長 午後一時より再開することとして、暫時休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

午後一時二十五分開議

○山中委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。小松幹君。

○小松委員 最初に海外経済協力基金のことについて承ります。

先ほどト部さんから言われましたが、具体的に私ちよつと聞きたいのですが、貸し付け、出資のその後の実態をケースごとにお聞きしたいのです。

○庭山説明員 お答え申し上げます。先ほど資料で御提出いたしましたのが十七件でございますが、そのうち出資が二件、融資が十五件でございます。

○小松委員 その十五件の融資のことについてケース・バイ・ケースで御説明ください。

○庭山説明員 それでは十五件の内訳を申し上げますが、大体調査案件が五件でございます、その金額が九億でございます。それから投資案件が九件でございます、その金額が六十億でございます。ラウンドナンバーで申し上げますが、それから延べ払い関係が一件でございます、その金額が七億でございます。

○庭山説明員 具体的な件数の名称を申し上げますと、これは私どものほうでは基金を貸し付けました場合に新聞發表いたしておりますので、それによりまして一つ一つ申し上げます。

まず三十六年、三十七年、三十八年とございますが、初めのほうから申し上げますと、スエズ運河のしゅんせつ船回航準備資金の件でございますが、これが三億三千万円、それからポリビアのランガス銅鉱山の探鉱関係でございますが、これが四億二千万円、それからその次はチリのコブチャ銅山のこれもやはり探鉱関係でございますが、これが五千万円、次に北ボルネオの水産の關係でございますが、これが三千万円、日本鋳業がギリシアのスクリエス銅鉱山の探鉱をいたします関係が一億一千四百万円、それから三菱商事が久保田水道ガス工業をして施行いたしますビエンチャンの水道關係の工事でございますが、これが二億四千九百万円、それが三十六年度及び七年度でございます。

ことしになりましてからは次に申し上げますように、まずナイジェリアの海外紡績關係の投資会社をつくりました。これに出資をいたすわけでありまして、これは合併事業でありまして、六億三千万円、インドネシアのスラウエシのニッケルの開發關係の投資が、これが三億八千万円、日本電氣がメキシコでパラボラ・アンテナをつくります關係の、これは延べ払い案件でございますが、六億九千四百万円。それからマレーシアのペナンで海外漁業株式会社の投資、これが九千九百万円。それからタイでオイルシエルの開發いたしますのが二千万円、これは調査費でございます。それから三井物産が主としてマネージメントをあたりますペルーのタクナの多目的ダムの開發、これが二十七億六千万円。それから芝浦精糖がタイでプラントをつくります關係の投資が十億四千万円。それからカリマンタンの……

○小松委員 あなた、いまのペルーのダムが二十七億とか言つてゐるけれども、全体で十七項目の中を聞いてゐるのですよ。三十四億をもうこしてしまつたのはどういふわけですか。

○庭山説明員 いま申し上げておりますのは承諾ベースで申し上げておりますので、現在その合計額が八十六億になつております。その内訳でございます。

○小松委員 わかりました。

○庭山説明員 次にカリマンタンの森林開發協力關係が四億四千六百万円。それから石原産業がマレーシアですずの製鍊事業をいたします、この關係が三億六千万円。以上でございます。これはコミットメントの金額でございます。

すので、実際に融資いたしましたのが三十四億でございます。

○小松委員 そのうちで、承諾したただけでなくて、実際に資金融資をしたようなところがあるでしょう。それを分けて……

○庭山説明員 それでは貸し出し額を申し上げます。わずらわしくなりますが、先ほどの順序で上から申し上げます。

水野組の関係でございますが、これは実行額三億三千万円。ポリビアのカランガスが三億五千万円。住友金属のコブチャの銅山の探鉱五千万円。北ポルネオ水産が三千万円。日本鉱業のギリシアのスクリエスの銅の探鉱が九千五百万円。ラオスのピエンチャンの水道関係が一億一千八百万円。海外紡績投資、これがナイジェリアの分が一億六千万円。スラウエシのニッケル開発が一億四千三百万円。日本電気のメキシコの関係が四億二千百万円。ペナンの海外漁業株式会社が九千四百万円。タイのオイルシェール開発一千九百万円。三井物産のペルーのタクナが一億四千八百万円。芝浦精糖五億五百万円。これが融資案件であります。以上、実行ベースの合計が、二十四億六千三百万円でございます。先ほど申しました承諾ベースでは、七十六億二千二百万円になります。これにあつた出資がござい

○小松委員 カリマンタンの森林開発のあれは、承諾までで、実際はやってないですね。

○庭山説明員 さようでございます。○小松委員 それから一時中共のウルシの問題があつたときに、それでは日本は台湾にウルシを植えて栽培をやるのだということ、台湾のほうは農産物に対して非常なウエイトをかけておつたと思いますが、ウルシの開発というふうなことがいわれておつたのです。今度の場合にはそれが載つていませんが、それはどういふふうになって

○庭山説明員 個々の融資につきまして私どものほうでは一々詳しくは聞いておりませんので、原則として基金でまめることになっておりますが、その話はまだ結論には達してないようでございます。

○小松委員 結論に達しないのですか。もうウルシの話は全然ないということなんですか。その辺のところを伺いたい。

○庭山説明員 それはいまいろいろ調査中であらうと思つてます。○小松委員 調査中ということはどういふ意味かわからないが、私はあまり意味がないと思つておつたのですが、政府のほうはまことに反作用的に台湾にウルシを植えるのだということ、でテーマにあげてきたので、その後意味があるようにまだ解釈をして折衝しておるのかどうか、こういうことを聞き

たかつたわけです。その辺のところはどう解釈したらいいですか。○庭山説明員 その辺のところ、どうも私もあまりつまびらかにいたしません

ので、よく調べまして御答弁申し上げます。

○小松委員 それから台北のガスの引き込みというふうな問題もテーマにあがつておつたのですが、その後、これにもないが、その話はどうなつておりますか。

○庭山説明員 午前中にも御質問がございましたが、去年、いまから言いますとおととしでございますが、その当時予算を要求いたしました場合のこまかい資料を大蔵委員会に提出いたしました、そこにいろいろ案件は書いておつたのでございます。その後、御承知のように、こういう問題は話が始まりましてからきまります。非常に長うございまして、いろいろの経過をたどつておりました。個々の問題につきましては直接タッチをいたしておりましたので、でき上がりいたしました件につきましては、先ほど申しましたように、ある程度詳しく御報告申し上げることができるとございしますが、進行中の話につきましては、私からいま、それはこの程度進んでいるとか、これはこらだということまでははつきり御説明申し上げかねます。

○小松委員 この基金の責任者は柳田さんでしたね。そのほうはどういうスタッフでこらういふ問題を取り扱い、考へておるのか、その辺を承りたい。

○庭山説明員 どういうスタッフでと申されます意味がよく解しかねます。が、大体現在協力基金では、職員、役員合せて七十四名おります。できまして当初は輸銀に仕事を頼みました。最近漸次そのスタッフも整備されてま

いりましたので、現在では七十四、五名で仕事をやっております。

○小松委員 この海外協力基金の性格はどういふ性格かはつきりわからないけれども、まあ察するところ、イニシアは日本がとつて、かりにいまウルシの例をとつてみれば、あるいはカリマンタンの森林資源開発にしても、フィリピン、ラワン材がどうも思うようにいなくなつたから、それでそのラワンの引き当てとして、カリマンタンの森林開発によってラワンを開発して、こうという考え方、あるいは非鉄関係の金属の開発を前もって先行するために、チリとかポリビア等に先行するといふ意味で探鉱に投資するといふ形をとつておるといふことになれば、相当日本の産業の開発あるいは輸出あるいは輸入等の開発のために先行した投資だと思つてゐるのです。そうした場合に、どういふ形でいまの七十何人のスタッフは実際に海外に出て現場でやつてゐるのか、あるいはこつちでデスクの上だけでやつてゐるのか、業者まかせの意見に従つてデスクがそれを切り盛りしてゐるのか、あるいは基金会計に所属してゐるスタッフがカリマンタンの森林を調査したり、あるいはポリビアの探鉱の下調査に行つたりして、その上でその先行する企業に投資をしてゐるのか、その辺のところを伺いたいわけなんです。

○庭山説明員 現在までは職員の数もスタッフもなお不ぞろいでございしたので、輸銀にお願いしてさういふ関係の調査をしていただいたりしておつたわけでございます。直接職員が海外におもむきまして調査をするというふうなこともやりたいわけでございます

けれども、まだ現在そこまですておきましては、理事あるいはそれ以下の職員が出勤しまして、話を聞いておる状況でございます。

○小松委員 以前は輸銀にお願いしておつたということですが、輸銀のそうした場合の取り扱いなり、あるいは投資の効果があるのかどうか、実情はどうなのかというふうなことを、どの程度どういう機構で調べておるのか、その辺を承りたい。

○森永説明員 現在でも輸銀で取り扱います案件のいわゆる審査は私どもが委託を受けて実行する場合が多いわけでございます。その審査の内容は輸出案件、投資案件によつておのずから違いますが、主として問題になりますのは投資案件でございます。これは事業計画につきまして、資料の上で、あるいは関係者の話を聞きまして、いわば机上で調査する場合が大部分でございますが、問題の多い案件につきましては、そのときに、あるいは他のついで、あるいは事後において実際に調査をするというふうなやり方をいたしてま

いつてきております。

○小松委員 ポリビアの探鉱の投資はもう進んでおると思うのですが、それは実際にどういふ結果をもたらしておるか、それを承りたい。

○庭山説明員 ポリビアのカランガス関係の御質問だと思つてますが、これは探鉱いたしました結果この鉱山が探鉱ができるという結論になりましたので、三十七年の十月に探鉱関係の作業を中止いたしております。

○小松委員 そりすると、探鉱した結果はだめだったからやめたという

結論になると思ふのです。そうすると、ポリアに非鉄関係の金属を探しに行くのだと行つて、ある調査会社ができて、そうして金を相当開発銀行から持つて行つた、結果はだめになつた、さうなら、そういうことになつてしまつておるのじゃないかと思ふのです。こういうときに金を貸したほうの側としてはどういふ責任なり、あるいは投資をしたり融資をしたりした結果をつけていくのか、その辺を承りたい。

○庭山説明員 申し上げるまでもなく、探鉱の仕事はやつてみなければわからぬといふこともございます。で、百発百中といふことはございませんで、すから、うまくいきそうでないと思ひましたならば直ちにこれをやめまして、先ほど申し上げましたようにこれを中止いたしましたので、そうかといつてその金が返らぬといふことはございませんで、回収はもちろんいたすわけでございます。

○小松委員 そこで、金はどういふ返し方をするかといふことをお尋ねすると同時に、やはりこういう先行投資をしていくのには、金を貸すほう、いわゆる基金側としても相当なスタッフと技術——相当遠く離れておる現地なのでございますから、ここへ金を貸すのにああでもない、こうでもないといつて現地に行つた者の意見だけを聞いて、それで何値といふ金を、しかもこれは相当低利の金なんぞでございます。そういう低利の金を貸すといふことで貸して、これは成功する場合もあるでしょう、しかし成功する、不成功であるといふことは違つて、もう少し金の貸し方なり技術といふものが考えら

れないのか。今後はそれをどういふ形に持つていくとする構想なのか、それを承りたい。

○庭山説明員 非常にむづかしい御質問でございます。これは会社に金を貸します場合もやはり具体的な事情によつてみな違ふと思ひますので、やはり貸すほうといつたしましては借りられる方を十分信用して、いろいろの意味の信用、人的信用、物的信用もございまして、それが貸しておられることだと拝察しております。それ以上のことはどうも私の立場としてはお答えできないことではないかと思つております。

○武藤委員 いま小松先生の質問で不可解に思ふのは、ポリアの銅開発の失敗の話ですが、そういう場合に前回私が羽柴説明員からお伺ひしたときに、三葉系とか住友あるいは三井系といふかなり大きな会社がこういう事業をやつておるので、ほとんど優秀な株式を担保としてとつて、こういう答弁が議事録にはつきり書いてあるわけですが、ポリアの場合にはその会社が確実なそういう債務保証をする担保として、株式はどの程度のものを基金としてはおつておるのですか。

○庭山説明員 基金が貸し付けをいたします場合に、御承知のとおり、これは税金の金でございますから、堅実に確かに運用してもらわなければ困るというところで、十分基金なる輪銀なりの指導と申しますか、監督をいたしておりますので、個々の場合何が幾らだったかという御質問は私は現在つまびらかにしておりませんが、もしそういうこまかい個々の貸し付けの問題でございしましたならば、基金の責任者に来

ていただいて、それから御答弁願うのが適當かと思ひます。

○武藤委員 ただいまのは、どういふ保証形式になつておるか、それをひとつ後ほど資料としていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、あなたも御承知だと思ひますが、いま日本の銅山で一番困つておるのは自由化によつて安い銅がどんどん入つてくる、こういう大勢がおそらく古河関係の銅山にしてもあるいは九州方面の銅山にしてもたいへんな騒ぎなんです。具はいますか上げられて、そういう銅の不況に対してどう対処するかといふことでたいへんな騒ぎをしていくときに、こういう金でチリやポリアの銅開発をするんだといふことでどんどん流すということは、一体国策として大きな見地から考へた場合に、そういう皆さんの金を出し方がいいのかどうか、そこらの点についてあなたも基金を監督しておる立場としてどうお考えになりますか。

○庭山説明員 御承知のように非鉄金属といふものは相場が非常に激しくございします。日本の非鉄金属、特に銅山などにつきましては非常にウイークでございますので、これを今後どういふふうにしていくかといふことは日本の場合に重要な問題でございします。現在自由化を控えて日本の銅関係の方々がたいへんなときに、こういう皆さんの金を出すのはどうかといふ御質問でございますが、先ほど申したように、ずさんであるとかないとかいふことはなかなかいがいに申し上げかねます。やはり遠い将来のことも考へまして、いろいろのことをやつてみまして、そうして日本の非鉄金属

業の発展といふことを考えていかなければなりませんので、このポリアの場合もことをやつてみればあるいはプラスになるんじゃないかという経営者の確信のもとにおやりになつたのでございします。その辺の事情は一言で申し上げることはたいへんむづかしいといふふうにご感ぜておるわけでございます。

○武藤委員 ずさんであるかどうかからぬなどという態度は、私はけしからぬと思ふのです。大体ポリアという国が地理的に見てどういふ位置にあるか、どの程度の高地にあるかといふことは大体中学生なら常識でわかるのです。高度四千メートルもある高いところで、高山病にかかつて銅も取れぬといふような地域に、日本の国家的事業として金をつぎ込むなんていうことはそもそも間違ひなんです。ずさんなんです。私もはつてにそういうことを注意しておつたのです。だからこういう失敗をして、ただ金を投げたやうな形になるのです。あなたのほうに貸した金が戻ればいいんだ。十年や二十年たつても取れればいい、失敗が少しぐらいあつたつて事業だからしかたがないんだと簡単に片づけられる金ではないのですよ、もとは国民の膏血をしいぼつた税金なんです。そういう感覚でもつて監督されたんじゃないか。この金だつてどうですか、百七十億も金があつても、貸してある金は三十数億しかない。いかに見通しがたいずさんな金を計上したかといふことはこの一事を見ても明らかです。だから、あと残つてある金がいろいろむだ金に使われぬように監督するために発言をしているのです。いまの発言は少々役人

としてはそのまゝ聞き置くわけにはいかない発言ですよ。もう一つ、チリの銅山は失敗をしないで、何とか見通しはつきますか、チリの関係はどうですか。

○庭山説明員 先ほど順序といたしまして、ずさんであるか否かはなかなかわからぬといふようなことを申し上げました。これは、非常に検討が困難であるといふ意味を申し上げました。何と申しますか、これは国民の税金でございします。ですからそれをたとへば三葉金属といふ会社が運用します場合に、それがうまくいく場合といかない場合がございします。いかない場合、しかし国民の税金として貸し付けたものはこれは必ず一〇〇%回収しなければならぬ。だからそれに十分な担保をとるかどうかといふことが一番重要でございします。その点は間違ひのないように私どもで指導いたしておりますので、そういう点をひとつ御了承願ひたいと思ひます。

次に、チリの関係でございますが、これはいろいろその経済開発の可能性を検討中であるのでございします。現在はどうもこれもあまりうまくいかないのではないかといふ、まだ最後の結論までは到達いたしておりませんが、その辺のところであるいは打ち切りしなければならぬのではないかと

○武藤委員 あなたにもう一つ大きな角度からの判断を聞きたいのですが、御承知のように昭和三十六年の總理大臣の施政方針演説の中に、海外経済協力基金の強化といふことをうたつておるほど政府は当時力を入れていたので

すよ。そこで予算もごつそり文句なしにとつておるのです。その説明のときに、東南アジア等の開発ということに重点を置いておるわけですが、ところが、東南アジア等の、等の一字に隠れて、南アメリカのチリやボリビアのほうに金を貸してやる。私はこれは趣旨からいって筋が違ふと思うのです。やはり日本に近い、しかも低開発国で非常に日本とも提携しやすい東南アジアをひとつ大いに開発していこう、こういう大きな構想のもとに発足しておるはずなんです。昭和三十三年の提案の趣旨を読んで見ると、ところがボリビアやチリのそういう実情をつまびらかに検討できないようなところに融資をしていくというところに私は懸念を来した大きな原因があると思ふのです。この基金の運用は、法の精神どおりに解釈をするならば、東南アジアを中心にすべきだという私の判断は間違ひであるかどうか、そういう点について、あなたはどういう考え方を持っておるか、基金運用についての基本方針ですね、それをひとつ聞かせてもらいた

してもいいのではないかと、いうように私も考えております。

うに、せつかく貸し付けし、会社に助成をしていったけれども、会社はほんとうの山師の使い果たしただけで、何もそこから鉱物が出なかつた。あるいは採算に合うような結果が出なかつたというところになると思ふのです。先ほど言つたように台湾のウルシの問題にしても、これはベースに乗つてきてお

できた当時の意気込みといふものは、おそらく御承知のようにわが国は非常に資源が乏しい。相対的には世界的に発展しなければならぬといふことで、相当海外に融資をしていろいろなものを入

て融資をするといふことにいたす、そういう方向で進むべきものではないかといふふうには私も思つては考へておる次第でございます。

金を使ひ方が、先ほど山師の意見でもあつたように、百七十億の金を擁しながら、実際は三十四億しか三年間に

出資ができていない。あるいは融資ができていないというその根拠には、この金の運用、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

いふ、いま海外はほとんど金がほしくて

りませんけれども、ウルシを中共がつかれぬなら台湾にウルシをつくらして――台湾にウルシができるかできないかといふことは別問題で、何か思惑があつて、そこにこの金を使おうとい

は、また二面から見れば、相当そうした思惑によつてひどい大きな意気込みで予算をとつてみたが、なかなか危険

は延べ払いの方向に向つておる。同時に相手の政府あたりも相当関与してきてお

る。それはけつこうです。こういう金です。それから慎重にやつてもらわなければならぬ。けつこうです。けつこうでも、そんなに慎重にやつておつてもな

業がプラント輸出する。五年間のプラント輸出をするならば、もうプラント輸出というものはほぼ製品として出てきているから相当権威なものになってくると思う。ところがこういう金の使い方というものはプラントの製品でもない。相手が責任を持ってプラントを立てているものでもない。むしろこっちの業者の思惑あるいは先行によつていくとする金でございますから、研究というか、調査というか、そういうものをしたなければこの金はなかなか戻込みをすると思ひのです。相手のほう、企業がよい、いい、これは見込みがありますよ、ポリビアに行つて銅を採したら必ず当てますから、大丈夫です、私は金をここに積みますから、抵当を入れますから貸してくださいといつたら、そうかい、抵当をつけなければいいよというふうなことでデスクだけで参酌しても、結果は失敗するということになれば、この百七十億を扱うところのスタッフ、組織というものはもう少し検討を要する。こういうことは日本としてもあり得ることである。だれも金山を発見するのにお告げで発見したものはない。いわゆる山師があつた山を山を採つて、そして最後に失敗をする前に金山を発見したといふこともあるわけなんです。それから、世界じゅうを山師が回つて、探鉱して回るといふことも必要なんです。それは十べんに一べん成功すればいいほうでしよう。そういうときの金も必要なんです。必要なんですけれども、それをただ山師だけにまかせればなしで、こつちはデスクで金を貸すということもどうか、もう少しこういう金の使い方というものは意味がないとは私

のいわゆる一般会計からの金から出ておるといふ形になっておりますから、資本は無利子だ。そうなれば輸出入銀行で扱ひかねたものを第二輸銀的な性格を持つて利子を低めて考えていくのだらうかと当初は考えておつたわけでありました。そうすると、いまの使い方から見てと相当混線をしてきておるし、金利も六分と言ひましたかね、相当高いものになってきておると思ひます。いまのような使い方になれば相当高いところに置かねばならぬと思ひますけれども、そうすると、たとえばラオスのビエンチャンの上水道の出資ですか、これなどはそれだけの採算利回りというものがあつたのかないのか、ラオスのビエンチャンの上水道の資金がいま一億一千万円出ていますね。これはいま仕事を継続しておるのではありませんか、あとで二億以上の金が出るのでしようが、これなどはどういふ採算で考えておるのか、その辺のところを伺ひたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

は言わぬけれども、あるならばあるだけの相当の責任のある格好に持つていかなければならぬのではないかと、こつちの点特に政府の今後の考え方というものを私は示唆していきたい。

のいわゆる一般会計からの金から出ておるといふ形になっておりますから、資本は無利子だ。そうなれば輸出入銀行で扱ひかねたものを第二輸銀的な性格を持つて利子を低めて考えていくのだらうかと当初は考えておつたわけでありました。そうすると、いまの使い方から見てと相当混線をしてきておるし、金利も六分と言ひましたかね、相当高いものになってきておると思ひます。いまのような使い方になれば相当高いところに置かねばならぬと思ひますけれども、そうすると、たとえばラオスのビエンチャンの上水道の出資ですか、これなどはそれだけの採算利回りというものがあつたのかないのか、ラオスのビエンチャンの上水道の資金がいま一億一千万円出ていますね。これはいま仕事を継続しておるのではありませんか、あとで二億以上の金が出るのでしようが、これなどはどういふ採算で考えておるのか、その辺のところを伺ひたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

は言わぬけれども、あるならばあるだけの相当の責任のある格好に持つていかなければならぬのではないかと、こつちの点特に政府の今後の考え方というものを私は示唆していきたい。

のいわゆる一般会計からの金から出ておるといふ形になっておりますから、資本は無利子だ。そうなれば輸出入銀行で扱ひかねたものを第二輸銀的な性格を持つて利子を低めて考えていくのだらうかと当初は考えておつたわけでありました。そうすると、いまの使い方から見てと相当混線をしてきておるし、金利も六分と言ひましたかね、相当高いものになってきておると思ひます。いまのような使い方になれば相当高いところに置かねばならぬと思ひますけれども、そうすると、たとえばラオスのビエンチャンの上水道の出資ですか、これなどはそれだけの採算利回りというものがあつたのかないのか、ラオスのビエンチャンの上水道の資金がいま一億一千万円出ていますね。これはいま仕事を継続しておるのではありませんか、あとで二億以上の金が出るのでしようが、これなどはどういふ採算で考えておるのか、その辺のところを伺ひたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

は言わぬけれども、あるならばあるだけの相当の責任のある格好に持つていかなければならぬのではないかと、こつちの点特に政府の今後の考え方というものを私は示唆していきたい。

のいわゆる一般会計からの金から出ておるといふ形になっておりますから、資本は無利子だ。そうなれば輸出入銀行で扱ひかねたものを第二輸銀的な性格を持つて利子を低めて考えていくのだらうかと当初は考えておつたわけでありました。そうすると、いまの使い方から見てと相当混線をしてきておるし、金利も六分と言ひましたかね、相当高いものになってきておると思ひます。いまのような使い方になれば相当高いところに置かねばならぬと思ひますけれども、そうすると、たとえばラオスのビエンチャンの上水道の出資ですか、これなどはそれだけの採算利回りというものがあつたのかないのか、ラオスのビエンチャンの上水道の資金がいま一億一千万円出ていますね。これはいま仕事を継続しておるのではありませんか、あとで二億以上の金が出るのでしようが、これなどはどういふ採算で考えておるのか、その辺のところを伺ひたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

に考えておるのか、その辺のところを、いわゆる金融機関は統合するのだ、こういうことをおっしゃつておるのでございますけれども、中小企業の協調融資とか、輸出入銀行の貸し出しベース、あるいは海外経済協力基金の貸し付けのベース、あるいはクレジット、借款などにおける国家がやること、政府自身がやること、このベースなどもいろいろな形で交通整理ができていない。一体どこで分けておるのか、ある程度の商業ベースでいく金利か、あるいは商業ベースでいく金利か、あるいは低金利のベースか、あるいは長期の取引によつていく、そういう形でやる協力か、そういうふうな形で、交通整理をしなければ、ケース・バイ・ケースで、こつちにいけば金利が高い、こつちも金利が高い、あるいは性格が何かかわかぬふうになつてしまつておる。こういうことが現実にあるわけですが、それでいて、あとで聞きますが、輸出入銀行あたりの条件というものは相当ゆるくなつなければならぬ方向になつておる。この辺のいわゆる海外協力基金関係の貸し付けなどの交通整理というものは、どのように考え、判断しておるのか、この辺のところを承りたい。

きいという点からも金利はある程度はとつていただかなければいかぬという問題もございすし、これは輸出入銀行の金利と直接比較してというわけはありませぬけれども、その事業の性質を見て金利が定められている、期間もそうである、そういった基金の仕事が今後どのように発展するか。たとえば日韓会談が成立した場合には、これは非常に性格の違ったものになる。そういったものを輸出入銀行の中に入れていくことがはたして対外的な関係からしてどうであらうか。むしろ日本政府が意思決定をするにすれば、どちらのほうを使つても同じはずであるけれども、輸出入銀行はあくまで通常の、つまり不当に安いものでない通常の、世界の水準からあまりはずれない融資条件でやつておる。過当競争の先端を行くようなことはしないのだということ、他国からの非難をあまり受けないようにしなければならぬ。その中に相当政治的な考慮から出るような種類のものがまじつてくる。勘定を分けるということも、輸出入銀行がやつておるのだということになることについては、若干慎重でなければならぬ。

それで意見はまだまだいろいろあり得ると思いますが、現段階におきまして、そういったことも考えまして、やはり性格が違ふという意味において、別々のものにしておいた方がいいのじゃないか。しかし、連絡は非常に緊密にしなければならぬと、ただいまのところ輸銀總裁、それから柳田経済協力基金總裁、ともに非常に連絡よろしくやつておられます、これが一つになろうが二つになろうが、実情はさほど支障はないというように連絡がとられ

ているというふうに私も思つております。

○武藤委員 一時は基金を輸銀に吸収しようという意見があつたわけですが、去年の九月だつたと思ひますが、大臣がはつきり海外経済協力基金は輸出入銀行に吸収合併をする、こういうことが新聞に大きく出ておりました。そういう考え方が来年度から実施できなかつたというところは、部内ではいろいろ議論をして、吸収することはいまの場合よろしくない、結局いまのまま二本立てにしておくほうがいいのだという結論は出たのですか。それともまだ結論まではいかぬが、来年度には間に合はなかつたという実情ですか。その検討の状況はどうですか。

○高橋(俊)政府委員 一応の結論は、二つをそのまま存続せしめるということとでございす。しかし、それだから未来永劫にそのままでいくかどうかというところまできめたわけではございせん。

○武藤委員 参事官にちよつとお尋ねしますが、私がどうも納得できぬのは、小松先生も慎重に慎重を加えて、基金を全部だつと使わずに慎重に出しておるのはよろしいだろう、こう言つておるのですが、実際需要がないのか、それとも何かこちらの計画があつて、資金をまだ八十億も残しておるのか、大臣のほうからあなたの方へ、そう急いで基金を使う必要はないぞ、政府のほうでは考えているものがあるから少し残しておけ、そういう指示があるのですか。

○庭山説明員 別にそういう指示はございせん。先ほど申しましたように、事柄が重要でありますために、国

民の税金だということでも慎重に判断しているということも一つと、それからプロジェクトが、いろいろの企業がございまして、話がまとまるまでに時間がかかつておるということ、現在そういうことになっておるのが実情でございまして、先ほど申しましたように、三十六年度と三十七年度の償却額はそれぞれわずかに十億程度でございす。しかしこれになりましてからそれが四十億程度になると思ひますので、別に、あまり使つて、残しておけということを言われてやつておるといふわけのものでもございせん。

○武藤委員 前に韓国のほうから、日韓会談の交渉中に、有償で借款をする基金は海外経済協力基金から出して、これというのを言ひ出したことが、去年新聞に報道されたことがありますが、一般會計から、あるいは産投から出して、この額をもつとふやして、やがて日韓会談が成立したときに、その中から支払うという情勢は、あなたなにかまだそういう感じを抱いておられますか。それはどうですか。

○庭山説明員 きょうも私のほうの長官が決算委員会に答弁いたしましたのでございす。日韓会談の問題は、まだ終着点に到達していませんので、そのような問題が起りました場合に、基金から使うかどうかという問題については、現在のところまだ何も申し上げられないこととございす。

またもしそういうことがあつたらそつちに使つたら、いうことを意識をして、現在、当然といひますか、出したいものまで出していいということでもございせん。

○小松委員 それでは海外経済協力基金のことについてはこれで終わりました、時間がないうすから、輸出入銀行のことについてお尋ねいたします。

○小松委員 それでは海外経済協力基金のことについてはこれで終わりました、時間がないうすから、輸出入銀行のことについてお尋ねいたします。

プラント輸出のことについて、最近プラント輸出の引き合いをやつておる場合に、頭金の問題が相当問題になると思ひます。いままでの輸出入銀行の貸し出しは、頭金を入れて考へておつたと思ひますが、今後は外国の、たとえばイギリスにしても西ドイツにしても頭金をのけて取引をする、こういう形にだんだんなつてきておると思ひますが、この辺のいわゆる融資ワレの問題、どういふ判断をして現実にはどうしておるか、この点を承りたい。

○森永説明員 私どもが融資いたしておりますのは、頭金を除いた残り、つまり延べ払いになる部分について融資をしておるわけとございす。もちろん船積み前におきまして、生産のために必要な資金が要る場合に、その資金も融資しておりますが、船積み後の延べ払いにつきましては、頭金を除いた残りが融資の対象になることを御承知願ひたいと思ひます。

その頭金の問題につきましては、大蔵省、通産省での延べ払いの輸出許可の際にまず審議される問題でございすが、あまりその頭金を減らされては困るわけとございす。やはり日本としてはある程度の目安でそれ以下にはならないようにという要請があるわけとございす。そういうような観点から、現在融資いたしております、あるいは政府で許可されております案件につきましては頭金は、船舶につきま

しては大体二割をキャッシュ・ペイト、その他については三割というところとございす。しかし、これは基準でございまして、実際の商取引になりますと、各国との競争上の関係から、必ずしも二割、三割にこだわつておるわけにいかない。それでは商談もむしろ失敗するといふようなこともございすので、その辺のところは臨機応変に考へまして、といつてあまり頭金が減らないようにということにも努力しながら業者が努力しておる、そういうような現状でございす。

○小松委員 インドの製糸プラントの二百一十一万ルーピーの取引合ひの場合に、西ドイツは頭金なしで最終決定では取つた。あるいはインドネシアの電話線のケーブルのときも、英国が頭金なしで取つた。一番札には日本が入つておつたのでございすが、結局一番札の入つておつた日本は頭金——あるいは最近では頭金だけではなく、延べ払いの中に据え置き期間を三年なり入れて取るわけなんぞとございまして、ト輸出をしようという場合に、頭金の二割の問題、あるいは据え置き期間を中に入れるか入れないかということによつて、取れないという情勢が最近非常に出ておると思ひます。そういう場合に、日本のプラント輸出の頭金の問題と据え置き期間の問題、大体これは中期で三年か五年でも、中に据え置きを三年入れるのと入れないのとだいぶ違ふわけとございす。そういう形になりますと、これは水は低きに流れるようなもので、特に東南アジアのいまのドル危機、あるいは赤字財政のときには低きほうにつく。そうすればプラント輸入

の意欲はあつても、結局条件に頭金がつかなければそのほりに流れていくとするならば、海外競争というものは、プラント輸出の面では相当輸出入銀行のそういう形の指導なりあるいは政府の指導なりというものが変わつてこなければならぬ段階になつてゐるんじゃないかと思ふが、その辺のところを銀行側としてはどう考へておられるのか、大蔵省の銀行局として、あるいは政府としてどう判断をして、今後どう持つていくかと考へておられるのか、その辺のところを承りたい。

○山本(重)政府委員 便宜私から一般的な考へ方を申し上げます。

最近プラント類の輸出に關連いたしまして、延べ払いの条件が國際的にだんだん緩和されてまいつておりますことは小松委員の御指摘のとおりでございます。したがうして、政府といたしましては、やはり國際競争に負けないように条件の緩和を必要範圍で行なつていくということが必要でございます。まして、個々の案件につきまして、その辺は最近かなり彈力的に關係各省の間で相談をして実施をいたしております。

○小松委員 彈力的ということとは、頭金なしで契約をするとか、あるいは引き合ひをするとかいう形に持つていきつつあるということを言つてゐるわけでございますか。それから、中に据え置き期間あたりも入れるような傾向になつてきてゐる、そういうことを意味してゐるのですか。

○山本(重)政府委員 具体的な案件によりましてかなり条件が違ふのが実情であります。一般的に申しますと、頭金はまだ全然とらないでいいという

ところまで踏み切るのには、國際的に見てもそこまでいくのは少し行き過ぎではないかというふうに一般的に判断しております。なお、据え置き期間につきましては、必要に応じましてある程度考へてゐるというのが実情でございます。

○小松委員 最近長期の信用供与で、アメリカあたりだつたらインドで四十年というケースを出してあります。それは特殊のアメリカのケースであります。西ドイツでもイギリスでも十五年、二十年という長期の——これは延べ払いというよりもむしろ違つた形の表現のほうがいいと思うのです。が、そういう形になつてきた場合の金融というものはどういふ形にしてい

のか。これも輸出銀行あたりのいままでのプラント輸出の大体の現状からすると、中期三年なりあるいは五年の延べ払いであつたと思ふのです。それが國際取引においてある程度向かうの政府側の干渉によつて十五年、二十年、長きは四十年というケースが出るようになりまして、こういうものの取り扱ひの判断というものは銀行ペースで判断するのか、政府ペースで判断するのか、その辺はどうなんですか。

○山本(重)政府委員 經濟協力と申します中に比較的商業ベースの要素が濃いのものと、それからいま御指摘のやうに、アメリカのAIDあたりがやつておりますやうに援助的な色彩、性格の濃いものと、程度の差はあれでございます。従来日本としては財政の能力その他の關係もございまして、比較的商業ベースの性格の濃いものを重点としてやつてまいつておるわけでありまして、ある程度援助的な、思い

切つて長期のものも場合によつてはこれから考へていかなければいけないやうな國際情勢にだんだんなつてまいつておりますけれども、ただいまのところではそこにある程度の限界がございまして、やはり一応商業ベースの範囲をどこまで拡大、緩和していくかということでは当面は考へておる次第でございます。

○小松委員 コマーシャルベースでいける間はいいと思ひますが、最近の情勢を見ますと、たとえばプロジェクトの取引にしても、あとの事業資金といふまでもそのワクの中に入れる、あるいは資本財の、これは當然普通の常識からいへばそういう延べ払いとか、あるいはそういう形でもつていき得ないほうと、相手の商業取引のやうなものまでと、相手方はこれを長期に持つてこようとするやうな傾向にあるわけですが、實際の取引が、そういう問題点に對してどう処理をしていくのか。ただ銀行のペースだけで話が解決しない、そういう場合には一体だれがどういふものを、企業の責任においてのみやるのか、あるいは政府側の勧奨などによつてもこれが進め得るのか。その辺の取引の實際面にふち当たつたときに輸出入銀行のペースだけでいくのやら、あるいはそれに應じていく場合に、責任というものは全部企業の責任になつていくのかどうか。その辺はどう判断したらいいか。工事費の問題あるいは当然商業取引に類するやうなものまでも向こうがぶつ込みで長期に持つてこようとした場合、こういう面の指導はどうしてゐるのか。

○山本(重)政府委員 最近御指摘のやうに、現地の工事費も中に含めた經濟協力といふんです。そういうケースが出てまいつております。私、ただいま必ずしも正確に記憶いたしておりませんが、工事費の比率がある限度をこえるものにつきましては、輪廻でなくして經濟協力基金のほうで取り扱ふというふうな取り扱いにいたしてあります。したがうして、いま御指摘のやうな方向で、いままでのコマーシャルベースでの延べ払い条件緩和といふものがある限界を越していきます場合に、そこに新しい經濟協力基金の担当すべき分野が出てまいるやうに考へております。

○小松委員 時間がないので、それから一、二問で……問題点は、輸出入銀行の貸し出しについていままでどおりのイージーゴーイングな形の貸し出しだけでは相當壁にぶち当たつてゐる段階ではないかと思ふのです。その壁をどういふ形で打開していくかというには、相當政府の資金量にも問題があるでせうし、あるいは金利の高さ、日本の金利は高いからその辺の問題もあるけれども、やはり政府の考へ方が相當先行しなければならぬ、かようにも考へるわけです。最近債權國會議とか、あるいはこれらの協調とかいう形でいろいろ世界的な一つの取り組みによつて問題点の研究なり、あるいは打開をはかつておると思ひますけれども、政府自身としてもこういう問題、特に東南アジアの輸出あるいは經濟協力等の打開には、相當骨を折るんじゃないかと思ふのです。それについてもう少し政府の意見を聞いてみたいと思ひますけれども、時間がありません。

○森永説明員 借入れ金の限度は、資本金と自己資金を合わせたものの三倍ということになつております。それに見合ひまして、貸し付け並びに保証の限度は、資本金と自己資金を合わせたもの、ただいま申し上げました借入れ金の限度を加えた、つまり自己資金を含めた資本金の四倍ということになつております。

○小松委員 昭和三十一年には、借入れ金に對して支払いをするのか、しないのかという具體的な問題、實際は借入れ金の支払いをしてゐるのか、していないのか、どのくらいの限度の支払いをするのか。

○森永説明員 政府からお借りいたしましたものにつきましては、期限どおり元本並びに利子をお払い申しております。三十八年度の見込みでございます。政府に對する借入れ金の返済額は百四億でございますが、期限どおりすてに支払い、また今後支払うわけでございます。

○小松委員 その借入れ金の支払いの約束どおりという、その約束というのは、輪廻の借入れ金の場合は何年の償還になるんですか。

○森永説明員 七年の期限で借りております。

○小松委員 以上をもつて質問を終わります。

○山中委員長 佐藤観次郎君。

○佐藤(観)委員 まず最初に、委員長にお願ひしておきますが、こういうふうな大きな法案になりますと、通産省、経企庁、大蔵省にまたがった重要な法案でありますから、委員長には——いままで大臣をいろいろなにして連れてこられておりますけれども、こういうふうな重要な法案につきましては、ぜひひとつ——庭山参事官ばかりいじめてもしょうがないので、責任ある大臣を連れてこられるよう要望しておきます。

まず、関連して為替局長にお願ひしたいのですが、外貨準備の問題について、最近外貨がどんどん減ってきて、非常に心ほそくなつてきておりますが、その趨勢について、簡単によろしゅうございしますから、ちよつとお話し願ひしたいと思います。

○鈴木説明員 外貨準備は、一月末で十八億五千五百万ドルでございますが、昨年末がそれより二千三百万ドル多かったでございます。しかしながら、大体今年末、先般国会に提出いたしました経済見通しに關連いたします数字では、十七億六千万余の数字を維持できるということになっております。

○佐藤(觀)委員 四月、五月ぐらいには回復するといわれておりますが、二月、三月の傾向はもっと減るような情勢ではないでしょうか。

○鈴木説明員 現在——私も予想でございしますからむずかしいわけですが、ことに外貨準備が反映いたします短期資金の動き等につきましては、現実に

は、そのときになつてみなければならぬ、なかかわらないという問題もございしますが、十八億——先般大蔵大臣が予算委員会でお答えいたしましたと思ひますが、十八億前後ということ——前後という、範圍は非常に大きいと思ひますが、先ほど申した数字と大差ないところに落ちつく見通しでございします。

○佐藤(觀)委員 政府がいろいろ発表しておられる中には、私たちの理解できないような数字もありまして、きかないような数字もありまして、しかし、外貨事情が悪いということだけは、だれが見てもいふまでもない事実であります。われわれは、政府の予想以上に悪くなつておるといふことに認識しております。為替局長にはこれ以上質問いたしません、そういうことに關連して、本法案について森永總裁にお尋ねします。

御承知のように、今度輸銀の資金量がふえることになっておりますが、それに關連して、先日わが党の委員から——理事を六名にするということになつておりますが、森永さんは大蔵省に長くおられて、現在總裁としておやりになつておりますが、どうも日本のこういう國家機關のようなものは人員がふえて困る。特にトップ・レベルの人員が非常に多いにわれわれは見受けるのですが、わずかに——これはわずかではございませんが、資金がふえることによつて何で理事をふやさなければならぬのか、こういう点について率直な意見を承りたいと思ひます。

○森永説明員 輸銀は二十五年度の暮れの創立でございしますが、きわめて簡素なところでスタートしたわけでございます。そして、その後事務量の膨大化に伴い

まして、あとから人員の整備が伴つてつてくる、そんなふうなかつこうでまいつておるわけでありまして。当初は三人の理事でございしましたが、三十二年に五人にいたしました。三十二年の貸し付け残高は、先ほど銀行局長から答弁しましたように六百億余でございしたのが、今日では三千億をこしてある。金額がふえただけで、直ちにそれだけの割合で人員をふやさなければならぬわけではございしません、やはり貸し付けの調査事務、審査事務、管理事務等、非常に分量がふえてまいつてきております。さらにまた、昨今は直接借款あるいは投資等の案件が、件数的には非常に増加いたしました。輸出の案件でございすれば、大部分は信用状等を担保にして、そうむずかしいこともないわけでございますが、投資の案件ということになつてまいりますと、先ほど小松委員からもいろいろ御指摘がございしたように、いろいろ問題があるわけでございます。そして、そういう実質的な面での事務も、非常に分量が増加いたしました。今日まで比較的小人数の役員で処理いたしてまいりましたが、この段階にまいりますと、やはりもう一名程度の理事の増員をはかりませんことには、今後なお一そう増加するであろう事務の処理に円滑を來たすのではあるまいかというふうなことから、理事の一名の増員をお願いいたしましたような次第でございします。

○佐藤(觀)委員 一名ぐらゐの理事増員をどういふ言ひわけではありませんが、森永さんは、名主計局長として、

國の財政、膨大な予算についていろいろ御苦心されたわけですが、民間なんかになりますと、なかなか簡単に一名の役員もふやせないような形になっております。どうも國家事業というものは直接自分の腹が痛まないから、やはりこういうような傾向が徐々に見られるので、私は特にこういうことについては非常に残念だと思ひわけでありまして。それからわが党の委員からもいろいろ投資の問題について話がありましたが、私がブラジルとアルゼンチンへ行きました感じましたことは、たとえば石川島造船の工場を視察していろいろの話を聞きました、その一番大きな悩みは、せつかく親会社から投資されて、そしてブラジルで事業をやっている、利益があつても本國に送金は一割しかさせられない、これではたいへんだという不平を聞いてきたのである。そういう事實は各所にあると思ひますが、そういう点はどうかどういふように考えておられますか。

○鈴木説明員 ブラジルの例は、向こうの外貨事情が非常に悪いものでございしますから、送金をさせないでクルゼイロのままで置かせているわけでありまして。したがつて、これは向こうの為替管理法の問題でございします。

○佐藤(觀)委員 為替管理法の關係があることはわれわれも知つておりますが、しかし、いまブラジルへ投資をして、そしてすぐ利益をあげようと思つても、それはなかなか簡単にはいかないと思ひます。だから、私は考えたのですが、やはりある程度まで、五年なり十年なりは投資をするなり國でプールをして、そしてそこで内地の親会社に対する処理をする方法が必要

じゃないかと思ひます。日本人は短兵急でありますから、行つたらすぐ利益を國へ持つてこようとするが、他の諸國ではこういうふうなことはやらない。ところが、日本では持つていったらすぐ利益をこつちを持つてくるというふうな、こういう形をとること、これは長い目で見ますと、日本の將來の海外発展という見地から非常にみじめだといふやうに考えておりますが、その点はどうかいふやうに考えておられますか。これは銀行局長からでもあなたでもいいですから、お答えを願ひたい。

○鈴木説明員 もちろん國の全体のあり方としていろいろお考え方もあろうかと思ひますが、何ぶんにも出ますのが私企業でございしますから、私企業がやはり利益を全然あげないといふやうなこと、對して、どれほど興味を持つかという問題もあるわけでございます。

○佐藤(觀)委員 しかし、國家がブラジルに投資をする、——ブラジルに進出してはいる会社はたくさんございしますが、しかしそういうものを認めた以上は、やはりこれが成功するように初めから考えられたと私は思ひます。そういう点については全然當てずっぽうにやつてはいるわけではない。おそらくこれらの会社がブラジルならブラジルへ投資をするという場合には、やはり國がそれだけの金をある程度までカバーするといふやうな——金をただやるのではないですよ。けれども、こういうふうな財政の關係とかあるいは經濟協力基金の關係でやつておるのだからして、すぐ利益があがらなければあとのことはどうなるかといふことも問題になつてくると思ひますのでござい

すが、こういう点については一体どういうふうになっておりますか、承りた

いと思ひます。

○高橋(後)政府委員 ブラジルの例は私は少し極端な例であると思ひるので

す。というのはブラジルはかつてはそ

ういうことは全然言つていなかった。

外国からの企業の進出は大いに歓迎す

る、つまり外資導入とか企業の進出を

と、しかもそれらを優遇しますと

いふことを言つておつた。だからこ

そ各国の企業が、将来の地盤を確保す

るという意味において行つたんだし、日

本の企業も今日のような取り扱いを受

けようとは思つていなかった。ところ

がその後大統領が変わつてみたり、い

ろいろインフレの高進がますますひど

くなるということから、たてまえ上は

一割の配当くらいは送金させることに

かと思ひます。そういう点において、

日本の企業自体がそういうふうにおきま

自身の基礎も強固でない今日におきま

しては、そういう為替上の不利益、リ

スクをあておかしして新規に進出する

という可能性はほとんどないのじやな

いか、それをまた政府がめんどうを見

てやる、その金をドル資金なり円資金

をあわせて政府のほうでめんどうを見

てやるというふうなところまで、そ

ういふ国に対する海外投資をわれわれ

さらに奨励していかねばならぬか

どうか、多分にこれは一考を要する問

題でございまして、そう軽率には認め

るわけにいかないのじやないかとい

ふうな感じがいたします。

○佐藤(観)委員 何か、すべての責任

がブラジルのインフレばかりにあるよ

うに言われますが、その隣の国のアル

ゼンチンはデフレで非常に困つてい

るわけだ。アルゼンチンは御承知のよ

うに日本の企業ではニッケの工場以外

に進出していません。これはまた政治

の不安がありますから無理もないので

ありますが、ブラジルではどういふ約

束でやられたという詳しいことは私は

わかりませんけれども、少なくとも相

当多くの日本の商社が進出して工場を

持つておるのであります。そういう点

について、国として一体どういふよう

な方針で将来——南米のいろいろの指

導ということはよくわかりませんけれ

ども、しかし、事業というものはやは

りある程度までの永続性のあるもので

ありますから、それについてはある点

まで国の補助がなければやれないとい

ふふうな不平をたくさん聞いてまいり

ましたが、現在のアルゼンチンに対す

るいろいろな投資の問題についてはど

ういふふうになっておりますか、何い

たいと思ひます。

○鈴木説明員 アルゼンチンは御承知

のとおり、昨年でございましたが、過

去の対外債権が支払えないということ

で、各国で集まりまして半分ばかり債

権を繰り延べをしたような状況であり

まして、外貨事情も決してよくない

ういふふうになっておりますか、何い

たいと思ひます。

○鈴木説明員 アルゼンチンは御承知

のとおり、昨年でございましたが、過

去の対外債権が支払えないということ

で、各国で集まりまして半分ばかり債

権を繰り延べをしたような状況であり

まして、外貨事情も決してよくない

ういふふうになっております。そういう

ことで、われわれとしては、アルゼン

チンに対する海外投資というものは絶

対にいけないということを言つてい

るわけではございませんが、非常に慎重

であるわけでございます。

いまお尋ねの進出企業がどれだけあ

るかという点になりますと、非常に

金額の少ない、あまり条件が長くな

らないようなもので、確実に回収でき

るというふうなものについては若干の考

慮をいたしておりますが、現在、そ

う積極的に投資をするような段階では

決してないというふうな考へておりま

す。

○佐藤(観)委員 車両なんかは非常に

困つておるといふ話ですが、そういう

話はありますか。

○鈴木説明員 私はよく存じておりま

せん。

○佐藤(観)委員 それからきよりの新

聞で見たのですが、先ほど小松委員か

ら山崎のなといふことがございま

したが、これは別に、だいたい不安定

であるアラビヤ石油ですね。これは今

度初めて一割も配当するということに

なつてきておるのであります。アラ

ビヤ石油に対する投資額はいろいろ

うになつておりますか。これをちよ

とお尋ねしたいと思ひます。

○高橋(後)政府委員 アラビヤ石油に

対しましては、当初融資承諾額七十億

円でありました。その後の分を入れまし

て、承諾額の合計は百七十億円にの

ぼつております。実際の貸し出しの残

高は、その後回収もございまして、

昨年末で百四十四億圓が融資残として

残つております。しかしこれは当初非

常に危険と思はれた事業でございま

したのに、きわめて順調な経過をたど

ております。今後また再び増資をいた

しまして、こういった借り入れ金の一

部を返済するという計画も持つており

ます。そういう増資をいたしますにつ

きまして、せっかく利益もかなり計

上できる段階になりましたので配当を

開始した、こういう実情でございま

す。

○佐藤(観)委員 ちょうどアラビヤ石

油がそういうふうな成功を見た、これ

は長い間に初めてできたのですが、事

業というものは運、不運もあるし、ま

たある場合にはこういうものが成功す

る場合もある。ブラジルの場合は何か

が、国家の協定があるのかもしれない

が、国家の協定というものは国内にお

る者はいけれども、こういうように捨

て子になるような心配が現実にあるの

じやないかと心配しておる。ウジミナ

スの問題は先日伺いましたから言いま

せんけれども、そういう点について何

か欠陥があるのじやないか。これは政

治的な問題でありますから答へにくい

かもしれませんが、やはりせ

かく出したものを見殺しにするような

形が出るのではないか。先日金融小

委員会ではいろいろ現状を訴えられた

のですが、私たちは初めて行つたのであ

りまして、一週間足らずしかおりませ

んでしたから、そういう点は詳しくわ

かりませんけれども、せっかくあのく

らい日本人に対して好意を持ち、また

五十万に上る日本人がおるようなあ

い土地で、もしこれがうまくいかな

いとなれば、再び日本の投資の問題は

取り消しになるのじやないかという感

じがいたしますけれども、これは向

うの為替政策とか金融政策について

は、日本から見ればいろいろ問題があ

るかもしれないけれども、ブラジルな

らブラジルに適當な経済政策をやつて

おるのであつて、そういう点のいろ

ろな細部の問題は何とかうまくいく

うな方法はないかといふことを考へて

おります。これはむしろ政務次官か大

臣に話すべきことですが、高橋さんど

ういふふうにお考えになっております

か。

○高橋(後)政府委員 ウジミナスの問

題につきましては政府も当初から関係

してございまして、一つの国家的な考

えも織り込んで始められた事業であり

ますので、先日輪船總裁からはつきり申

しましたように、經理にきわめてずさ

んな面があるように思ひますけれども

も、ともかく第二期工事までは完成せ

しめるといふ基本的な態度に変わりは

ありませんし、今後できるだけ早く工

場全部を完成させるように努力したい

と思つております。

そのほかに、石川島ブラジルその他

十数社ブラジルに行つておりますが、

この間いろいろコンプレッスを承つて

おります。何か日本に向けて送金をし

たいけれども、それが許されない、利

益としては非常にたくさん出るけれど

も、向こうの税法が再評価をどんどん

していかなければ資本は相対的に過小

になる、資本食いつぶしになるわけだ。資本食いつぶしの形で多額な利益が出た、それに高率の税をかける、こういうことをやるようではたまたまないというので、そういう現地の情勢を訴えられたと思います。私も別にこれは悲惨な状態にあるというわけではなくて、形の上では利益のあげておるのだが日本とのつながりが切れたような形である、そういう状態でありまして、親会社のほうはさらに積極的に工場の拡充その他に資金をつぎ込んでくれる望みがない、こういうことであらうと思いますが、これは親会社に強制するわけにいきませんので、親会社のほうなどで、もう縁が切れたような感じを持たないで、もう少し現地の情勢を許せばもっと投資を追加したい、その投資金融が輸銀の金融ベースに乗るといふことでありますれば、これはあえて禁止するといふ考えはとらずに、採算の十分とれるものであれば認めるという考え方も私たちは持たなければならぬと思っております。しかし実際問題として、為替局あたりで投資案件は一々チェックしておるわけですが、これが日本の国際収支その他から見てどうかということ、つまり返済が全然ないということになりますとそれは投資しつばなしになりますから、あまり甘いことを申すことはできませんが、全く縁を切ってしまったような状態で放置しておくという考えはございせん。

○佐藤（委員長） 通産大臣が来られますが、松平君が質問するので、最後に森永さんにもう一つ伺っておきたいと思ひます。

私らの考えでは、輸銀の投資の面がどうも総花的で何か一定の線がないではないか、そのときそのときの状態をやっておられるのではないかと気がするのですが、その点について、あなたのほうは、こういう機関があり、こういう政策を持つてやっておるというような案があるだろうと思ひますが、そういう点はどうかですか。

○森永（説明員） 私どもで担当いたしております融資は、輸出金融、投資金融、輸入金融といろいろございまして、いずれも今日の段階では政府の許可を受けた案件について融資するといふようなことになっておまして、まず商社なりメーカなりで政府の許可が受けられるかどうかという問題が先行するわけにございまして。私どもは、許可を受けた案件につきましても、それが融資に適するかどうか、適するとしてどういふ条件を与へべきかというようなことで実行いたしてまいっておりますわけにございまして、今後開放経済と申しますか、自由化と申しますか、だんだんそういう政府の許可の面が縮小されて、私どもが自主的に判断をしなればならないような面が多くなつてくるのではないかと。いまからそれに備へまして、私どもは、自主的に事柄を処理し得るようになり、かような気持ちで部内を奮勵いたしておりますのが現状でございます。御質問に對しましてお答えになつておるかどうかかわからないのでございまして、私どものいまの気持ちはそういう気持ちを持つておることを御了承いたしたいと思ひます。

○松平（委員長） 松平忠久君。

○中山（委員長） 通産大臣がお見えになりましたので主として通産大臣にお伺ひしたいわけにございまして、関係各省にもまたがりますからその点にも触れるわけにございまして。

いま問題となつております開放経済に向かつていくといふこの状態のもとにおきましては、輸出金融並びにこの投資金融がかなり出てくると思ひます。日本がDACにも入り、さらにIMF八条国移行、OECDという問題になつてまいりますと、ますます投資金融といふことに重点を置かなければなりませんけれども、現在の日本の機構といふものは投資金融に対するものろの政策といふものが統一を欠いており、機構的にも整理されておらぬように思ひます。そこでいまここで議題になりましたようなブラジルにおけるああいったような国策の変化といふことによつて、投資が途中で中断をし、その果実についても保証も何もない、こういうことになるわけにございまして。したがつて、これらの問題を今後考へてみると、たとえばそういった投資融資に対するいろいろな政策を考へてみると、一つはいま申しました投資の保証制度といふものがあるよりよく確立されていまいないところにあるように思ひます。そこで今日世界に行なわれていける方向としては投資保証条約といふものが一つあり、もう一つ国内の制度としては投資保証制度があると思ひます。そこでこのブラジルの関係におきましては投資保証条約はアメリカのような保証条約をつくれればよいのであるけれども、それは今日ブラジルでもって反対をしておる、こういうことも聞き及んでおるわけにございまして、私はまず第一にお聞きしたいのは、イギリス型の投資保証条約、アメリカ型の投資保証条約がございまして、これからは低開発国の援助を増強していくといふことであるならば、その条約的な考え方に立つところの保証制度といふものをやはり日本は考へていかなければならない、こういうふうにおもつておるわけにございまして、この点については最初に外務省の見解を伺つておきたい。

○西山（政府委員） 現在日本は、通商航海条約の交渉その他を通じて各国と交渉をいたしておられますが、二国間の投資保証条約といふものはさしたるの措置としては考へていないのであります。と申しますのは、現在いろいろの問題のある国はそういう協定をやりまして、事実上投資の保証をやるような経済能力がない国が多うございまして、はたして實際的に有効かどうかといふ点は若干疑われる節があるものであります。目下DACあるいは世銀が考へております多数国間の投資保証協定といふものが研究されておりますが、これにつきましては相当のメリツトもございまして、真剣に日本政府として考へておる次第でございまして。

○松平（委員長） 二国間の投資保証条約がでないといふのでございまして、ブラジルのような外貨が不足をして送金ができなくなつたといふので、一方的に国策として送金を送金させないようにした場合におけるいふゆる保証制度、保証条約といふものが今日アメリカがやつておる保証条約であらうと思ひます。すなわちそれだけのものを日本政府が保証して、そうして現地の通貨として向こうに積み立てておいて、その現地の通貨として積み立てておいたものは現地のまた開発に使う、こういうことは一体どうしてできないのですか。

○西山（政府委員） この点につきましては、具体的にその点を掘り下げて研究すべきだと思ひますし、あらためて研究の結果御説明申し上げたいと思ひます。

○松平（委員長） これは国内の制度ともちろん関係があるわけにございまして。国内の今日の投資保証の制度と関係がございまして、これとのおららには関係がございまして、いまのような保証制度といふものを考へていかなければならぬと思ひます。そこで通産大臣にお伺ひしたいのですが、あなたが知らなければ下僚の方でもいいのですが、投資保証は今日一体どのくらい保険にかけられていますか、輸出保険はかなりの割合でおるよう思ひますけれども、投資保証はほとんどかけていないのじゃないか、こういう

ふうに思ひます。これは森永総裁にも聞きたいけれども、おたくのほうでは一体——まず先に森永総裁に聞きたいが、投資融資については投資保険にかけておりますか。

○森永説明員 投資保険にかかっておるものもございますし、かかっていないものもございます。

○松平委員 どのくらいの割合ですか、私はほとんどかかっていないのじゃないかと思つてゐる。

○森永説明員 大口のもの、たとえばフランス、アラスカというよりなものはかかっておりません。小口のもので若干かかっているものがあります。

○松平委員 そういふ程度だろうと思ふのです。そこでこれをかけない理由は一、どこにあるのかというところを考へてみると、これは通産大臣に考へてもらわなければならぬと思ふのです。今日の投資保険の制度というものは、かけるだけの価値がないからかけないのだ、企業の損失については対象にならないわけでありまして、投資保険は、企業損失が対象にならないような保険制度を今日そのままにしておいて、開放経済に向かうのだ、低開発国地域の援助にやるのだといつても、そういうことでは私はだめだと思ふ。そこで、投資保険の制度というものを考へながら、やはり同時に投資保証条約というものを考へていく、こういうことを整備して投資融資をしなければならぬといふ現在の状況のもとにおいてはだめだと思ふ。そこで通産省はどうして今までこれをほったらかしておくのか、いまだどういふふうに考へてゐるか、その点を通産大臣に伺いたい。

○山本(重)政府委員 ただいま投資保険は御指摘のように非常危険だけは担保されておまして、普通の企業危険は担保されておまして、実は外国の例などを参照して現在の制度をつくつたわけでございますが、大体各国とも非常危険だけが対象になつておるようになり承知いたしております。

○松平委員 国家と国家の間、いわゆる大企業の間におきましては、いまほどどこかかけていない。かける価値もないからかけないといふわけでありまして、けれども、問題は小さいものの進出についてであります。中小の進出についてはやはり企業も含めたところの損害の補償制度というものをしていかなければならぬと思ふ。そこでこの保険の拡大というのか、このことを一考考へておられるのかどうか、あるいは保険条件の緩和といふことを考へておられるのか、このことを伺つておきたい。

○山本(重)政府委員 ただいま輸出保険制度につきましては、全体といたしましてかねてから関係業界のほうからいろいろな要望が出ております。従来、の運営の実績から判断いたしまして、保険料率の引き下げ等につきまして、極力努力いたしまして、たぶん前回四四%引き下げたと思ひます。それから担保期限の拡大につきましてもかねてからいろいろ御要望がございまして、これは投資保険ではございせんけれども、普通の輸出保険につきまして担保期限はある程度拡大しようといふので、実は今度の国会にもその点改正をお願いいたしたいと思ひております。全体といたしまして許す範囲で保険の制度を充実させまして、輸出なり投

資が活発に行なわれるようにいたしたいと存じております。

○松平委員 ただいまの答弁では、輸出保険についてそのことを考へてゐるが、投資保険については考へていないといふ印象を受けたわけでありまして、そのとおりですか。

○山本(重)政府委員 今回お願いしようと思つております改正法案につきましては、とりあへず輸出保険のほうだけ考へております。

○松平委員 通産大臣、これは閣議であまり問題になりませんか。私はこういうことはもう少し早く準備をしておくべき性質のものではなからうかと思ふ。したがって投資保険に對しましては、輸出保険同様に領域を拡大していくといふことで、そして不慮の損失といふか、そういうものをカバーする制度を整備していく、こういうことではなからうかと思ふ。お考へはどうですか。

○福田(一)國務大臣 開放経済体制へ向かうわけでありまして、それは開放経済体制といへば資本の自由化が原則になるのですから、向うから入つてくる、こつちからも出ていく、こうでなければならぬ。向うから入つてくるほうはかなり神経質に考へておるのであります。出ていくほうは、いままでのところは大きいウジミナスのような問題は別として、あとはわりあいにそう大きいものはたくさんはなかつたと思ふのであります。それから、出ていってもあまり保険もかけていなかった。かける価値がないからかけなかったといふこともありすが、危険をおかしてまでというものは、よほどの自信がないと出ていっておらな

かつたと思ふのであります。しかし仰せのように、今後日本が自由化をして、ほんとうに向こうからも来る、こつちからも行くといふ形になる以上は、私はこういう制度は順次整備をしていくべき筋合いのものであらうと思ひます。

あなたから閣議で問題にならなかつたかと言われて、ちよつと恐縮するのですが、閣議で問題になつてはおりません。しかし御説ごもつともございまして、ひとつ十分今後研究をいたしてみたいと思ひております。

○松平委員 私は、日本の海外投資に關する機構は、どこが何をやっているのかちよつとわからぬやうなかつた。今日あるのではなからうかと思ふのです。先ほどもここで問題になりましたが、輸銀もあるし、海外経済協力基金もある、あるいは技術関係の公的な組織されて、外務省の所管にあるといふことで、各省ばらばらでやつておるわけでありまして、そこで事務当局の段階においては、海外協力関係の會議があつて、そこでいろいろな意見の調整をしておるといふやうなことを聞いておるのですが、政府自体は、將來海外経済協力といふものに対して、あるいは投資といふものを考へて、経済進出といふものについて、どこかで中心になるような機関の整備というか、連合体なら連合体でかまいませんが、そういうものを何かつくつてみるやうなお考へがあるのですか。

○福田(一)國務大臣 先ほど申し上げましたように、はなはだその面における法制の整備といふものは行き届いておりません。いま御質問のあつた趣旨

も含めて、ひとつ研究をいたしてまいりたいと思ひます。

○松平委員 ただ研究といふことなんであつて、まことに頼りない話だけれども、これはやがてやせざるを得なくなると私は思ふのです。だから、いま申し上げておるわけです。

もう一つ、私はこの際伺つておきたいのは、こつちのたいわゆる保護措置と同時に、もう一つ大きな問題といふものは、日本側の過当競争にあると思ふのです。輸出につきましては、今日輸出入取引法等によりまして過当競争はある程度押さへるということができた。ところが投資融資については、この機能というものがあつたのかないのか私にはよくわからない。いままでは為替局でやろつとすればできないことはなかつたと思ふのです。しかし今後これは、これははなはだしいといふことになるならば、いままで以上の過当競争といふものが行なわれてくるのではなからうか。二重投資、過剰投資といふものが海外において行なわれてくる。しかも海外におけるその国の政府を日本がコントロールできないから、その国の政府なりそれと結びついて、そして無理やり日本の資本と一緒にして、過剰投資といふものが今日行なわれてゐると思ふのです。たとえばタイ国においては、亜鉛鉄板の合弁会社を、一社あればいいのにかかわらず、二社つくつた。初めは、たしか木下産商が何かとやつた。その次は三井と伊藤忠がやつた。しかもその設備は、二つの工場の設備を合わせますと、タイ国の亜鉛鉄板は全部まかなえるのみならず、タイ国付近の亜鉛鉄板も全部まかなつて、なおかつ五割の過

エチオピア等におきまして、一種の過当競争の傾向がございます。しかしながらこれの実際の措置といたしましては、国内の需要と参加する各社の生産設備能力というものを研究いたしまして、現状におきましては国内の需要を充足する程度で、投資連籍会議において認めておるわけでございますが、潜在的には、先に進出しました各種の会社が生産能力を拡張しまして、事業をもっと少し拡張するという機会がはばまれてくる、こういう問題がございます。私どもといたしましては、今後と

○山本政府委員 対外投資につきましては、御存じのように各省の間に連絡会議がございまして、事実上そこで相談をして処理をいたしておるわけでございまして。対外投資の場合に通産省が関与いたしておりますのは、いろいろな関係がございすけれども、たとえば多くの場合に、対外投資をいたします場合には、物を持ってまいりますので、これは輸出になるわけでございす。それから何と申しましても、海外に行かれる人は、大体内地で事業をしておられる人でございますので、内地

ますと、それはできなくなりますね。

○鈴木説明員 八条国移行後もできます。

○松平委員 どういう根拠でそれを言えますか。外資法の改正ということが今日いわれておりますけれども、その根拠になる条約の条文というのはどうもいうことがありませんか。

○鈴木説明員 海外投資はいわゆる国際的な資本取引でございますから、これを規制することはIMFの關係になんては何ら差しつかえないわけでございます。いずれOECDに加盟いたします。

も生産能力があるというのにもかからず、どうして大阪造船に許したのか。

○鈴木説明員 大阪造船の件については、それをつくつてもタイ側の需給らいつて何とかなる、こういう考えでできたのでございます。

○松平委員 全くそれはでたらめでさね。私が現地で調べたことと違つて全くでたらめである。どこからそれが引いてきたか。私の聞いている範圍はそんなじゃない。そうじゃなくて、サリットの親戚がつくるからしよがなくてつ

まかなつておつたわけでございますが、現地での強い要望がございますので、それを日本と協力して現地で生しようというようなことで、本件の備の輸出を許可したという次第になつております。現在の生産状況は社会計——このうち大阪造船関係はまだに試運転中でございますが、七万トン。現在のタイ国における亜鉛鉄板需要に対してそれがどういう関係にあるのかという問題でございますが、休年間平均一〇％くらいの需要の伸がございますし、また輸出も若干期

できますので、この三グループ程度でございませう。極端なる過剰投資とも思われぬのではないか。なお、この第三グループがございまして、

は、たゞいまお話がございましたように、タイ側の強引な案が出てまいりました。その中に日本が割って入って、原料になる板の供給の確保をはかるほうが、むしろ日タイ通商関係からいって得策だというふうな考え方もそこに加わっておったようでございます。もちろん率も上げてございまして、一五〇程度の低い率になっております。いづれにいたしましても、しかし通常シエラが多過ぎるという御批判があるかもしれない。今後の投資の案件を審議する場合には、私どもの銀行といたしまして、それらの点についてはなお一そう十分気を付けて当たりたい、さように考えます。

○松平委員 森永さん、なかなか答弁がうまいから、私あまり追及しないことにしたいと思っておりますが、私は現地の両方の工場に行つて見て、両方の工場のキャパシティーを全部知つておいて、その伸びも現地で聞いてきておいて、そこで、日本の鉄鋼業界において当時これは反対なんです。もう一つ大阪造船をつくることは反対なんです。反対という空気は日本ではほとんど全部が反対なんです。ところが大阪造船が、こちよこと行つて、そうしてサリットの親戚というのと話を許可をとつてきてしまつた。もし日本に許可を与えなければ外国とやるのだ、こりうふうにおどされて、それでやつてきたというのが真相なんです。ですから私は、あなたの方の報告というものはどこからきたか

知りませんけれども、それは曲げられてきている、こりうふうに思ひます。

そこでお伺いしたいのは、通産大臣にお伺いしたいのですが、先ほど私が申し上げましたように、一つの何といひますか、仕組みのようなものを考えてみる必要があるのではないかと、いま政府には連絡会議のようなものがあつて、そうしてそこできつたのをそれぞれの各省の権限に基づいてやるというふうなことをおつしやつておりましたけれども、もうちよつと高級な權威のあるものをやはりつくつていく必要があるのではないかと、そうでなければいけません。いま申し上げたような過剰投資、そういったものが相変わらずやられて現行制度のもとに繰り返されていくと同じようなことが私は出てくると思つて、輸出については大体通産省でやつておられるから、何とかして過剰競争ができないような一つの制度を考えて、そうしてそれを実行に移していく場合においてもまあある程度実行ができると思ひます。しかしながら投資については、全然いまのところ専管している省がなくて各人かつてなことをやつていくというふうな印象しか私は受けておられないので申し上げるわけでありまして、通産大臣の國務大臣としての見解を承つておきたい。

○福田(一)國務大臣 先ほど私が調査をすると言つたら、調査とは何だというふうなおしかりをかへつていただいた。私はあなたに調査を申し上げたときも、決して軽い意味で申しているのではない。なかなかあなたがいいところを突いていて、いろいろいいお話を承つた、ひとつこれは十分研究してみる価値がある、こりう思つて実はお答えをしたつもりでございまして。ただいまの周題にいたしましたも、先ほど私が申し上げましたが、開放経済体制というのは、向こうからもくる、こちからも出るというのでありますから、向こうからくる分についても十分注意しているが、こちから出る分についても十分考えてやる必要がある。それについていままでのような機關で十分であるかどうか、またさういふ過剰競争が起きるというふうなことは、これは極力避けなければなりません。むだなことをやります。あつたといひましたこともむだなことである。だからさういふことを避けられるような統一的なものを考えるというところは、私はけつこくなことだと思つておるのであります。ただ、どういふ形であつてやるかというところは、これはひとつ今後研究をさしていただきたい、こりう意味で申し上げておるということを御了解賜りたいと思ひます。

○松平委員 大臣の御答弁であります。ほかのほうの省は一体どういふことを考えておられるのかというところをこの際伺つておきたいと思ひます。これは大蔵省と、ここにおられるのは外務省でございまして、この省では一体どういふことを考えておられるのか、この過剰競争を防ぐためにどういふ仕組みを新しく考えるというお気持ちがあるのか、あるいは現行で、ただ、いままでどおりやつていくというのか、何かこの際意見があらましたら発表しておいていただきたい。

○西山政府委員 ただいまのお話は、われわれとしましては現在の対外投資のいろいろの点が、よく日本の対外投資の実施にあたりまして、支障のないようという点から非常な関心を持つておりまして、現地の事情をよく反映し、またそこが起らないような形で今後の日本の対外投資が円滑に進むことができるような仕組みと申しますか、措置と申しますか、さういふものができていることを目ざろ考えておりますが、具体的にはいかなる仕組みにしていこうかということにまだ達していない次第であります。

○鈴木説明員 先ほど申し上げましたように、現在投資連絡会というものを開いておまして、最終的には大蔵省で認可をしていくわけでありまして、私も松平先生がおつしやいましたように、過剰投資が起らないように、もし日本のあまり豊富でもない国際収支の外貨準備等を圧迫するといふようなことはもちろん好ましくない、極力さういふことがないように進めていくべきだ、こりうふうに進めていくべきです。具体的な方策としては、もちろん現在でも私も自分としてもやつていくつもりでございまして、よそからごらんになると非常に足りない点もあるかと思ひますが、今後検討していきたいと思ひます。

○松平委員 私は通産大臣に対する質問を終わります。

○山中委員長 では通産大臣御苦勞さまでした。

○松平委員 森永さんにちよつと小さいことを伺つておきたいのですが、さつきも出ましたけれども、輸出金融、投資金融に対する担保のことをこの際伺つておきたいのですが、先ほどのお話によりますと、信用状等を大体担保にしておる、こりうことである

ますが、投資金融なんかの場合には、一体どういふふうになつておりますか。その辺の担保の実情をこの際聞かしていただきたいと思ひます。

○森永説明員 本行融資の八五〇くらゐが輸出金融でございまして、輸出金融につきましては延べ払いと申す相手方の年賦で払います、あるいは月賦等で払います資金の裏づけが、LCなりLGなりで行なわれている場合が大部分でございまして、本行の融資もさういふLC、LG等の外貨担保がついておる、それが大部分でございまして、原則としてさういふ外貨担保を徴することゝしていただいております。ただ例外的に船舶の場合には、国際慣行といひまして、船そのものが担保になるわけでございます。つまり船舶の換金性といふこともございまして、したが

いまして本行の融資の場合にも、第一に本船を一定の掛け目によりまして担保に供し、足らざることをLC、LG等ないしは他の船舶、添え担保の供給によりましてカバーいたしておるわけでございます。これは対外的な面でございますが、対内的には多くの場合、輸出保険の付保を条件として付しております。

投資金融につきましては、LC、LG等によりまして外国の銀行等の保証を求めることが困難でございまして、多くの場合、もしそれが合弁会社の設立のための投資金融といふことでござい

ますれば、その株を第一次的に担保に供し、さらにこれだけでは不安でござい

ますので、融資を受けました者から国内における物上担保あるいは有力なる保証人の保証を求める等万全の措置を講じて融資をいたしておる、それが

現在の事情でございます

○松平委員 融資条件について何っておきたいと思うのですが、利息は四五厘以上ということにはなっておるけれども、現在平均して約七分ぐらいになっておりますか。

○森永説明員 輸出金融、投資金融、輸入金融、全部をひくくめしました本行の資金の運用利回りは、四分四厘程度になっております。その中で特に輸出につきましては低い四分、これが圧倒的に多いものですから、全体としての利回りは四分四厘程度に落ちついております。

○松平委員 非常な逆さやのようなどころがあるわけですが、もう一つ伺いたいのは、一般の融資の期限です。最高のもはたしかに十五年じゃなかったかと思いますが、インド、パキスタンあたりをいうことですね。

○森永説明員 インド、パキスタン等に対して直接借款で貸し付けております融資の期限が十五年でございます。ミナス、アラ・バル等の長期建設を要するものにつきましては、例外的に若干長目の期限が定めてござい

○松平委員 私は先ほどの小松君その他の質疑応答を聞いておりまして、輸銀あるいは日本の政府全体かもしれませんが、投資金融と輸出金融というもののけじめといいますか。そういうものがはっきりしていないのじやないかと思うのです。いまお話を承つても、ミナスの場合は特別にこうだ、印借款はこうだといつて、条件はあまり変わつておらない。ここにやはり輸銀と海外経済協力基金の紛淆というやうなものが世間からはいろいろ言われてお

るのじやないか。そこでいま輸銀で考えておられる輸出金融というものの条件、投資金融というものの条件は、これは何によつて決定したのですか。

これは当分の間こういう方向でいくといふのであるかどうか。その点の根拠をひとつ伺つておかないといかぬと思ふのです。

○森永説明員 投資金融と輸出金融といふものは、もちろんこれを固然と区分いたしまして運用をいたしてあります。先ほどアラ・バル、ミナス等について例を申し上げましたが、これは投資金融でなく輸出金融の分の期限を申し上げたわけでございます。一般的に申し上げて投資の金融につきましては、これは本来投資者の自主的責任においてなされるべき面が非常に多いわけでございますので、一般の輸出金融は四分の利率で融資いたしておりますが、投資金融につきましては原則は七分、しかも本行が融資いたします比率は五割、これが基準でございます。

〔委員長退席、坊委員長代理着席〕ただし投資金融と申ししても、投資した資金で日本からの設備等の輸出がまかなわれる場合、これは実質的に考へますと、輸出金融と効果において何ら異なるない役割を果たす場合があるわけでございます。そこで、従来はこういうものにつきましては七割、融資比率五割という画一的な条件で処理いたしてまいつておりましたのを、昨年来、各案件の性質によりまして、それが日本からの輸出に貢献する度合いであるとか、いろいろなファクターを考慮に入れますと、画一的でなく弾力的に処理し得るような体制を整えまし

て、今日では投資金融は五分五厘ないし七分の幅で運用される、そういうたような幅のある運用に改められております。

○松平委員 銀行局長に伺いたいのですが、アメリカの輸銀とAIDとの融資条件その他の区別、つまりアメリカの輸銀の機能とAIDとの機能いろいろのはどういふところで区別されておるのですか。

○高橋(後)政府委員 私実際の法規その他をまだ読んでおりませんので、実際にやっておりますところから判断いたします。ワシントン輸銀のほうには日本の輸出入銀行の機能を、海外開発といふことも、海外援助的な意味も含めてもう少し広げたものだと考えます。AIDのほうは、これはむしろ政治的な意味での低開発国援助といふものです。アメリカはいろいろな形での海外援助をやっておりますが、そのうちの環として非常に長期、低利の援助をする、開発もさることながら非常に外貨事情に苦しんでおるような低開発国に対して援助をするというふうな色彩の濃いものがそこではないかと考えております。

○松平委員 私は、先ほどからここで問題になつておる輸銀と海外経済協力基金が合併したほうがいいとか悪いとかいふ議論が出ておる。この根本の理由といふものは、いわゆる機能が似たような機能を持つておるから、結局そういうことになるのじやないかと思ふ。もう少し機能をはっきり区別すれば、私はこれは区別した機関があつたほうがいいと思ふ。その機能があまりばく然としておるというやうなことがあるために、いろいろな議論が

出てくると思ふ。その点について、あなたは先ほどここで小松君の質問に對して、二つ機関を設置するにきまつた、将来はまだわからぬが、当面はそうなつたといふ、その根拠といふものは、やはり機能を区別してその上に立つての議論だろふと思ふけれども、二つにするといふふに今日考へるに至つたところの理由のやうなものがあつたと思ふのですが、それはどこに求めておりますか。

○高橋(後)政府委員 先ほど大体述べたつもりでございますが、その取り扱う案件につきまして、輸出入銀行は、それは中にインド、パキスタン等に対する借款もありますので、一がいに商業ベースのみといふふうには割りに切れないと思ひますけれども、根本的な骨格をなす仕事の内容はやはり普通の商業ベースに基づいた取引案件のめんどろを見る、それに対して海外経済協力基金は、それをつくりました當時からの発想法として、東南アジアのやうな外貨事情のいつも非常によくない国に對する援助的な意味を含めた経済協力だ。ですから資金としても全額政府出資によつておる。やろふと思へばかなりの――いまのわが国の實力といふものを全然考へないでアメリカと競争して、非常に長い低利の金を出すといふことはかえつて慎むべきだと思ひますけれども、しかしわが国の實力がもつと高められた場合には、いまそういうわずかず伸ばしてあります。が、とにかく普通の商業ベースでは考へられないやうなものでもあつてこれを取り上げて、わが国とそれら低開発国との経済關係の結びつき――これは然つておりますと、やはりほかの余裕

のある国がどんなそこへ食い込んでいくといふこともありますから、そういうものに対して東南アジアにおける中進国として経済開発に對して協力していこう。そのやり方につきまして先ほどいろいろ問題を指摘されましたが、しかしこれは初期のことでございますので、いきなり最初から政治的な意味を込めたものでスタートするといふのはよくないじやないか。そういうことから何かそのけじめが少しあまいじやないかといふふうな見方もございしますが、考え方としてはいま私が申し上げたやうなことでございまして、これを分けておくといふことは性格の相違もございします。またこれを一緒にした場合には、日本の輸出入銀行がまゐるきり商業ベースに乗らないものをどんどん扱ふんだといふやうな、過当競争の弊を自分でもたすやうなことをするといふふうに見られるのは困るんじゃないかといふこともございまして、協力基金を現在のまま独立の機関として存置するといふ考へになつたわけでございます。

○松平委員 過去の運営のしかたがやはり紛淆を来たすやうなことになるんじやないかとさういふふうにも私もお考へておるわけですが、あるいは経済協力基金ができる前に、輸銀一本になつたらいろんなこともやつただらう。今度基金ができたら、基金に移すべきものをそのままにしておいたといふこともあつたらうと思ひます。インド、パキスタンの借款のやうなものは、性格からいへば、海外経済協力基金のほうでやるべき性質のやうにも思へるわけですが、それは輸銀でやつておるといふんだから、その辺のところがごつちやに

なつてしまつておる様に私は見ておるのです。将来の海外投資が非常に盛んになつてくるといふ見通しの上に立つてみると、その辺のところをもう少し、運営のしかたがあるいは法律の手直しをするか何かして、二つ残すといふのであるならば、そこそこをもう少しはつきりさせるような方向は考えられないわけですか。

○高橋俊政府委員 理屈の上では分けられるものであります。確かにいまおつしやつたような政府ベースでの取りきめから生まれてくる輸出ですね、これは形は円借款となつておりますが、日本の資材が輸出されるに従つて実行されるというものでございまして、輸出には相違ないわけでございます。それが金額はかなり大きいわけでございますが、なおこれは政治的な取りきめといへばいえますが、しかし金利の上から見ても、平均金利としては、市中協調分を含めた金利ですが、五分七厘五毛、ちょうどこれはワシントン協定の金利も大体最近五分五厘あるいは五分七厘五毛程度でございます。そういう世界的な水準に合はして金利をいだけとすれば、償還について全く問題がないとは言へませんけれども、輸出入銀行が扱つてもあえて不適当ではないのじゃないかといふことで、金額その他のいろいろな条件等も考えまして、これは輸出入銀行一本で扱つておる。そういうことについて政府ベースで話し合いをしたものならば、それは経済協力基金でやるべきじゃないかといふふりになり、法制度を整備いたしますと、実際問題としてはそのまま実行できない場

合が出てきてしまふ、金額がどうであるかといふふりなことも影響します。輸出入銀行がやるのに適当でないと思われるようなもの、輸出入銀行の金融ベースに乗りがたいものをさらに協力基金がやる、一言にして申し上げます、そんなようなことになるわけでありまして、法制的に整備するといふ点につきましては、まだ若干検討の余地もございまして、まだはつきりした経済協力基金の形が実行上整つていない、もう少しやつてみないことには、どういふものでございませうかといふ点がやや固まつておらぬといふことであります。

○松平委員 森永総裁にお伺いしたいのですが、輸銀の経済のバランスといひますか、こへ出てきただけではまだわからないのでございます。第一にお伺いしたいのは、貸し倒れ準備金といふものがここにあらはれ、貸し倒れ準備金と、いままで貸し倒れの件数はどのくらいあつて、どのくらい損失をこうむつたか。

○森永説明員 昨年の三月末現在で、貸し倒れ準備金の額はたしか五十二億であつたと存じますが、この貸し倒れ準備金をもつて処理いたしましたような案件は一件もございせん。

○松平委員 私も一件もないようなことをちよつと聞いておつたのですが、この貸し倒れ準備金といふものは、これは法定ですか。

○森永説明員 業務方法書で定めておられて、貸し倒れ準備金の繰り入れ率につきましては大蔵大臣の認可を受けておる、そういう性質のものでございませう。

○松平委員 業務方法書であるならば、貸し倒れが一つもないのに準備金が五十二億もあるといふことはどうかといふような気がするのだけれども、その辺はどの程度まで貸し倒れ準備金の限度のようものを考えておられますか。

○森永説明員 業務方法書と申し上げましたのは間違ひでございまして、政令で定められております。

○松平委員 銀行局長にお聞きしたいのですが、非常に成績がよくて貸し倒れが一件もないといふのが、政令では貸し倒れ準備金を千分の十ずつは毎年毎年積み立てることになつてゐる。これはどの程度まで貸し倒れ準備金がいふたら、その政令を直して、千分の五にするとか三にするとかいふことができるようになるのか、そういうことは考へておられませんか。

○高橋俊政府委員 政令上は確かに千分の十以内で、比較的手厚い貸し倒れ準備金が積めることになつておるわけでありまして、最近輸銀の成績が悪いといふのじゃない、出資と借入金との比率がだいぶ変化してまいりまして、スタートした当初は自己資本比率のほうが高かつた、それがだんだんに窮屈になつてきた。その結果、輸出入銀行が実際にはいふゆる利益は出さない。貸し倒れ準備金を積み前の利益率はきつめて低いものになつておまして、最近では千分の一・五といふような数

字になつております。ですから新しく積み立てる額としてはきつめてわずかなものしか積まれておらない。むしろ私どもの銀行局などの立場で申しますれば、千分の一・五といふのはいかに少ない過ぎるものではないか。もう少し余裕のある程度に出資をやつていただきたいのですが、何分にも財政の都合によりまして、ぎりぎりのところで決算をやつておるといふのが実情でございますので、いまの五十二億圓が絶対的な水準として多いか少ないかと申しますれば、むしろ少ないのじゃないか。ですからともまだ最高限度などを設けるような段階ではない。いままでのところ実際に貸し倒れはないといひまして、何分にもいろいろな国に対する投資であり、輸出でありまして、たいいていの場合には、これはどうしても返せないとはいへない、打ち切つてしまふといふことはよくやつていない、貸し倒れの措置はよくやらぬで、何とかほかの方法で取り立てるといふふうになつておりますから、ないだけのことではございませう、危険は相当考へられるといふふうに思ひます。

○松平委員 いま輸銀は、ことしあたりは幾らもうかるのです。そのうち幾ら積み立てて、経費は幾らかかるのですか。

○森永説明員 三十八年度の見込みでは償却前の利益金が六億六千四百萬でございまして、これは見込みでございませうが、そのほとんど全額を貸し倒れ準備金に繰り入れるということになつております。そのほかにも固定資産の減価償却等がございまして、償却後の利益金はゼロということになつてお

○松平委員 もう一つ伺いたいのは、さつきもここで議論が出たのですけれども、調査のことについて伺いたいのですが、パンコク、ニューデリー、カラチの海外駐在員、これは何をしておりますか。

○森永説明員 ニューデリー・カラチにつきましては、御承知のように円借款がありまして、これは大口もありまして、中小企業あての大口のもの等が相当ございまして、それらの問題につきまして現地の政府ないしは業者からの相談に應ずるといふ仕事が多分に多いわけでありまして、そのほか一般的なインド、パキスタン等の経済事情の調査もございまして、パンコクにつきましては、そういう特別の借款等はございませうが、一般的な経済調査事務のほか、特に最近はお口の投資案件が比較的にいろいろ多くなつてまいりまして、それらの問題につきましての事前調査なり事後の状況の調査なりといったような仕事を中心になつております。いづれもその国だけに限らず、近隣諸国もあつた経済状況の調査等も実施いたしております。

○松平委員 審査ですが、審査の実際のやり方といふものはどういふふうになつておられるのですか。これらの人々を使つてやつておられるのか、あるいは他の方法を考へておられるのか、その審査のやり方をお伺いしたいと思ひます。

○森永説明員 審査事務は本店の審査部で担当いたしております。東京で審査いたしておりますわけでは、あるしかし投資案件につきましては、あるいは輸出案件につきましても、相手先

の信用とかあるいは関係しておる銀行の業態とかいろいろ調査しなければならぬ問題が随時起こつてまいります。そういう問題につきましても、もちろん出先の駐在員をできるだけ活用いたしてあります。

○松平委員 そういふ場合に、輸銀から直接現場へ出張して調査するというようなことをやるようなケースがあるのですか。

○森永説明員 何分年間千件をこえる案件でございまして、その一々につきましても現地出張は不可能でもございまして、原則としてはいたしてございせん。ただし、問題のありますような案件、特に大口の案件等につきましても、必要に応じて事前にあるいは事後にしばしば現地調査も実行いたしてあります。

○松平委員 在外公館に委嘱しているとか何とかいうような、そういうような調査はやつておりますか。そうじゃなく、独自の立場でやつておられるのですか。

○森永説明員 在外公館のいろいろな資料等も活用いたしておりますが、私どもの出先機関は出先機関として独自の調査も実行いたしております。

○松平委員 さつき佐藤君が何った今度増員されようとしている理事、これは何を担当しますか。

○森永説明員 理事増員の機会に従来の分担を再検討いたしまして、今度の法案が通りますれば増員されます一名だけではなくて、全体の理事の担当の問題として検討いたしたいと思つております。

○松平委員 それはどういふふうな担当の構想か。つまり、構想というものは

人事じゃないですよ、事務分担というか、そういう……

○森永説明員 現在は複数の担当制をとつておまして、部ごとに原則として二名ずつの理事が担当することになつております。たとえば総務関係は二名、営業関係二名、審査関係二名、調査関係一名、監査、これは一名でございまして、そのほか庶務は一名、現在さういふ分担になつておりますが、理事の名前まで申し上げることは差し控えますけれども、それをこの際一名追加された機会に、人に即しまして、最も適当な体制になりますように担当を編成し直すことを考えております。

○山中委員長 武藤山治君。

○武藤委員 輸銀の總裁にひとつお尋ねしますが、今回の改正で大きな点は三つであります。これは輸銀のほうから、こういう点はこういふふうにあいに変えてくれという要求をして改正をするのですか。

○森永説明員 実際の法案編成に至る過程を申し上げますと、もつと広範囲につきましていろいろ検討いたしまして、全般的な改正を行なうとすればこうだという意見を申し上げたこともございまして、それは一つの過程にすぎません。最終的にはやはり大蔵省が主となつて今回の改正案が決定された、かようないきさつになつております。

○武藤委員 そういたしますと、今回改正をする第四条の改正については輸銀のほうから要請したわけですか。

○森永説明員 増資はもちろん私もお願い申し上げておりますが、その増資についていかなる規定の仕方をせら

れるかという問題は、これは大蔵省の問題でございまして。

○武藤委員 それでは大蔵省のほうにお尋ねしますが、第四条を改正するという理由を明らかに説明してもらいたいと思ひます。

○高橋(後)政府委員 簡単に申し上げますと、輸銀は借入れ金に対しては四分四厘の逆ざやの運用をしております。したがひまして、毎年必ず出資をする、こういうことになつております。これで毎年ということではなくても、ひんびんと増資を行なうような、政府の出資を必要とするような政府機関やこれに類する機関はたくさんございす。最近の立法例を見ましても、最初の資本金、出資金の金額はうたうけれども、その後は、今度提出いたしたように出資を行なうことができる、それだけ資本金の額を増額する、こういうふうな規定をして、また今回の輸出入銀行法の条文改正と同様な意味で、他の政府機関につきましてもお願いして、いるものがございまして、今度改めるものといたしましては、農林漁業金融公庫、北東公庫、公営企業公庫、医療公庫、こういった公庫につきましても同様な定めを改正することに大蔵省としてはきめたわけでございます。

○武藤委員 きめなければならぬという積極的な理由は何か。というものは、いままでの日本輸出入銀行は、昭和二十六年からずっと年々出資については法律で議決をする事項になつておるわけですが、そのつど国会の審議をわづらわして、われわれはそういう大きな輸出輸入銀行なら輸出輸入銀行の内部分

で、いろいろな問題についてここで質疑をすることができるといふわけですが、それを、そういういままでの長い慣例でできておつたものをなぜここで積極的に改正をしなければならぬかという理由、あなたの方の理由では一つのスタイルだ、新しく出てくる法律のスタイルと合わせるのだという趣旨しかないわけですが、そういうスタイルに合わせるためにこの四条を改正するのですか。もつと積極的な何か理由があるのじゃないですか。

○高橋(後)政府委員 何らこちらに思惑があつてのことではございませんで、予算の定めるところによりとあれは、予算には必ずこの金額が載るわけでありまして、予算の中に入つておりました、その点では十分国会の御審議をいたさなければならぬ。そのつど法文を書き改めるといふその必要はないのじゃないか。まあ法制上のあり方として、従来もそういう政府機関が統々とふえております。今回もまた大多数の、その後毎年出資を必要とするような、あるいはひんびんと出資をしていくものについては、予算の審議によつてその点は十分尽くされるはずである。今回などは、この輸出入銀行法の改正法はそれ以外の改正も含んでおります。それで十分に御審議を願うわけでありまして、単純に資本金を増額するといふ点だけでございしたならば、予算のほうですでに審議が尽くされるものと、国会の御審議を無視するわけではないと、そういうふうな意味でございまして。

○武藤委員 予算に關係するといふことはほとんどの法律が關係をするわけですが、ただ予算書の場合には膨大な

予算書、しかも予算委員会というところでさつと大きなところだけを審議して、こまかい問題にわたつては、實際上の国会の運営として見て審議はできないわけですが、そこで、従来のように、出資金を出すたびに、大蔵委員会に法律として一応出てくるということにより慎重な、民主的な審議になると思ひます。そういう民主的な審議権というものを一つずつ剥奪をしていくということとは、議会の権能を縮小することです。議会というものを行政府が毛織らないをして、少しでもやつらにやらせないほうがよいという考え方がひそんでおるわけですが、そこに、こういう法律事項というものはからはずしていくというねらいが私はあると思ひます。

従来の慣例でずっと十何年もやつてきたとおりやつておつて、何にも不都合ないじゃありませんか。何か不都合がございしますか。そこはどうですか。

○高橋(後)政府委員 その点は私は何ら不都合とは考えませんが、どちらかと申しますと、現在の改正前の体系をとつておるもののほうが少なくなつてきて、ほかのほうはみな予算できめればそれだけ増資になる、こういう規定に全部変つてきております。輸出輸入銀行だけを現在法制を変えないといふ点はどうかというが、そういうふうなことではなく、ほとんど全部を改める。その中の一環としてお考えいた

きたいということでありまして。

○武藤委員 国会という立場は、国民の代表として民主的な権利が集中されておる場所です。そういう場所でするだけ国民の税金というものが慎重に取り扱われ、しかも運営というものに

間違ひを犯さないというために、国会は慎重な審議権を与えられているわけですが、そういう審議権があつても、予算の膨大な中に入つて入れてしまつて、歳入会計もあるいは他の住宅公団も、一片の予算書の中に何百億という数字をばつと入れて、予算が通過すればそれで一切個々の機関に対しては審議をするチャンスがない。こういうことでは私はやはり議会の権能が縮小されるということだけは明らかだと思ふのです。さらに民主的な慎重な財政審議ということについても、それがそれだけ縮小されるということは否定できないと思ふのです。そういう点から私は、こういふような改正というものは、議会の立場からは好ましくない、こう考へるのです。その点について、こういう国会の権能が縮小され、あるいは民主的な財政審議というものが縮小されていくという傾向に対して、政務次官はどう考へますか。

○額納政府委員 お説もつともな点もあると思ひますが、先ほど銀行局長から申し上げましたように、簡素化といひますと少しあれですが、やはり年々やりやすくなるものにつきました。一応予算につきました。皆様方の御議論もいただくことができたのじやないかと思ひます。私は、大蔵省といたしましては、銀行局長の答弁と同意見でございます。

○武蔵委員 全く答弁不満でありますから、私は質問をこれで留保しておきます。官房長官もお見えになりましたので、あとの質問者にバトンを読むことにいたします。

○山中委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 官房長官御承知のよう、いま輸銀の改正法をやつておる

わけですが、実は総理に質問したかったのですが、総理が出られないというので、代理に来てもらったので、ひとつ総理になったような気持ちで御答弁を願ひたいと思ひます。

そこで、官房長官にお伺ひします。この輸銀も特殊銀行、特殊会社、いわゆる特殊法人になります。したがつて特殊法人をつくるためには法律を必要とします。現在、いま法律による特殊法人が幾つあるか御存じでしやうか。

○黒金政府委員 お答え申し上げますが、いま公団、公社等の数は二月一日現在行政管理局の資料で九十二になつております。

○田中(武)委員 九十二の特殊法人があるわけですね。この特殊法人のほかに、いわゆる人事天下りで役人がおられていくわけですね。一番多いのが大蔵、通産です。そこで他の各省もそれに見習つていろいろな事業団等をつくつていくわけですね。しまいに経済企画庁やあるいは科学技術庁あたりまでがつくつていくわけですね。

そこでこの特殊法人の中に、特殊会社あるいは公団、公社、公庫、基金いろいろあります。いろいろあります。この公庫とか基金とか会社だと、これは性格的にどう違ひますか、これは特殊法人の中に基金というのもあるし、事業団というのもある。公庫というのもある。公団というのもある。会社というのもある。これは一体どう違ひますか。

○黒金政府委員 そこまでは私つまびらかにしませんので、法制局から御答

をやるということをやらなかつたので

○黒金政府委員 こういふものは多く

は、そういう法律的な解釈をしてもらうというのではなくして、ともかく法律を出すときには、あなたは官房長官として全部を一応見るのでしやう。

調整するのではありません。そうしたときに、あまりにも特殊法人の設立が多過ぎるという感じを受けないか。法律を見てもちつとも変わらない同じようなものが事業団であつたり、基金であつたり、公庫であつたりするのはどういふわけですか。

○黒金政府委員 どう違ひんだというお尋ねを受けますと、非常に答へにくいのでありますが、公庫あるいは金庫あるいは基金というのは、その金を運営するといったような点に重点を置いたつかまへ方だと思ひます。公社あるいは公団、事業団、こういふものは、その事業を主としてつかまへておるようになつております。では金を使つて事業をやつておるじやないかと

言われれば、まさにそのとおりでございます。すし、どつちかというところ、その資金を中心に考へたものが公庫、金庫、それから基金、そういったものじやないか、非常にばく然として恐縮な答へであります。御満足いきますかどうか、そんなふうに考へております。

○田中(武)委員 とにかく、一定の法律を国会に提出するときは内閣を通る。そして交通整理をあなたのところ

でやるのでしやう。この国会でもそう

でしやう。いろいろな名前が出てき

ています。公団とか事業団とか

をやるというところをやらなかつたので

○黒金政府委員 こういふものは多く

○田中(武)委員 それじや法制局

○古國政府委員 ただいま特殊法人の

○田中(武)委員 それぞれの基準があ

○古國政府委員 ただいま私が答へ申

○古國政府委員 ただいま私が答へ申

○古國政府委員 ただいま私が答へ申

次に、公庫、金庫の区別でございますが、公庫、金庫は、先ほどお話のございましたように金融機関につけることが原則でございますが、そのうち公庫という名称をつけますものは、特に公共性の強いものでございまして、その予算、決算等につきましては、公庫の予算、決算等に関する法律の適用を受けるものを公庫と称してあります。

○田中(武)委員 もういいです。

○古國政府委員 あと、事業団、公団

○田中(武)委員 それぞれの基準があ

○古國政府委員 ただいま私が答へ申

○古國政府委員 ただいま私が答へ申

○古國政府委員 ただいま私が答へ申

○古國政府委員 ただいま私が答へ申

○田中(武)委員 官房長官、九十幾つ

の特殊法人、そのほとんどが役人上がりが行っているでしょう。そのきめ方はいろいろありますが、ほとんど閣議において了承の上ということが条件のようになっています。したがって、いま何人くらい行っているかわかりますか。

○黒金政府委員 これは実はことは調べておりません。昨年三月末で調べ

ましたもので、公団、公社の役員の数が七百七十八名でございます。いまお話のございましたように、政府がみんな任命するかと申しますと必ずしもそうではございませんで、あるいは総裁、副総裁と監事を任命し、理事は総裁が任命するものもございます。いろいろでございますから、このいろいろな任命の中で七百七十八名中いづゆる公務員の出身者が三百六十六名、四七％であります。

○田中(武)委員 大体半数ですね。そのうちいづゆる理事は総裁等がやるわけですか。——それで、主務大臣または内閣総理大臣が任命する人事については何人ですか。

○黒金政府委員 そこまでの区分で、政府任命の分だけが何人であるという何人がという調査は実はそこまでやっております。したがって、御必要ならばこのうちから選んでまたお答えいたします。

○田中(武)委員 できればそれも要求いたしたいと思ひます。

なぜこういふことを言うかと言ひますと、われわれは各国会ごとに、通常国会では少なくとも七、八つの特殊法人の法案を審議するわけです。だんだんふえていく。そうするとすでに特殊法人ができる前から何々局長が入るのだ、

そういうことが前もって言われておつて、というよりか、その人が在職中に入れものをつくつておいて自分が入つていく、こういうのがあるわけですね。

そこで、これは総理の代理として来てもらっているあなたにはちよつと悪いかもしれないが、輸出入銀行のこの法律の目的と中小企業金融公庫の目的の違いをちよつと……。

○黒金政府委員 それは「中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。」それから輸銀は必ずしも大企業じゃないので、日本輸出入銀行法の第一条には「日本輸出入銀行は、金融上の援助を与えることにより本邦の外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融を補充し、又は奨励することを目的とする。」おこたを返すようですが、大企業のみというわけでは決してございません。

○田中(武)委員 ところが実績——これは卜部委員が要求して出されたのですが、輸銀の貸し付け先一覧表、この上位二十社の中にいづゆる中小企業がございませうか。

○黒金政府委員 これは上位にはないと思ひますけれども、上位だけに貸しているわけではございませんので……。

○田中(武)委員 それでは総裁に伺ひますが、全貸し付け金額の中で中小企業基本法の定める中小企業に貸し付けられた金額は、全体に対してどのよう

な割合であるか。

○森永説明員 基本法のほうはたしか資本金五千万円または従業員三百人未

満ということございしました。私どものほうはそういう基準での統計はとっておりませんので、基準にぴたつと当てはまるものへの融資が幾らというこ

とはわかりかねるのでございませうが、資本金だけで申し上げますと、一億円以下の企業向けの貸し出し残高は総残高の二％、社数では二一％ということに相なっております。

○田中(武)委員 いまおっしゃったように、ほんのわずかでですね。官房長官、なぜ私が突如として輸銀と中小企業金融公庫の違いを申し上げたか、わ

かりませうか。

○山中委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○山中委員長 速記を始めて。

○田中(武)委員 輸銀は必ずしも中小企業は除かれない。なるほど法律一条の目的から言へば、中小企業を除いたことになつておられます。しかし大体輸銀は大企業向けである。中小企業金融公庫は中小企業である。金融という点では一致した点があるかもしれぬが、全然変わったものを対象とする特殊法人であります。

ところが御本人を前にしてどうかと思ひますが、森永総裁は大蔵次官をしておいて、そして中小企業金融公庫の総裁になつた。私が先ほど言つたように、特殊法人をほとんどつくつていつて、もちろんその特殊法人の中には、われわれが推進したのも必要で、われわれから推進したのもあると思ひます。だから特殊法人必ずしも悪いとは言ひませんが、しかし大部分はそうかと言へばそうではなくて、自分の入り込む、あるいは役人の入り込むは捨山

をつくりろうということも、これはあると思うのです。そうしておいてそこから出ていく。局長なり次官と言へば、ま

ず功成り名を遂げて、そして余生を自分と関係した、たとえば中小企業金融、たとえば住宅問題、こういうことでそれと余生を打ち込むというならまだ許せると思ひます。ところがその人が今度は中小企業金融公庫から輸銀へ栄転をする、住宅から道路——これは逆

だったかもしれないが、とにかく栄転をする。そういうようなことについては一休目のお考えになりますか。さらに中小企業金融公庫なりあるいは第一回目の入り場所のところで一期あるいは二期やつて数千万円の退職金を受けるのです。そして次にまた行くわけなんです。そしてそこで一期なら一期してまた退職金を受ける。しかも役人をやめるときに退職金あり年金ありますよ。一体一年に何回退職金をもら

うのがほんとうの退職金なんですか。この人たちは少なくとも三回以上退職金をもらつた、そうじゃないですか。だからいままで自分がやつてきたことに對して道路なら道路、住宅なら住宅、中小企業なら中小企業に余生を打ち込むというのならまだ許せる。ところが

がだれかどこかへかわつたあとに何々総裁を何々総裁に回す、官房流も一緒じゃないですか。そういうようなことについてどうおっしゃいますか。御本人さんがいらつしやいますから、委員長のことばもございしましたし、申し上げないことにいたしますが、退職金等がどうなつておるのか、それから給与はどうなつておるのか、中小企業金融公庫の総裁より輸銀の総裁のほうが権限も強い、したがって給与も高いと思ひ

ます。そういうことについて何らか配慮なされる用意はありませんか。

○黒金政府委員 私自身も役人上がりでございます。ちよつと私から言うのもいがかかと思ひます。私ども役人を救済するといひますが、老後のために特殊機関をつくるという

ことは決していいことではない。したがいては、そういうような目的のためにつくることは厳に戒めておるつもりでございます。同時にできました政府関係機関に理事者あるいは監事を任命します場合にも、もとより適材適所であり、役人をぜひ優先しようとい

うほどのつもりもございません。現に輸出入銀行は総裁は大蔵省出身でございますが、副総裁は日銀であり、理事のうちの相当数、過半数は民間の出身でございます。で得る限り適材適所、一番りっぱな人を、かように考えて選考いたしておるのでございます。

やはり多少弁解がましくなるかもしれませんが、純然たる民間の会社、銀行と違ひまして、政府の特殊機関にしておるといふことは、それ相應に公共性が強い、そういうような点からやはり官界出身の有能な方をお願いする場合が出てくる、これはやむを得ないことかと思ひます。

それから第二点の田中さんの御意見、一たん自分の関係しておつた道路なら道路に入つて、そこで理事から副総裁になり総裁になつていく、一生そこで余生をささげるといふことはい

が、転々することはおかしいじゃないか、私は全く同感でございます。したがいては、私どもはあらゆる機会に各省にそのことをお願いし、自肅自戒していただくようお願いしております。

すが、しかし例外的には非常に優秀な方でありまして、やはり前任者がやめた場合に、どうしてもこの人が一番適当だという場合には、やはりほかの政府機関から——そちらを決して悪いというわけじゃありませんが、無理してやめていただいて御就任願うというよりもまれにある場合があるかと思ひます。いま具体的にお話しする森永總裁の場合なんかはまさにその適例であらうと存じます。中小企業の總裁としてことに御適任であるのでありますが、さて輸銀のほうの總裁がおやめになる、そのあとにはどうしても一番御適任なので、中小企業のほうをやめていただいて、そうしてこちらにお願いした、さような関係でございます。

退職金の関係でございますが、退職金はおのおのつとめておつた場合に、そのつとめておる期間に相応しての退職金でございますから、これはダブるわけではないので、そういうふうな何回か転々することがいいか悪いかという問題、退職金の額についての御批判はございまして、一年つとめたら一年、二年つとめたら二年、そのつとめたのに対する退職金の制度というふうなもの、これは肯定してもやむを得ないのではないかと、かように考えます。

○田中(武)委員 片や一方の總裁であつて一期なり二期やる、職員の場合はやはり勤続年数だと思ひますが、役員の場合は大体一期、二期だと思ひます。そうして、それではずばり言つて、大体こういう特殊法人いろいろありまして、Aクラスのところまで一期やつた總裁が、あるいは二期やつた總裁がやめるときに幾ら出ておりますか。数千万円でしよう。——数千万円です。そうしてまた次のところへ行つて一期なり二期なりやつて数千万円。

それではいま即答できないようだったら、最近やめました各特殊法人の役員の退職金は幾ら支払つたか、ひとつ全部とはいひませんが、おもだつたところを出してもらひたい。

○黒金政府委員 あれはたしか各公社、公団に通じます退職金の規定がありまして、それによつて積算したものを支払つていふと思ひますが、いまお話しのような一期で数千万円というほどのことは私はいんじやないかと思ひます。なお調べました上で申し上げます。

○田中(武)委員 事実数千万円というのがあるのです。それは中小企業金融公庫の總裁がどうだか知りませんが、ね、あります。しかもあなたの話しては、公社、公団に通ずるといつた一つの規定でもあるのですか、そうじゃないでしよう。

○黒金政府委員 標準的なものがあつて打ち合はしてゐるんじゃないかと私は記憶しておりますが、記憶に誤りがあるかもしれません、おのおの相談をして大体の基準がきまつておるようには思ひます。

○田中(武)委員 それは大体のバランスがあるだろうが、高速度何と公団なんというものはものすごいでしょう。それは一応調べてもらひたいと思ひます。それから、一応特殊法人の總裁を引退せられた人を、次にまた新しくできる特殊法人の總裁を持つていく。たとえば前の勸銀の總裁を、いま審議中であ

あり、四月から発足を予定せられておる鉄道建設公団の總裁に持つていくという動きがありますね。どうですか。あなたのおつしやるようなところでいいならば、役人をやり、何かやつて功成り名を遂げて、一生こういうことに余生をささげるといふことならまだ見られると僕は思ふ。ところが、それが總裁をやめて次のほうに行く、まさに人事交流と同じことなんですよ。ここ数年間の各省次官の行き先は一体どこであつたか、一べんひとつ調べてもらひたいと思ひます。

○黒金政府委員 いまの鉄道建設公団のことは、まだ国会で御審議中でもありますし、その人選についてはまだ実は私もよく知り知つておりません。次官がどこにつとめておるか、これは事実でありますから、いづれ調査の上にお返事申し上げます。

○田中(武)委員 ところが、すでにもうそういうことが一般に知られておるのです。あなたは時間がないようだけれども、それじゃもう一つ尋ねたいと思ひます。たとえば輸銀の總裁は総理大臣が任命する。総理大臣の任命は、閣議の了承の上でしよう。そうすると、中小企業金融公庫の總裁は、これも閣議の了承を得て主務大臣、通産大臣が任命する。主務大臣の任命と総理の任命とは格が違ふように思ひますが、すべて内閣の了承とか議といふことは一緒なんです、その手続において形式が違ふだけですか、それとも重い軽

いがあるのですか。たとえば役人でないならば、認証官とそうでないものというふうな違いがあるのですか。

○黒金政府委員 いま御質問の点を直ちに、輸銀とそれから中小企業金融公庫どつちが重いかと問はれますと、さあ何ともお答えしようがむづかしいのであります。手続的なことからいへば、やはり総理大臣任命といふものは一番重く、いかにわれわれは考えております。

で、中小企業金融公庫は、主務大臣である大蔵大臣、通産大臣、これが閣議の承認を経ました上で任命をしております。

○田中(武)委員 総理の任命でもやはり閣議に了承を得るものでしょう。実質的にどこが違ひます。

○黒金政府委員 まあ実質的にどこが違ひかといふと、閣議に報告をいたしましたして、了承を得ているという点では同じでございます。ただ、まあ内閣総理大臣といふのは内閣を代表する権限を持つておられますので、やはり一般の主務大臣より少し偉いような感じでございます。そこで輸銀にしましても、たとえばこれは輸出入に關係があるのだからというので、また金融機関だからというので、大蔵大臣と通産大臣を主務大臣にして、その任命権者にしてもいいわけですが、それをあえて総理大臣にしておられますのは、やはり任命手続としては重い手続をとつておる、こんな考えでおります。

○田中(武)委員 そうすると、やはり中小企業金融公庫より輸銀の總裁のほうが偉いということになりますね。したがつて、榮転ですよ。そうでしょう。

○黒金政府委員 そうばかりも言えないんじゃないかと思ひます。それは、やはり適材適所なんでありまして、まあ森永さんに輸銀の總裁をお願いして、これは名總裁である。しかしまたその前に中小企業の公庫をお願いして、名總裁である。しかし輸銀のほうに欠けましたものが、どうにも森永さん以外にりつぱな方がない、適當な方がないというので、あえて中小企業の公庫のほうをやめていただいて、そこへこちらをお願いするということになりますから、まことに適任者という意味で、まあ榮転、榮転でない、そこまでおつしやなくていいのじやないかと思ひます。

○田中(武)委員 なぜかういふことをばくが言ひ出したかといふことは、ともかくうは捨て山であるところの特殊法人をつくり過ぎておる。もちろん必要なのはあります。そうしてそこへ役人が多く入り過ぎる。そうして本来の公社なり公団その他特殊法人の職員が役員になるような順序が来ておつても、上から下りしてくる。それから一人の人が、たとえば道路なら道路のことを建設省でやつた人が道路公団に行くことはいいでしょう。これは一応やむを得ないとしても、それが今度全然違ふ方面へ行く。しかし違ふといつても、大体やはり建設は建設、大蔵は大蔵、これなどは、ほんとうのところやはり先輩後輩の引つぱり合ひ、そ

いろいろな人間関係で、ことにそういうことによつて、これははつきりとしてもらいたいのだが、一人で何回もの退職金を取る、こういう事実。あなたもたぶん、この前にぼくが予算委員会でカルテルの数を聞いたので、大体今度は特殊法人の数でも聞くかも知れぬというところで用意せられておつたら、九十二と出た。そうでなかつたら答へなかつたと思う。私の持つておるのは一年前のもので八十五なんです。そうすると六つというのが去年の国会で通つておるわけですが、もう少し特殊法人をつくる場合並びにその人事においては一般から疑惑の出るようなことはやらない。いま私が言つた、前の勸銀の總裁を今度できやうとする鉄道建設公団の總裁にしようとしておる、そういうことはありませんと言ふなら、そういうことはしませんと言ひ切れませんか。そういう事例はありませんかと言ひ切れませんか。

●黒金政府委員 ただいまの問題は、まだ議になつていない。ことに法律もまだ成立してない。したがつて議になつていない。おそらくあれは法律が成立しますれば設立委員ができて、ずつと手続を経てできる。多少時間がかかります。したがつて、いま議題になつておられませんので、これはいま議題になつていないと申し上げられるのでありますが、しませんということ、私はその権能もないし、時期じゃないと思ひますので、議題になつておきませんと、これだけ申し上げておきます。

●田中(武)委員 おつしやるとおりに、その法律の附則のどこかで設立委員とか準備委員をつくつて、そうして

云々ということ、体裁はそう出るのでしよう。これは一つのタイプがあつて出てくるのです。法律はほとんど同じタイプなんです。しかしまだ審議中であり、できていないものに、すでにそういううわさが出るというところ、火のないところから煙は立ちまわす。ここにやはり特殊法人と官僚あるいは政府、ここに何らかの隠れたる関係がある、こういうことを言わざるを得ないし、その国民から疑惑を持たれても弁解の余地はないでしよう。私があなたにわざわざ来てくれと言つたのは、このことを申し上げて、あなたに總理を補佐して、あるいは国会へ提出せられる法案を官房長官として一応整理するとき、いろいろと考えてそういう疑惑のないようにしてもらいたいという事です。まずそのことを總理に申し上げてもらいたいという事です。そのために来てもらつたわけですから、たとへば九十二という事も、おそらくあなたはその数字を見せられて、受けたのぢやないですか。それだけ申し上げて三十分というからおきたい。しかし、あなたはいいですが、あと続けますよ。

●黒金政府委員 私は大体におきまして田中さんのおつしやる御意見に同感なものであります。まず予算の時期にできる限り公団、公社、そういうものををつくることを押さえるために十分努力をいたしておりますが、微力、ついにできてしまふ場合がございます。もとよりできますのは、それ相当の理由があるものでありますが、しかし、できるだけこれは少なくしてまいりたい。同時にその理事者につきましても、い

まお話しのように、広い意味で民間の優秀な方もぜひお迎えしたいというような考えであります。何分にも先ほどお話ししたとおり、比較的公的な色彩の強い、純然たる民間会社と違ふものでございまして、やはり多少そういうものがある。しかし、できるだけ限り広く適材適所、人材をとつてまいりたい、同時にいまお話のありましたように、一期つとめて首になればほかの特殊会社にもまたあつておるというやうなことはできるだけ避けまして、そうしてやつてまいりたいというので、ぜひぶん苦勞をいたしております。と、ときどきにお目に余るものもあるかと思ひますので、今後とも十分に注意いたしますから、御了承願ひます。

●田中(武)委員 いまの点は了承しました。これは結局は吉國さんが答へられることになると思ひますが、その前に関係者のほうに聞くのがよいと思ひますが、この輸銀法第一条に「本邦」ということがありますが、この「本邦」ということは憲法の「日本国」、あるいは刑法二条にも「日本国」といふことがありますが、この「日本国」と「本邦」とはどう違うんですか。輸銀法の中にも「日本国」といふことを使つておられます。今度の改正の中にも「日本国」といふことが出てきます。第十八条の二の五項ですか、そこに「及び日本国」といふことが出てきます。一つの法律の中に「本邦」と「日本国」といふことが出てくる、これはどう違いますか。

●森永説明員 法律の制定は大蔵省に置いてなされたものでございまして、

●吉國政府委員 日本輸出入銀行法の第一条、あるいはその業務を定めておられます第十八条において、「本邦」という字を従来使つておりましたが、この場合の「本邦」と申しますのは、主として地域的な概念をいたしまして使つておるわけにございまして、今回の改正におきまして「日本国」と申しましたのは、国際社会の成員であるところの日本国というものをとらえまして「日本国」と呼んだわけにございまして、

●田中(武)委員 そうすると憲法の「日本国」といふことは、一応わかつたやうな気がするんですが、刑法の二条の「日本国」といふのはどうですか。

●吉國政府委員 刑法におきましては、刑の適用に關しまして国内犯と国外犯の規定を設けておりますことは、ただいま田中委員御指摘のとおりでございます。刑法におきましては「日本国」といふことを、その地域概念を含めまして使つております。したが

いまして、刑法で「日本国内」とか「日本国外」と申します場合には、この「日本国」を形成してあります地理的な範圍のうちであるか外であるかというのとに着眼して「日本国」といふ文字を使つたわけにございまして。輸出入銀行法においては、何ゆゑ「本邦」といふ文字を使つたかといふことに相なりますが、輸出入銀行は、御承知のように日本からの輸出入の問題について金融上の機能を發揮すべく特殊法人をつくつたわけにございまして、輸出入に關しましては、御承知のように、外国為替及び外国貿易管理法という基本的な法典がございまして、ここでこの地域概念につ

きましては「本邦」といふ文字を使つておられますので、輸出入銀行法もこの貿易

に關する立法をいたしまして「本邦」といふ文字を使つたわけにございまして。●田中(武)委員 私も調べてみました。が、大體貿易為替關係は「本邦」といふ文字を使つておられます。別に、ここで「日本国」と「本邦」とは地域的には、たとえば沖繩はどうなるか、小笠原はどうなるかといふことは聞きませんが、結局「日本国」といふときは地域である、「本邦」といふときは面積において違いがあるのですか。

●吉國政府委員 先ほど来申しておりますように、日本輸出入銀行法におきましては、地域概念をとらえます場合には「本邦」と呼んでおります。国際社会の成員としての國家というところをつかまえます場合には、「日本国」といふ使い分けをしたわけにございまして。したがひまして、実体的にはまさに同じものを指しておるわけにございまして、面積の相違といふことはござい

ません。●田中(武)委員 そうすると、これから立法の例としては、為替とか貿易、こういう關係は「本邦」と使ひ、そうでないものは「日本国」と使ひ、そういうことですか。

●吉國政府委員 貿易とか為替とかにつきましては、先ほど来申し上げましたように、外国為替及び外国貿易管理法におきまして、特に「本邦」といふ文字を使つたわけにございまして。これは従来の日本國の範域より、当時占領時代でございまして、やや範域が狭いといふやうなこともございまして、それぞれ命令におきまして本邦の地域から除かれるやうな地域を定めておつたやうなこともございまして、特に「本邦」といふ字を使つたわけにございまして

が、それ以来十数年を経過しておりますけれども、外国為替及び外国貿易管理法を基本法といたしまして仕立てられております法律の有機的な全体といたしましては、貿易関係ではできるだけ「本邦」という字にそそぐべき地域概念の統一をはかるということが大體の概念でございますが、必ずしもそうきめてしまつたということではございませんで、そのときどきの法律の全体の仕組みからいたしまして「日本国」という字を使う場合もあり得ると思ひます。

○田中(武)委員 外国為替及び外国貿易管理法の五条に使つてあるからこゝだとおしやるのです。これはできたのが占領下であつた。だから「本邦」と使つた。今日同じ概念について法律用語が違ふといふことはおかしいじゃない。これは憲法が「日本国」だから、「日本国」に統一すべきです。どうですか、統一しますか、統一しませんか。「本邦」といふのは、それに關連して、あなた御承知のように命令にまで使つていますね、たとえば對外の貸借及び収支に關する勅令といふようなものにもやはり「本邦」を使つておりますね。

○吉國政府委員 どうも答弁がやや不的確であつたかもしれませんが、外国為替及び外国貿易管理法、これは二十四年に制定されておりますが、第六條で本邦といふことを定義しております。『本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。』と規定をいたしております。この命令によりまして、日本の周辺にございませう島のうち一定のものを加へましてこ

れを本邦として、その本邦からの輸出あるいは本邦への輸入をその第四十八條以下において規律をいたしまして、またさらに重ねて為替關係については第二十七條以下において規律をいたしておるわけでございます。そのような本邦といふ文字を用ひましたのは、先ほど来申し上げておりますように、當時のすでに与えられた概念としての日本國の地理的範圍よりはるかに狭いといふような範圍をつかまへまして本邦といふ文字を使つたわけでございます。その後外國為替及び外國貿易管理法に付屬するときは申せませんが、それと同じ系列に屬すべき法律として、たとえば外資に關する法律が制定されておりますが、その外資に關する法律では同じように本邦といふ文字を使ひまして、したがひましてその外資に關する法律に基づいております對外の貸借及び収支に關する勅令、これは當然外資に關する法律を受けまして本邦といふ文字を使つたわけでございます。そのようになつて現在の貿易關係――主として貿易關係でございますが、またこれにはもちろん為替關係もございまして、為替貿易關係の法令では從來本邦といふ概念がずっと打ち立てられて今日に至つておりますので、われわれといたしましては、いま直ちにこれを日本國といふ文字に改めなければならぬといふまでは考へておりません。ただ、この法律ではそれを二つ用ひましたのは、一つは地理的な概念に主眼を置いたものでございまして、今度の第十八條の二において用ひました日本國あるいは日本國政府と申します場合には國家としてのわが國をとらへましたので、あえて日本國あるいは日本國政府

といふ文字を使つたわけでございます。○田中(武)委員 どうもよくわからぬですが、ともかく昭和二十四年につくつた法律、占領下の法律でしよう。そこで外為法は五条で本邦といふことを使ひ、六條でその定義を下しておる。それに關連する法律で本邦と使つてゐるのは外為法の六條ですね。六條の概念になるのです。ところが、今日においては、あなた先ほどおしやつたように、日本國といふのと本邦といふのは變つた、こゝろが、こゝろで返還せられたときに、憲法なり刑法なりその他は直ちに沖繩へ及ぶ、しかし本邦と使つておるのは外為法その他本邦といふ定義を變へない限り及ばない、こゝろがこゝろになるのですか。

○吉國政府委員 本邦の範圍につきましては、たとえば昭和二十年代の半ば過ぎにいわゆる十島村がわが國の統治下に復歸してまいりまして、さらに引き続きいて奄美諸島が復歸いたしました。その際にはこの本邦の範圍を定める命令の規定は改正をいたしてございまして、その場合命令は大蔵省令でございまして、あらかじめ復歸の準備をすつと進めておりました間に、當然そのような省令の改正もいたしたわけでございます。日本の統治下に復歸するといふ場合には、ある日突然に復歸するといふことはございせん、あらかじめ諸般の法令あるいは法令に基づいて実施せられたあらゆる行政の状態を引き継ぐべく諸般の準備をいたすわけでございますので、本邦の範圍を改正するための準備も當然その準備期間

中に行ない得られますし、また從來とも行なつてまいりました。○田中(武)委員 いま何か本邦の定義を大蔵省令で書いたとか言つておつたが、そゝろいふことができるのですか。

○吉國政府委員 先ほど申し上げましたように外國為替及び外國貿易管理法第六條の第一項第一号におきましては、「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。とございまして、その命令で定める附屬の島の範圍が大蔵省令で定められております。

○田中(武)委員 これは外為法がやはり占領下であつたといふ事情からこゝろいふことは使つたのではない。やはり法律概念として二つの表現といふことはどうかと思ひます。これをひとつ檢討してもいいと思ひます。それは今度の輪銀法の改正の中で、一つの法律の中に本邦と日本國といふ二つのことが出ておる。これなんかは法律用語を統一したらどうです。外為法ができたとき、おそらく昭和二十四年のころで、また六條でいうところの、その附近の島のどこまでが入るかといふことがわからなかつたことがあつたと思ひます。だから、そゝろいふきめ方をしたのではないですか。

○吉國政府委員 本邦といふ用語と日本國といふ用語について、その統一方について検討したらどうかといふお話でございますので、今後十分検討はしてまいりたいと思ひます。ただ第十八條の二の新しくつけ加へました第五項においては、從來本邦といふ字を使つておつたのであれば、本邦といふ文字にしてはどうかといふ當然の御反問があると思ひますが、この場合には國際

社會の成員でございましてこゝろの國家をつかまへましていつておりますので、從來の使ひ方から申しまして本邦政府といふよりな使ひ方がやや奇異な感じもございまして、國際社會の主權の主体である國家をつかまへます場合には日本國のほうが適當であらうといふことで、かような使ひ方をいたしたわけでございます。

○田中(武)委員 こゝろいふことはかりやつておつてもしかたがないと思ひますが、これは私は檢討の必要ありと思ひます。それから本邦あるいは日本國に對することとして、外國といふのです。本邦といふことは使つてないですね。そゝろいふような点を私はやはり觀念統一、用語統一が必要だと思ひます。占領下といふ特殊な事情があつたから、そゝろいふきめ方をせられたといふことはわかります。これは檢討してみますといふことです。これはそれで次へ行きたいと思ひます。

この法律が昭和二十六年ですが、二十五年だつたかできてから、今日までに二十回改正になつておるのです。したがつて、その何回かは單に資本金だけのために改正をした、こゝろいふことで、先ほど武藤君が触れました、今後は資本金だけの増額ならば法改正の手続をとらなくていいやうな改正をしようとしておる。先ほど私武藤君に對する答弁を聞いておりましたが、なるほど最近の特殊法人につきましては、いままでと違つて、一々資本金が變つたに法改正の手続をとらないで、予算で定める範圍内において、そゝろいふことになると思ひます。この点は武藤君も質問を保留せられておつたし、私もあまり突つ込みませんが、一言言

は、それ以来十数年を経過しておりますけれども、外国為替及び外国貿易管理法を基本法といたしまして仕立てられております法律の有機的な全体といたしましては、貿易関係ではできるだけ「本邦」という字にそそぐべき地域概念の統一をはかるということが大體の概念でございますが、必ずしもそうきめてしまつたということではございませんで、そのときどきの法律の全体の仕組みからいたしまして「日本国」という字を使う場合もあり得ると思ひます。

○田中(武)委員 どうも答弁がやや不的確であつたかもしれませんが、外国為替及び外国貿易管理法、これは二十四年に制定されておりますが、第六條で本邦といふことを定義しております。『本州、北海道、四国、九州及び命令で定めるその附屬の島をいう。』と規定をいたしております。この命令によりまして、日本の周辺にございませう島のうち一定のものを加へましてこ

いたこと、予算の範囲内で——予算と同額とはいってないですね。予算の範囲内というおののです。そうしたら、予算がきまると同時に自動的に資本金がきまるといふ解釈がどこから出てきますか。予算の範囲内において、こういう文句ですからね。そうして、この問題は、またあすでも武藤君もつとやるだろうと思うのです。が、範囲内——同額ではない。だから予算がつかますと同時に自動的に資本金がふえるというのはどういうわけですか。

○高橋(後)政府委員 予算ではその年間に予定する出資の総額を定めることになりまして、この出資を一時的に行なうということも必要でありません。大体においては出資先行がやっておりますが、一回に、たとえば来年度の場合には二百二十五億円を全額一時に出資するのではなくて、何回かに分けて支出するというのが適当かと思ひます。それがここに書いてあります。「予算で定める金額の範囲内」ということでございまして、輸出入銀行の場合には、実際は残すというようなことは從來もありませんが、これからのありまです。全部そのとおりに出資いたします。その出資があつたときには、直ちにその出資額によつて資本金がふえるわけでございますが、順次資本金が増加していくということになります。

なお先ほど武藤委員に對しまして私が答弁したことにつけて申します。が、ただいまの御質問も同様でございますが、当委員会の審議につきましては、私は、この輸出入銀行の業務等につきましても重大な関心をお持ちになるのは当然のことだと思ひま

すので、たとえばこのような法律案が出ない年でありまして、われわれ並に關係の森永總裁以下を呼び出されまして十分審議願うということにおいて、私も、これを法律案があるからないからということで何ら差別するつもりはありません。当委員会の運営の問題になるかも知れませんが、どうぞひとつ十分の御審議をお願いしたいと思ひます。

○田中(武)委員 先ほど武藤君が言つておつたように、いわゆる国会の審議ということがあるべくのがれようとする考えがあることは確かでしょう。それはそれといたしまして、あなたの答弁によると、法律を見たときに資本金がかからないということになります。いままでだったら、古い法律はともかくも、その年の法律を見れば、輸銀なりその他の特殊法人の資本金が数字で出ておるわけですね。しかし、改定になると、法律を見ただけでは、資本金はわからない。しかもあなたの答弁によると、予算の範囲内だから一ぺんに出さない、ちびりちびり出すということになれば、出すたびに資本金が増加する、そういうことになるのですか。

○高橋(後)政府委員 資本金の増加はそのとおりでございますが、ただ、法律の上にたゞいま現在の資本金が載つていない、法律を見ただけではわからぬとおっしゃいます。もちろんこの出資の資本金の額は公示することになつておりますから、何も秘密にするわけではございませんが、やはり業務のごくあらましを見るためには、資本金の額だけではどうにもなりません。で、バランス・シートの上からい

ば、借入れ金その他、貸し付け金の残高がどうなつておるか、こういうことが大ざっぱなことではあります。貸借対照表をのぞくならなければ、現在の輸銀の状態、スケールがどのくらいのものであるかということをつかめませんので、その点は法律に書いてなくても、その通り問題じゃないのじゃないか。つまりバランス・シートを御要求になれば、これは半ばいつでも提出いたします。これは半年ごとには出ておるこの資本金を記載しております。ただし資本金が幾らであるかという点

は、先ほど申しましたように、ほかの計数とあわせてのらんになったほうが実態がわかりになるのじゃないかと考えます。

○田中(武)委員 私は、実際の事態を見るためのすべてが資本金だとは言つていいのです。私は、特殊法人の一つの性格として、資本金が法律によつて定められておるということが特徴ではないかと思ひますが、これはどうでしょうか。

○古國政府委員 特殊法人全体を通じて見まして、その資本金がいかなるものか、その特殊法人の基本的な事項であると思ひますが、その金額が幾らであるかということが法律に明示されるかされないかということによつて特殊法人であるかないかということには相ならない、從來の觀念ではさうに考へております。

○田中(武)委員 出資することに毎年一法改正の手續をとる、これが煩瑣だ、確かにそうだと思う。この法律にいたしましたも、十二、三年ほどの間

に二十回も改正をやつておるのですからね。そういうところでなるべく安易にやろうということでは法律のタイプを変えてきたことはわかります。しかし特殊法人は資本の構成、資本の額というふうなものがその法律によつて明確である。そのことが特質だと思ひます。普通の法人だったら定款を見ればわかる。そうじゃないですか。金額を明細に書くということが絶対必要條件であるかどうかは知りません。しかし、いままでそういう解釈で全部変えてきたでしよう。二、三年前からかつこうが変つたんですよ。それで、三十六年ぐらゐから法律が變つてきたんですよ。それまでは同じタイプで

○古國政府委員 法律のいさゝがいろいろ違つておる点につきまして、また田中委員の御鞭撻をいただく点が多々あると思ひますが、必ずしも昭和三十五、六年からかように相なつたわけではございませんで、古いものでは、たとえば住宅金融公庫等におきましては、たとへば昭和二十五年以来、今度の日本輸出入銀行法の改正後のような姿をとつておりますし、また特殊法人のうちで特殊法人たる性格が高いと思ひます。日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社の三公社でございますが、これも法律の上には資本の額は明示されておる。その資本金がどういふもので構成されておるかというところは、もちろん規定いたしておりますけれども、金額が幾らであるかというところは明示されておる。国鉄はあるいは三兆といわれ、日本電信電話公社は一兆といわれ

る。それでございしますが、その金額は明示されておる。国鉄だとか電電公社というふうなところは、これは幾らほど財産があつたかというふうなことは、専門家でちよつとわからぬと思ひます。私は特殊法人と言つては、あまり言つていないのです。最近雨後のタケノコのようにどんどんきた特殊法人のことを言つておるのです。それからと思ひ、日本銀行などは、これはまた別にやります。一体幾らの資本金になつておるのか、いつまでもはうつてあるというふうなこともあるでしよう。二十五年の住宅金融公庫がどういふタイプをとつておるというが、その後出てきた法律で、そういうタイプをとつておるもの、どんなものがあるのか。それでは、そういうタイプをとつてきたものと、とらなかつたものがある。これは途中からこの法律のやうなタイプをとるようになったもの、どういふものですか。

○古國政府委員 從來出資の規定につきまして、法律上一定の額を明示いたしまして、資本金の額が幾らであるというのを定めたものと、当初の出資額のはかに予算の定める範囲内において追加して出資できるという定めをいたしましたものと二つあることは仰せられたとおりでございします。その前者の場合、すなわち確定額を明示いたしましたものと、後者の増資の定めがあるものとどういふふうに通うかというところでございますが、法律的に申し上げますと、前者のはは資本金の

額は法律上一定の額が表示されており、一応その法律といたしましては、その明示された額をもって業務を運営するのだということを、當時において、立法者としては考えておつたというふうなものであると思ひます。それに対して、出資額のほか、増資の定めのあるもの、たとえば田中委員が仰せられましたように、最近の立法例では、非常にそれが多いわけですが、そのようなものにつきましても、当初設立される場合に政府から幾ばくかの出資があり、その後事業の拡大に応じて、その必要に応じて、予算で定められた金額の範囲内において追加して出資されることがあるというので、法律上その方針が明らかにされておるのであります。この二つの違いがあったわけですが、その二つをともに日本輸出入銀行等の法人につきましては、その業務の推移に応じて、当然追加出資というものを予想すべきではないかということで、今回政府でこのような改正案を提出したわけですが、いままでございました二つの立法例のうち増資の定めのあるもの、すなわちその業務の拡大に即応して、予算で定める金額の範囲内においては追加して出資ができる、そういうような性格のものであるということをはっきり鮮明するほうがいいのではないかというふうに、本件の場合には大蔵省が考えまして、そのような改正案を立案したわけでございます。

○田中(武)委員 その答弁はちょっとおかしい。それじゃこの輸銀法ができたときには、将来出資をふやすということとは考えなかったかというところを

じゃない。だからその答弁は当たらないのですよ。しかしこれはまたあとの機会にやろうと思ひます。

私はこれから改正の本题に入りたと思つたのですが、時間もだいたいおそくなりましたから、次の火曜日にでも留保いたしまして、吉國さんに聞く点だけを伺つておきたいと思つたのです。この法律の十五条の代理権、これはどういう性格ですか。

○吉國政府委員 日本輸出入銀行は、その第三条の規定におきまして、東京都に主たる事務所を置きますが、必要な地に從たる事務所を置くことができるとなつております。その從たる事務所におきまして業務の執行につきまして、一定の範囲内におきましては、その処理が代表権ある総裁あるいは副総裁、理事の処理を待たずして、その從たる事務所において行なわれるべき必要があるような場合におきましては、総裁、副総裁及び理事が從たる事務所に關して一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任する」という権限を与えたわけでありまして、現在におきましてはこのようない代理人の選任は行なわれていないというふうに私は聞いております。

○田中(武)委員 時間がなから、これをやると長くなりますから一ぺんに聞きます。商法の支配人と性格が違ふか違ふないか、「裁判上又は裁判外の行為」ということで同じことになりま

すね。ところが商法のほうでは制限をしていない。十五条では職員というところを制限しておる、たとえば、裁判の場合に弁護士を雇ふことはどういふことになるか。これは裁判上のことは職

員でなければいけません。それが一つ。それからその十五条の代理権のところの委任の中に、たとえばこの法律の四十条の余剰金の運用、あるいは三十九条三項の資金の借入れの制限、あるいはまた十八条の三の二項の借入れ資金の限度とか、いろいろそういうことがありますね。そういう権限を委任できるかどうか。こゝまで言うとなんたは次のほくの質問を大体予想されると思つたのですが、この委任ができるかどうか。

○吉國政府委員 この第十五条において選任されます代理人と、商法三十七条の支配人と、その代理権の範囲がどうであるかという御質問につきましては、これは商法の三十七條あるいは三十八條の一項において規定されております支配人の代理権とは同じ範囲であると思つてよろしいかと思ひます。

それから第三点の裁判について弁護士を選任できるかということに關連して、職員以外には代理人が選任できないではないかということでございますが、これは職員のうちからこのようない代理人に當たるべき代理人を選任することができるといふことを規定したわけでございます。個別具体的な事件につきまして代理権を授与することは、當然この第十五條の規定が禁止してゐるところではございませんので、たとえば訴訟が起つた場合に、その訴訟に關します訴訟代理の権限を弁護士に委任するといふことは法律上は可能でございます。

第三点の……

○田中(武)委員 もっと言うなら四十六條の一号から八号の罰則の中で、ど

れが委任できてそれが委任できないか。

○吉國政府委員 たとえば余剰金の運用とか資金の借入れ等について権限を授与できるかどうかということでございますが、この支店と申しますか、從たる事務所の業務に關します限りは、一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を与え得るわけでございますので、その権限の授与のしかたによりましては、それは可能であらうといふふうに考えておりますが、法律上の問題と實際上の権限の授与のしかたとは違ひますので、輸出入銀行において統一的に処理をされなければならぬような事項については、そのようない代理人をほとんど選任しないということもございまして、先ほど申し上げましたように、現在はこのようない從たる事務所の代理人の選任は行なわれておりませんので、すべて主たる事務所に於いて統一的に処理されているということでございます。

○田中(武)委員 もう時間もないので、時間はありますが早くやめたいと思ひますので、これをやるとまた長くなるので、あなたとは私は罰則の問題でしよつちやうやつた。ところが私はあくまで、この罰則の中に「役員又は職員」とあるが、この職員は除くべきだといふことはいまでも考えておる。したがつて私が聞いたのは、四十六條の一号から八号までの間の権限で、十五條によつて委任できるものがあるのかないのか聞いたこと。そのことあなたに答へる。このことが四十六條で、この置き方は当輪銀法だけでありません、あらゆる特殊法人に全部同じ規定があるわけです。ほとんど同

じ規定がある。その中で職員がこういうことを犯す余裕があるか。業務以外を私は繰り返してやつてきたと思ひます。だからこれは第十五條のいわゆる代理権の範囲と四十六條の罰則とが關連を保持しているのです。それはいまこゝでは言ひませんが、ひとつはつきり一ぺん文書をもつてつくつてくださ

い。

○吉國政府委員 この第四十六條のうちに、役員のみならず職員を処罰する規定、この場合は過料でございますが、同様な規定は、刑罰を科する場合においても、特殊法人法のみならずきつめて多數の法律において認められるところがございます。このようない罰則につきましては、田中委員から前に商工委員会におきまして何回か御質問をいただきました。これに對しまして何回か私のほうでも答へをいたしておることでございますが、いずれまた文書をもつてお答え申し上げるつもりでございますが、ただいまの第十五條の代理人の選任は、あくまで從たる事務所におきまして包括的な権限を授与する規定でございます。個別的な委任による代理権の授与といふことは當然でございますし、またこの罰則の規定におきまして、ある行為をし、あるいはある行為をしなないということに対して構成要件を満たしたということで、刑罰あるいは罰金を科するという場合の行為の主体としたしましては、このようない十五條のようない包括的な代理権を付与せられたものでなければならぬといふことはございまして、これは一般の罰則規定にも通ずる問題でござい

ますが、その案件を処理する権限を内部において付与されているかいないかということによって判断すべき問題でございまして、私どももいたしましては第四十六条のような規定から職員を除くほうがいいというふうに直ちに言い得ないのではないかと、いうふうに考えております。

○田中(武)委員 委員長から注意もあつたし、やめておこうと思ひますが、いままで何回かやつたが、あなたは的確な答弁をしていないんだ。いままではそういうのも、いつでも同じ一つのタイプのもつてくるんだ。そこで、この種法人の職員において、この種の刑罰を受けた例があるかどうか。あるいはこの輪銀でいさましよう。輪銀でいさましようの言つておる余裕金の運用とか、あるいは借り入れ金の問題等を十五条の、実際はやっていないというところですが、十五条の権限の委任ができるのかできないのか。そういう点を明らかにしてください。これは火曜日までには願ひます。火曜日にこれは採決することのはつきりしてなければ採決はできない。こういうことを確認してください。

○山中委員長 その事実があつたかいかということですか。

○田中(武)委員 法律的にその十五条の範囲の中に入るのか入らないのか。それから、いままでそういう実例があるのですか。罰則をもつていく必要はないでしようかな。

○吉田政府委員 第四十六条の違反の事実があるかどうか。いままでは科罰した例があるかどうかということでございますが、これはたゞいま日本輸出

入銀行の当事者のお話を伺いますと、そういうことはございせん。役員も職員も処罰されたことはないというところでございます。それから第十五条の代理人の選任の範囲に、たとえば第三十九条、第四十条のときが入るかというところでございますが、法律上はその従たる事務所に關する限りは、代理人を選任し得るということでございます。それから、たゞし現在におきましては、このような規定がございまして、代理人の選任は行なわれておりませんし、たゞいま輸出銀行の当事者から伺いますと、たゞいまのところでは、代理人を従たる事務所に關して選任する必要は認めておらないということでございます。

○田中(武)委員 もうやめようと思ひのだけれども、そういう答弁をされては言わざるを得ないですよ。かりにそれが従たる事務所を設けた場合に余裕金とか、あるいは借り入れ金が増える事務所が独立してやるのですか。

○高橋(俊)政府委員 たゞいまのところ、輪銀はいわゆるこの条文に當たる従たる事務所を持つておりません。大阪に事務所を持つておりますけれども、これはこの法文のいうところの従たる事務所には該當いたしません。つまり独自に審査もやり、貸し出しもするという事業はやつておりません。従たる事務所というものは、本店に対する支店というよりなことでございまして、そうなりますれば通常の金融機関におきましても、支店において借り入れ金はほんとうの事務所、東京でやるわけでございますから、貸し出しを行ない、回収を行なうということをもしやることといたしますれば、その

間に多少なりとも余裕金を持つということはあるわけでございます。その余裕金をその他における日本銀行が代理する、資金運用部に預託する、日本銀行から短期証券を賣うというようなことをやれば差しつかえないのですが、それをコールに出すとかいうようなことになつて認められておらないことをすれば、ここにいうその場合の従たる事務所の長は、ある程度の権限委任を受けなければなりません。代理人として行動する必要があると思ひます。それはいま仮定の論議でございますが、現実の問題としては従たる事務所がございせんので、何ら代理人選任の必要は今日まで起こつておらぬ。

○田中(武)委員 どうも銀行局長の答弁はピンぼけです。これ以上やりません。あらためてやりませう。ピンぼけです。私は輪銀法の改正を審議しているのですよ。だからその法律の条文について聞いておるわけですよ。条文についていままでなかつたからとか、そういうことではないのです。条文の解釈を聞いておる。この法律に全部四十何条があるのですよ。それを聞いておるのですから、またあらためてやりませう。

○高橋(俊)政府委員 条文の上で答えていただきますと、ほんとうの従たる事務所が設けられて活動する場合には、借り入れ金をする権限を、そういう代理行為、代理権を与える必要は毛頭ございせんが、余裕金の運用については与えなければ、余裕金は常に現金で持たなければならぬから、とにかく多少とも運用するというのが普通でございまして、そういうことは起り得る、そういう代理の中に余裕金の運用に關しては起り得ると思ひます。

○田中(武)委員 もうやめます。しかしこれで了承ではありません。四十六条一号から八号までの各号について、これはできるかできないか、一つずつ次の機会に伺ひます。

○山中委員長 次会は、來たる十八日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時四十六分散會

昭和三十九年二月二十五日印刷

昭和三十九年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局